

第八十回国会 大蔵委員会議録第十三号

昭和五十二年三月二十三日(水曜日) 午前十時三十三分開議

出席委員

- 委員長 小淵 惠三君
理事 野田 毅君
理事 山下 元利君
理事 山田 耻目君
理事 永末 英一君
愛知 和男君
大石 千八君
後藤田正晴君
砂田 重民君
原田 憲君
村山 達雄君
山崎武三郎君
伊藤 茂君
大島 弘君
川崎 寛治君
只松 祐治君
貝沼 次郎君
荒木 宏君

- 池田 行彦君
宗一君
佐野 嘉吉君
葉梨 信行君
村上 茂利君
毛利 松平君
山下 徳夫君
池端 清一君
川口 大助君
沢田 広君
村山 喜一君
高橋 高望君
永原 稔君

出席國務大臣

- 大蔵大臣 坊 秀男君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 高鳥 修君
大蔵大臣官房審議官 山内 宏君
大蔵省主計局長 加藤 隆司君
大蔵省主税局長 大倉 眞隆君
大蔵省銀行局長 後藤 達太郎君
国税庁次長 山橋敬一郎君

委員外の出席者

- 大蔵省主税局税制第二課長 水野 勝君

- 文部省大学局長 五十嵐耕一君
文部省管理局長 塩津 有彦君
画調整課長 中野 徹雄君
厚生省医務局長 吉住 俊彦君
自治省税務局市町村税課長 末松 経正君
大蔵委員会調査室長

委員の異動

- 三月二十三日
永原 稔君 補欠選任 刀祢館正也君
同日
刀祢館正也君 補欠選任 永原 稔君

三月二十三日

府中市の米軍基地跡地の地元利用に関する請願(長谷川正三君紹介)(第一七二五号)
同(山花貞夫君紹介)(第一七四〇号)
所得税法上の雪害特別所得控除制度の新設に関する請願(平林剛君紹介)(第一七三九号)
担保付銀行手形割引料金の取り扱い改正に関する請願(田中伊三次君紹介)(第一八一七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
租税特別措置法及び国保税納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

号)

○小淵委員長 これより会議を開きます。
所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国保税納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 いま国民は、流した汗が報われる、苦勞したら苦勞しただけのかがあるということをお求めおもうのです。それは非常に変化が多いだけに、変化の多い中でどうして生活の安定を確保していくか、またそれにこたえていくのが政治の課題であると思ひます。ちようどいま入学試験が一段落して新しい入学期というものを迎えてきておるわけでありまして、それぞれ子供たちは新しい勉強の場所に張り切って行こうとしておる者もおる、あるいは失意のどん底におる者もおるわけでありまして、予算委員会やあるいは文教委員会等でも大変問題になっております私立大学の医学部、歯学部、薬学部、農学部、畜産学部、農工大学の莫大な入学金というものの、この問題はさういふ大きな問題として取り上げてまいってござります。海部文部大臣は、こういう入学金問題の実態というのをお教育基本法違反であるというふうな判断をいたしました。まさにさうであると思ひます。私は、きょうは税法との関係で少しこの問題を取り上げ、どうしたら本当に解決をしていくのかという点について大蔵大臣を中心にひとつ質問を進めたいと思ひます。

検討いたしますに当たってまず文部省にお尋ねしたいのですが、三月十七日に文部省が裏口入学金の実態というものを五十一年度について発表されたというふうな新聞の報道で見られるわけでありまして、四十九年に裏口入学金の自粛という通達をいたしました。これは全く効力なし、むしろそのひどきは目に余るものが出ておるわけでありまして。そこで私は、この税法との関係をいろいろ議論するに当たりまして文部省にお尋ねしたい点は、医学部、それは国立、公立、それから私立の医学部、歯学部、歯学部の入学者であります。その入学者、できればこの二、三年欲しいのですけれども、医師の子弟の割合がどういふ割合になっておるかまず伺いたいと思ひます。何人入ってなんということとはみんな知っておりますし、私立の医学部が裏口入学金を何ぼ取ってなんということはずでに報道されておりますから、時間の関係上さういうことは要りません。

○五十嵐説明員 お答え申し上げます。
まず医学部の方で保護者が医師である者の比率であります。国立は二〇・一%、公立は一九・六%、私立は六六%でございます。それから歯の方につきましては、保護者が歯科医師ないし医師である者は、国立につきましては二・七%、公立は二・八%、私立、これは一部調査漏れがござりますが、十二大学におきまして四五・六%ということでございます。

○川崎(寛)委員 これは何年度ですか。
○五十嵐説明員 歯学部につきましては五十一年度でございます。それから医学部につきましては、多少古うございますが、四十八年度でございます。
○川崎(寛)委員 ですから、医学部につきましてはもう少し新しい年度をとればもっと率は変わってくるのじゃないかと私は思ひます。
そこで寄付金の性格ですが、文部省はこの寄付金の性格をどういふふうにごらんになっておりますか。

○塩津説明員 お答え申し上げます。

任意の寄付金であるというふうに考えております。

○川崎(寛)委員 任意の寄付金という場合に、入学のための寄付金つまり入学金でありますか。

○塩津説明員 入学に伴う任意の寄付金であると考えております。

○川崎(寛)委員 それではその入学に伴う任意の寄付金になぜ段階があるのですか。

○塩津説明員 学校によって種々のようでございますけれども、成績による段階等が多いようでございます。

○川崎(寛)委員 つまり成績に伴って段階があるということとは、そのことが入学の条件になつておると判断してよろしいですか。

○塩津説明員 入学の条件となるということは教育の機会均等の精神から好ましくないということ、先生先ほど御指摘のとおり四十九年の通達でもそれから実際に指導いたしておるところでございますが、あくまでも基本的性格は任意の寄付金でありますけれども、入学に伴うところがあるのではないかというふうに考えております。

○川崎(寛)委員 それでは受け取った学校の方の寄付金の使途はどういうふうになつておりますか。

○塩津説明員 総体的に申しまして、五十一年度のまづ医学部でございますが、施設費のために使いましたのが二十学部、設備費に使いましたのが十八学部、経常費に使いましたのが十二学部、それから借入金返済が三学部、こういうふうになつております。これは延べでございます。一つの学校で両方に使ったときには両方へ換算してありますから、合計しまして総学部より多くなつております。

それから歯学部でございますけれども、施設費として使いましたのが十三学部、設備費が九学部、経常費が十二学部、借入金返済が二学部、こういうふうになつております。

○川崎(寛)委員 国税庁にお尋ねしますけれども

も、いまこのように寄付金の使途を分類して文部省側がお答えになりました。そうしますと、税法上の問題というのはいまのお答えからずいぶんいろいろ出てくると思うのです。先ほど文部省の方が寄付の段階があるということは入学のため、こう言っておられた。入学のためですから、これも所得税法の問題もまたいろいろ解釈が出てくると思つておられます。それが一つ、入学金を出した方の父兄の金の性格というものが出てくるわけですね。それから、受け取った学校の方の使途がいま言ったような使途になるわけですから、そうしますと、当然これはいろいろな場面が出てくる。これは私これからずつと詰めたかと思つてますが、昨年国税庁と大蔵省は、この実態に対して大変問題があるということで、こういう不正な状態にもつと徹底的にメスを入れたい、こういうことでも取り組む方針を決めたというふうな新聞等では読んでおるわけでありまして、こういう入学金の使途というのを見まして、これを国税庁としてどういふふうな判断をし、どういふふうな調査をして進めてきたか、お答え願いたいと思つております。

○山橋政府委員 お答えいたします。

ただいまお話しの問題は、寄付金を出した側の問題と寄付金を受け取った学校側の問題と、二つの側面を持つていておられると思つております。

寄付金を出したいわゆる父兄の方の問題でございますけれども、寄付金を出したところそのものが直ちに課税上の問題を生ずるわけではないと考へております。ただ、私たち税務当局といたしましては、その寄付金の資金の出所が適正であるかどうか、換言いたしますれば、寄付金が過去の課税漏れの所得から出されてないかどうかというところに注目をしております。資金出所に疑問があれば、必要に応じて所得調査を行うということもあり得るというふうな考へております。

なお、所得税法上に寄付金控除という制度がございますけれども、学校に対する寄付につきましては、入学に關してするものはその対象とならないという定めになつておりますので、現在いろいろ問題になつておりますこの入学の寄付金は寄付金控除の対象にならないというふうなわれわれは考へておるわけでございます。

さらに、受け取った学校側の方の問題でございますけれども、学校法人は収益事業による所得のみが課税の対象になつておるわけでございます。そして、寄付金を受け入れることは、税法に言いますところの収益事業には該当しないということ、学校の受け取った寄付金については、それが課税の対象になるといふことにはならないというふうにお話ございましたが、学校が職員とか役員等の給与にその一部分を充てるというふうな場合には、その段階で源泉徴収の課税の問題が起きてくる、こういうふうな考へております。

○川崎(寛)委員 そこで、税法上の問題と申すのは私は三つあると思つておられるので、つまり、父兄、金を出した方と、受け取った方の学校の問題、それから親と子の間の問題、こういうふうな三つあるわけですね。いま親と子の関係については次長は触れられておりません。後ほどお尋ねしたいと思つておりますが、金を出した方をAとする、金を受け取った学校をBとする、それから子供をCとする。そうしますと、AとBの場合に、いま入学のための寄付金は控除の対象でない、こういうことでございますが、それが今度は施設や設備のためだ、こういうことになりまして、所得税法の七十八条二項でこれは税額控除を受けるわけですね。だから私はこの問題はあつたと思つております。私も具体的な問題ではあると思つておる。けれども具体的な問題でも、ただ、聞くところによると、こういう措置も行われているというふうな聞いておるのです。だから、校友会であるとか後援会であるとかいふふうなものに入れますね。しかし実際に控除がある。実際には段階があるから、文部省から答弁をいたしましたように、性格としては、はっきり言えないけれども、これは入学のためだという判断を文部省はしておる。しかし、税法上の扱いになりますと、いま国税庁の次長は入

学のためのあれだというふうな単純に割り切っておられる。しかし、そうではなくて校友会なりあるいは学校に対する後援会なりというものによれば、施設、設備のためということで所得控除を受ける。その実態はありませんか。そういう点については見過ぎしてきておるのかどうか。

○大倉政府委員 税法上は、川崎委員よく御承知のように七十八条の二項の柱のところで「学校の入学に關してするものを除く」と明文で除いております。したがって、問題は解釈上、その寄付が設備拡張のための寄付であるのか、入学に關してする寄付であるのかということになるかと申しますが、国税庁から補足が必要であれば思いたいと思つておられるけれども、税法の考へ方からいたしますと、入学の時点という特定の時点だけをとりとるのではなくて、新入生だけを相手にして設備拡張と稱して寄付を集めるのならば、それは入学に關してする寄付と考へる方が立法趣旨からして妥当ではないか。そうではなくて、学校が体育館を増設したいとか建物を改築したいといふことで在校生もOBも皆さんを相手にして寄付をお集めになる、それは設備のための寄付、ごく大ざっぱに申せばそういう角度で解釈問題として考へたらどうであらう、そのように私としては考へます。

○川崎(寛)委員 施設、設備が大変医学の進歩という中で機械なりそういうものを更新していかなければならぬ、設備が要するということは私も十分理解できるのです。それはまた教育行政上の問題は問題として考へなければいけないと思つておる。いま主税局長御答弁のように、入学をしたときの新生入生に關して言へば、これは施設のためだとか設備のためだといふ名目は成り立たない。先ほど文部省側から回答のとおりでありますから、もし校友会なりあるいは後援会なりといふものを通して擬装の形で所得控除といふふうなことを受けておることがあるとしたら、これは私は許されないことだ、こう思つております。だからその点について大蔵省なり国税庁なりのこの問題についての基

本的な姿勢というものを示し願いたいと思ひます。

○山橋政府委員 入学に関してその入学というものと密接に関連のある形でその寄付金ももし收受されておれば、税法上は入学に関するものというふうな解釈をせざるを得ないわけでございます。したがって、その限りにおきましてはわれわれはそれを寄付金控除の対象という形で認めるわけにはいかないというふうな考へております。その形がよければ後援会という形をとらうと何という形をとらうと、その形式いかんにかかわらず入学に関して行われる寄付である限りはそのように考へるべきものというふうな考へております。

○川崎(寛)委員 じゃ、二番目は先ほど御答弁のありました受け取った学校側ですね、学校法人側であります。これはいま文部省から答弁がありましたように、入学金の使途というのは施設費、設備費それから経常費、こういうふうな方向に分かれてくるように出ております。そこでさっきの議論とまた少し食い違つておるので、議論としては矛盾があるわけですが、ここで先ほど源泉徴収の給料の問題がございましたが、経常費というのがある、あるいは借入金返済になっておるといふふうな点から見ますと、これはやはり受け取った学校法人がその費用の一部に充てていると理解できるというふうには私に考へるのです。そうしますとその点は当然課税の問題が出てくるというふうには私に考へるのですが、いかがですか。

○山橋政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、学校法人は収益事業による所得のみがいわゆる課税の対象でございます。しかしながら、この寄付金を受けること自体は、いわゆる税法でいう収益事業に係る収入であるというふうには見られないわけでございます。したがってその収入自体に対する課税の問題は起きないかと思ひますけれども、その支出の段階におきまして、もしそれが経常費という形で、たとえば役員等の給料等の増額等に回され

るといふふうな場合には、源泉徴収課税の問題が起きるわけでございます。われわれといたしましては日常の事務の中で、この学校法人等に対する源泉徴収というものはしばしばやっていると考へております。

○川崎(寛)委員 それでは第三番目の親と子の関係、これは相続税法上でいけば、二十一条ですね、教育の費用というものは贈与税とみなさない、こういうことになっておるわけでありまして、おりまされども、一千万を越す、あるいは三千万だとか、場合によっては一億だ、それが必要と認められる経費というふうには、私は理解できないと思ひます。これは世間がそうだろう、こう思ひます。つまり、世間の常識を越えておる問題ではないか、こういうふうな思ひますが、これを贈与とみなすのかどうか、伺いたいと思ひます。

○大倉政府委員 御質問の御趣旨は私なりによくわかるつもりでございます。そのまま放置していい問題ではないと個人的には感ずるわけでございますが、税法上の問題といたしまして、親が学校に対してした寄付を入学する子供に対する贈与というふうな構成するかどうか、そこにはやはりかなりむづかしい点があるかと思ひます。

ただいまの御質問の中にもございましたように、寄付を受けまして設備を拡充いたしました。あるいは経常費に充てましたりしておりますのは、学校法人の側でございますので、やはり直接の受益者は学校法人の側である。そのことによつて子供さんが入学が可能になったという、実際の間接的な受益と申しますか、それがなるとは決して申しませんけれども、やはり入学金を出したことがすなわち父兄から入学する子供さんへの贈与であるというふうな構成することは、これはなかなかむづかしいのではないかと考へておる。さらば、このためならば、贈与である構成するためには、そのための受益度が寄付をした方よりも多くなつてはいかないか、いろいろな物差しがまた別途必要ではないか、入った限りは同じように教育を受けるわけでは

まいしょうから、やはり本件は寄付をした側から直接に受益を受けるのは学校の側である、子供に対する贈与として構成するのは無理ではなからうかというものが、ただいまのところ率直な感じでございます。

〔委員長退席、野田(毅)委員長代理着席〕
○川崎(寛)委員 ただ、相続税法の二十一条の三の二には、扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの」といふふうな規定があるわけですから、そうしますと、その規定というものはつまり「通常必要と認められるもの」でしょう。それから「生活費又は教育費」といふふうな、そのところは特定の便宜を受けることは想定してないわけですよ。ですから、この相続税法の二十一条の三の二を素直に読めば、私にいまの状態というのは正常だとは思われないのです。大蔵大臣、いかがですか。正常ですか。

○大倉政府委員 ちょっと、大臣からお答えいたします。御質問の中にございました相続税法の規定は、私の先ほど申し上げました表現によりますれば、お父さんなりお母さんが子供さんに金に金を渡される、それは贈与でございますから、それを贈与税の対象にどこまで入れるか。たとえば岡山県に親御さんがおられる。東京に子供さんが入学しておられる。毎月毎月、下宿代とか生活費で五万円なら五万円送金される、それは贈与でございますが、しかしそれは生活なり教育のために通常必要範囲では贈与税を課さないというところでございまして、先ほど私が申し上げたのは、入学金というのとは子供さんに行くというふうな構成がむづかしい。それは学校の方へいく、それは子供さんは贈与を受けていないんだというふうな考へてお答えをしておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 大分苦しい解釈を、私はしていいと思ひます。入学金というものは教育費です。文部省、入学金というものも教育費です。文部省、

どうですか。これ、教育費でしょう。

○塩津説明員 教育費です。

○川崎(寛)委員 文部省は教育費だと言っているのです。その教育費というものを対する考へ方が、大蔵省は自由自在に変わるのですか。

○塩津説明員 入学金も教育費に入ると思ひます。

○大倉政府委員 同じことを繰り返して恐縮でございますが、一千万円なり三千万円という金が親御さんから学校に渡つた。それは入学する子供さんがそのために入学できたということは言えることが多いのだと思ひますけれども、それを子供さんが一千万円の贈与を受けたんだというふうな構成するのは、税法上なかなか問題が多からうというのを申し上げておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 しかし、いずれにしても教育費であることには変わりはないわけでございます。サラリーマンが一生かかっても得ることができないような、そういうものが、形態が学校に直接いつているから、こういうことでいふ解釈をしておられますけれども、私は世間的というか国民の常識からしますと、やはりこれは改めなければならぬ状態ではないだろうか、こういうふうな思ひます。これらの点については、社会の厳しさが出てくる中でどうしてもこれは改善をされなければならぬ、こういうふうな考へます。

そこで、文部省としてこれらの点を改善していくために、どう考へておりますか。

○塩津説明員 教育の機会均等に反するという疑いのあるものでございますので、四十九年度に先ほど申しましたとおり通達を出して自衛を求めておるところでございますが、今年度はさらに全医歯学部で構成しております医学部協会と、それから全歯学部で構成しております歯学部協会に検討を促しまして、そこですでに医学部においては三月五日、歯学部協会においては三月七日に当面の自衛措置についての通達を各大学に発するとともに、今後この問題を構造的に分析し、解決していくためのそれぞれ特別委員会を設置いたしました。

て、早急にそこで基本的解決に向かつて努力する
という事でございますので、私どもはその努力
を促しつつ、その推移を見守りつつ、さらに適切
な措置を打ってまいりたい、かように考えており
ます。

○川崎(寛)委員 大蔵大臣、いまのこういう実態
を財政の責任者としてどういふふうにお考えにな
るか。冒頭、医師の子弟が医学部で七割、これは
四十八年ですけれども七割、歯学部で四五・六割、
こういう回答があったわけでありますが、つまり
過半数以上が医師の子弟であるというのは否定で
きないいまの実態です。

そういう状況を見ますときに、そういう医師の
階層が、これだけの無理な入学金を、いま毎年毎
年つり上げていくわけですが、そういう状況
態が続いているわけです。私はこれはまさに正常
ではない、こう思いますが、医師の優遇税制と私
は無関係ではない、こう考えます、その点、大蔵
大臣いかがですか。

○坊国務大臣 いまお述べになられました問題は
は、社会問題、教育問題等から考えまして絶対に
好ましい問題ではない、何とかしてそういういたよ
うなことは正していかなければならない問題
だ、かように私は考えます。

ただ、税に関して申し上げますと、これは大蔵省
で相談したもので何でもありません。私に答え
ると、こういうお言葉でございますから、私は私
の考えを申し上げますと、入学に当たりまして、入
学金だとか、いまの寄付金だとかいったものを納め
るのは、子供が持つていくか親が持つていくか、
そういうことは関係ありませんけれども、一体こ
れを持つていく者はだれか、それを納付する者は
だれかということを考えてみますと、これは入学
する子供にはそれだけの経済能力がもとともある
わけではございませんから、保護者の立場にある親
あるいは扶養義務——扶養義務というものはそん
なに無制限なものじゃないと思えますけれども、保
護者の立場にある親が、これはやはり子供が入学
するに当たって、子供でなしに親がストレートに入

学金を学校に納めるといふふうによつておるん
だ。これは納付義務者がだれかというふうなことは
別に制度上私は規定してなからうと思えますけれ
ども、要するに、保護者の立場にある親が、子供
を学校に入れてもらうためにストレートに学校へ
持つていくといふふうによつておると、これはその
間に親と子の間の贈与の関係が起らない、こう
いふふうには私は現在解釈している。しかし、千
円も三千万円、五千万円といったような金がそ
ういふふうなことで学校へ納められておると、この事
態は、これは何としてでも改めていかなければな
らない。しかし、これを税制によつて処理してい
くといふことはなかなか困難なことである。

そこで、これはやはり、人様に押しつけるわけ
じゃございません、税は税として考えていかな
ければなりませんけれども、教育問題として、また
社会問題として本当に真剣に考えていかなければ
ならない問題である、私は私個人の考えとしてそ
ういふふうによつております。

○川崎(寛)委員 この問題は、いま文部省から今
後の改善の方向について基本的な立場が述べられ
ましたが、私は私学というものは、学問の自由とい
うものを守る立場からいいますと、金は出すけれど
も介入してはいけないという問題も一面はあると
思います。一面あると思えますけれども、ただ今
日の異常な状態を改めることについては、よほど
勇気を持つてやらなければいけないだらう、こう
思います。

先ほどの機会均等の面を言いますならば、国立
が二〇・一％、公立が一九・六％、そして私学に
行けば医学部は六六％、これは明らかに医師の子
弟が多く医学部を押さえておる、押さえるといふか
占めておるといふ実態からいいますと、今日の
こういう状態というのは改めていくことが大変大
事な問題だらう。そして、そういう入学金を必要
としないという状態にしますためには、この医学
部の拡充と施設なり設備なりの拡充という問題に
ついて国が努力をしなければならぬ面は非常に
多いだらう。と同時に、また国立公立をふやすこと

によってそういう悪循環を断ち切っていくとい
うことのために進めなければならぬ面もあるだ
らう、こう思います。
でありますから、これらの点について医学教育
といふものを前進させるために、では大蔵大臣とし
て今後の方向をどう進めようとするのか、あるい
はこの問題について大蔵省としてどういふ検討を
しようとしていくのか。これは主税局の担当では
ないかも知れぬですけども、大蔵大臣ひとつ
答弁してください。

○坊国務大臣 税の扱いとしては、今日のところ、
私がいま申し上げました(川崎(寛)委員「税のこ
とを言っているのではない」と呼ぶ)それで、教
育の問題、それから社会問題といたしましては、
これは大蔵省が真つ正面から取り組んでいく問題
ではなからうと思えますけれども、関係の各省、
これは主として文部省だと思えますが、そういう
ところとよく相談をいたしまして、そしていまの
この現象を何というても、おっしゃるとおりには
感じます。だから、そういうふうなことがで
きるだけないように持つていくのが当面の政府の
指導、政府がそういうふうな方向に一緒になっ
てやつていくべき問題だ、かように思っております。

○川崎(寛)委員 もう一度、しつこいようですが、
文部省がこの問題改善のためにこれからいろいろ
検討して方針を出すと思えます。われわれもそれ
なりに検討したいと思えます。だから、いまの大
蔵大臣のお言葉からいいますならば、文部省がそ
ういふものを出してきたら、それに対して大いにこ
たえるという、文部省を少し応援し過ぎるかな、
という財政責任者の姿勢だといふふうによつて
よろしいですか。

○坊国務大臣 いまどういふことをお考えになつ
ておっしゃっておるか(川崎(寛)委員「文部省
が言ったことに」呼ぶ)あなたがおっしゃって
おるのが、私は頭が悪いからそこまでよくわかりま
せんけれども、それはどういふような案を出して
くるかということによりまして、いま文部省が出

してきたものなら何でもかんでも、そういう方向
ならもう何でもかんでも御承認申し上げるという
わけにはこれはまいりません。財政には財政の行
き方というものがおのずからございすから、私
はどういふ御意思でおっしゃったのかわかりませ
んけれども、財政の立場はございす。そのこと
ころの政策には調整ということが大変必要なこと
だと思えますから、これ以上はお答え申し上げる
次第でございす。

○川崎(寛)委員 私学振興のためには大いに努力
してほしいという要望を申し上げておきたい、こ
う思います。
そこで、私、税制との関係、つまり社会保険診
療報酬課税の特例の問題と関連をしまして先
ほど申し上げましたが、四十九年の十月に税制調
査会が答申をいたしました。この税制調の「社会保
険診療報酬課税の特例の改善に関する答申」とい
うものの中には「診療報酬の七二％を必要経費と
する現行の課税の特例は、かつては、医師に一定
の所得水準を保障するため、単価を補てんする役
割をもつて出発したが、現時点では、むしろ、以
上のような各種の観点からの社会保険医に対する
特別の配慮としてとりあげることができよう。」今
日、私立医学部のあるいは歯学部の過半数以上を
医師の子弟が占める、こういう状態は、所得水準
の保障という当初の考え方からいいたしますなら
ば、明らかに今日はもうそれは違う現実である
といふことを私は指摘せざるを得ない、こういう
ふうによつております。

そこでこの問題は、大蔵大臣にお尋ねしたいので
すが、先般三千億円の減税をいたすことになりま
した。いずれ本委員会が議員提案の法案を審議す
ることになるわけでありますが、その際に、各党
の書記長、幹事長会談で約束といひますか、合意
をいたしました点は、五十三年度に不正税制に
ついては改正を大いにやるという一項目があるわ
けですね。そこでその一項目がございす不正税制
制の是正という大きな課題、これはいままでの皆
さん方の答弁にも、これまでこうしてきましてと

してきたものなら何でもかんでも、そういう方向
ならもう何でもかんでも御承認申し上げるという
わけにはこれはまいりません。財政には財政の行
き方というものがおのずからございすから、私
はどういふ御意思でおっしゃったのかわかりませ
んけれども、財政の立場はございす。そのこと
ころの政策には調整ということが大変必要なこと
だと思えますから、これ以上はお答え申し上げる
次第でございす。

いうのはありますけれども、この医師の問題については税制調査会も繰り返し言ってきたわけでありまして、当然租税特別措置法の中の大きなテーマでありましてこれについては五十三年度に改正する方向に努力する、いかがですか。

○坊国務大臣 税制を公正にしていかなければならない、これは立法上もそれから運営上も常に公正にしていかなければならないという事は、私は、税制に与えられた一番大事な—むろん必要経費の金額を集めるという事は大事でございますけれども、そのほかに、国民に信用してもらおうためにはやはり公正であるということが一番必要なことだと思っております。さような意味におきまして、いやしくも財政当局は絶えず税制の公正化ということを考えております。五十三年度にはやはり相応な程度の税制の改正ということが行われなければならないまいと思っておりますが、そのときにも、公正にやっという事は一番大事な目玉であるかと私は思います。そういう点に、いまおっしゃられました医師課税という事については、これはもう真つ先に検討していかなければならぬ問題であるという事は痛感いたしております。

ただ問題は、これは御承知のとおり大変複雑な税制でございます、それを公正化するために今日—これは私が大蔵省へ入る前のことでございますけれども、診療費課税というものは医療全体に非常に関係の深い問題であるから、そこでこの医療全体というものを十分検討して、その実相と申しますか、これをよく追求いたしまして、そしてこの診療費課税、医師に対する課税というものを公平にやっという事を去年の四月閣議において決定されて、その後厚生大臣のもとに何か専門家会議といったようなものをつくられて、そこで検討しておられるというふうには聞いております。その検討も、これは政府の閣議において決めたことでございますから、これを無視してしまおうわけにもまいらない。その検討の歩みと申しますか、その経過と申しますか、その進捗状況といつたようなものもよくこれをにらみ合わせつつ、この問題を解決すべく取り組んでまいりたい。

私に元来、この税制につきましてはどうか、不公平と言われておるその不公平の税制をできるだけ速やかに改定していかなければならぬという事を強く主張した人間でございますが、今日も私は人後に落ちぬと思っております。ほかの方々がどういふふうにお考えになっておるか知りませんが、今日大蔵省、財政当局として、これを閣議で決めたというふうなルールも何も無視してしまつて、そうしてやっというふうな事になる、かえつて混乱を生じてしまつて、この実情を見きわめながら運んでまいりたい。厚生省に對しては、このことをぜひ促進してもらいたい、こういうことを申し上げておるような次第であります。ぜひ御趣旨に沿つてまいりたい。そのときはぜひよろしく願ひいたします。

○川崎(寛)委員 大蔵大臣の昭和四十九年三月六日の本委員会におけるこの問題についての御発言、私は詳細に拝見しました。大変強い意思、意見を持っておられるという点は十分に承知いたしておりますし、またいまのお言葉で私は信用いたします。そこで、ただ、いまも大臣が言われましたように、大変複雑な状態になっている。そのことをどうはぐしていくかということが問題であらう、こう思います。そこで、自民党内閣のこれまでの姿勢、ずっと昭和二十六年以来やっつてくれば長い議論になりますから、そういうあれはいたしません、三木総理が昭和五十年三月十九日、本委員会でお尋ねの質問に對して答えておられるのは、「国民医療の見地から、適正な診療報酬のあり方というものを直して、その上に立って私はこれを実行したい。むしろこれは来年度の予算編成に間に合はすことは明らかでございます。これはもう食言なんです。明らか

らかに食言なんです。あの人はずいぶん簡単に何でも約束をしましたから、いまさらそれを一つ一つあげつらつてみてもしょうがありませんけれども、ただ、五十年の三月十九日、本委員会でも、来年度の予算ではやるんですと断定したので、それが五十二年四月の閣議決定では、いまお話しのように、これは逆戻りしちゃつておる。しかも、その逆戻りが単なる逆戻りでないと私は思っているのです。これはもう大変大きなかぬきをかけた、こう思います。本委員会における冒頭の所信表明に對して山田君が質問をしたのに対して、まあ大臣になってみたら、「薄々知らぬじやなかったのです。知らぬじやなかったけれども、一つの大きな前をふさぐ難関ができておつたわけなんです。その難関があるのを横へ回るとか何とかというふうな事ではとてもやれるわけじやない。どうしたつてこの難関はできておるんですから、何とかして突破しなければならぬ。」こういうふうな言つておられますけれども、難関があるということをはつきり言つておられるわけですね。そこで、今後厚生省と大蔵省の問題に入るわけでありまして、この昨年の四月二日の閣議決定というものは「社会保険診療報酬課税の特例措置について、その取扱いは閣議決定したところであるが、医療問題全般とのかかわりの重要性、複雑性にかんがみ、厚生大臣のもとで医療問題に関する専門的識見者の意見を体系的に聴取するための具体的措置をとり、「適切な措置を講ずるものとする。」本当にどくどく回つた閣議決定をおおるわけですね。その前の年の三月に三木総理は本委員会でお約束した事なにかもうすつかり忘れてこの閣議決定をしておるわけでありまして、これも、この閣議決定に基づいて、五十二年の九月に専門家会議ができました。武見太郎氏が議長。そうしますと、私は大蔵省にお尋ねしたいのですが、この専門家会議の結論が出なければ税制調査会が出しておる答申すら前に進まぬ、こういうことになったのですか。

○大倉政府委員 その点は私もそのように考へておりませんし、厚生省にも、この閣議決定に基づきましてできました医療問題専門家会議の結論をできるだけ急いでいただきたい、その結論が非常に時間がかかるということであるならば、それはあえて結論が出るのを待たずに何らかの税制上の措置を講ぜざるを得ないかもしれないので、できるだけ急いでいただきたいということを申し上げておるのが現段階でございます。

○川崎(寛)委員 厚生省にお尋ねします。この医療問題専門家会議というのは昨年の九月発足をし、いままで四回会議をやつておるようでありまして、聞くところによると二年か三年かかるといふふうな話です。本委員会ですつと議論しておりますように、増税を三%やるんだ、こういうふうな話でございますが、こつちはそれで進める。この問題は厚生省の方は二、三年かかるでしょう、こういうふうな話でありまして、いま主税局長は、しかしこれにはとらわれないというふうな答えておられる。そうしますと、厚生省として、大蔵省の税制調査会の方と厚生省の専門家会議というものの間のクロスの仕方、議論の進め方—その前に、まず何年ぐらいかかるのか、どういふ方向にあるかというのが一つ、それから税制調査会という大蔵省の方との詰めの仕方というものをどう考へているのか、伺いたいと思ひます。

○中野説明員 お答え申し上げます。先生のお話にございましたように、昨年九月来四回ほどの会合を持ち、現在ヒヤリングを積み重ねておるといふ段階でございます。もちろん最終的には税制の問題は大蔵省当局の御判断にまつべき問題でございますけれども、厚生省といたしましては、諸般の情勢にかんがみまして、この専門家会議の結論と申しますか、それをできるだけ急ぎまして御要望に沿つてまいりたい、かように考へておるわけでございます。なお、意見というふうなものも、お尋ねのときに明確に言つたわけではございませんが、お尋ねの二年程度というふうな暗黙の理解はあるということをお尋ねして

たいと思います。

○川崎(寛)委員 ただ、税調の方も大分トーンがダウンしております、医療問題専門家会議が検討しておりますので早く出して、こういうことを五十二年のこれでは言っておるわけでありまして、その点はやはりそこを見ておる、こういうことになりませぬ。その点は先ほどの主税局長の答弁としますとちょっとニュアンスが弱い感じがしておりますけれども、これはいずれにしまして、本委員会でもまた繰り返しやっておりますように、また大蔵大臣も大変強い意思を持っておるわけですから、ぜひ不公平をなくすという意味において、私は、医師の技術料なりそういうものは正当にきちんとしなければならぬ、合理化し、近代化しなければならぬ、こう思います。ですから、それはそれとしてやりますと同時に、不公正な税制の典型としましてはこれを改めすために勇気が必要ではないだろうか、こういうふうな思いです。大蔵大臣はその使命を担っておると思えますから、ぜひひとつ強い意思でこの難関を切り抜けるためにがんばってほしいと思っております。

そこで私は委員長に提案をしたいと思うのです。この議論というのは本委員会でもずっとやっております。あるいは、中川一郎君が大蔵次官当時、議員立法なんだから議会も、こういうふうな言い方も彼は政府側で答弁もしておるわけでありませぬけれども、私は、議会側もやっぱり責任がある、こう思います。先般の三千億の減税という修正の問題にしまして、国会が責任を持つという一つの形が具体的にあらわれてきておる。それが議員立法にもなるわけでありませぬ。そこで私が委員長に提案をしたいことは、税制に関する小委員会というものが本委員会にあるようでありませぬけれども、特に医師の優遇税制を中心とした不正税制の是正に関する本委員会の委員会という小委員会というか、そういうものをぜひひとつ理事会で相談をしていただいで設置してもらいたい。本委員会もこの問題の是正に対して国民

の期待にこたえる。そして、租税特別措置法というものはそれぞれ根拠法があるわけですから、そうしますと全体の法体系の問題もあるわけでありませぬ。ただ単にいじればよいという問題でもありませんから、ぜひひとつ本委員会にそうした小委員会を設置して取り込んでいくという方向にお進めいただきますことを委員長にお願いしたいと思っております。

○野田(毅)委員長代理 後刻理事会で協議をさせていただきます。

○川崎(寛)委員 終わります。

○野田(毅)委員長代理 川口大助君。

○川口委員 ます大臣にお尋ねします。

私、国会一年生でありますので、議会のルールもしきたりもよくわからぬのでありますが、しかし、大臣の本会議における答弁というのは若干お粗末でございませぬか。

○坊国務大臣 一生懸命にやりましたつもりでございますが、御批判は十分参考といたします。

○川口委員 私も三月四日党の代表で本会議で質問の機会を与えられまして総理と大蔵大臣に質問したわけでありませぬ。ルールがわからぬと申し上げますのは、大体、質問することに決まりましたら、大蔵担当から自発的に参りまして、一体どういふ内容をお尋ねになるのか、あるいはこの答弁はだれがしたらいのかというふうな細かな打ち合わせがあったわけでありませぬ。私も初めてでありますからそれと自分としては懇切丁寧に自分の意思を述べたつもりであります。大蔵大臣にも二つほどお尋ねをいたしましたし、また、総理も答弁のしやすさという点に、私は七項目に分類いたしましたし、項目は七つございませぬというふうな前段お断りしてお尋ねしたわけでありませぬが、大蔵大臣は、壇上へのこのご参り参りまして、総理大臣と全く同じでありますとそれっきりもう帰っちゃったわけですね。これが一体いまいましいやられるような誠意ある答弁でございませぬか。

○坊国務大臣 私に、議会の答弁は、時間が大変大事な時間なんだから、できるだけ重複を避けて、そして簡単であるべしというふうなことがございまして、私は、そういうことがございまして、そこで、総理の答弁をずつとお聞きしておたのですが、これはどうも私に残された答弁は、私の聞き漏らしも無論あったと思っておりますけれども、余りない、かように考えましたので、そこであいいうお答えを申した、こういうこととございませぬ。

○川口委員 そういふことがあると思ひまして私にはあらかじめ原稿も渡してあるわけですから、十分目を通されたと思っておた。確かに若干のところに、内容は変わっておらぬのであります。

特にその際、私は大蔵大臣に対して、大蔵大臣のおっしゃった言葉を引用して、たとえは私どもが大蔵大臣に予算編成前にわが党の要望を持ってまいりました際には、大蔵大臣は、どうも仕切りがなくて立ち上がった相撲のようなもので準備が万端じゃない、こういうふうにおっしゃった。また、この席では、どうも急行列車に飛び乗ったようなもの、さっぱりどうも準備がないというふうなことをおっしゃいましたので、私はその一つを例にとりまして、本会議場で、五十二年の予算というものはそういう状態であるので、果たして健全財政というものなり、あるいはまた税の見直しなり、高度成長から低成長に変わった、そういうものに対する配慮を十分できなかったのじゃないか、大蔵大臣どうだ、そういういとまがあったのか、こういうお尋ねと、ただいまいろいろ論議がありました医師の優遇税制について、特にあなたに私はお伺いしておるわけでありませぬ。その点については総理からは全然お答えがなかったわけでありませぬ。

本会議というものはどうも再質問がございませぬので、まあそれっきりでございませぬが、その後、初めての質問の機会でありませぬので、この際私は、いまだ一度本会議における答弁について、もつとひとつ懇切にやっていただけないものかというふうな思いであります。

特に総理は、連帯と協調ということをお口にしたわけでありませぬから、連帯と協調の基礎は何であるかという点、お互いが理解し合うということなんでしょう。自分の話を、自分の考えをできるだけ相手に伝える、それによって連帯と協調というものが保たれるものであります。どうもそういうふううに答弁を、再質問がないことをいふことにして、わざわざ壇上まで出てきて言っている発言は何かという点、同じでございませぬと申してそのままだらば、時間がなくとも一言か二言、簡単な言葉の表現で結構なんですよ、こう思います。こうでした、というくらいのことか答えられなかつたのは非常に残念でありますので、いまだ一度お気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。

○坊国務大臣 国会の審議の時間というものは非常に大事なものでございまして、もしも一言ずつでも総理とダブったら避けるべきだということを私は考えるに余り急であつたということをお察し上げまして、御了解を得たいと思ひます。

○川口委員 以後、私の意のあるところを十分お聞き取りいただきまして御答弁くださるようお願い申し上げます。

そこで、私は税の問題に入ります前に、やはりいま国の財政というものは大変危機にあるわけですから、政府ももちろんこれが打開のために努力をしているわけでありませぬが、われわれ議員もまた、それに、できるものは協力をして、一日も早く財政というものを軌道に乗せる努力をしなければならぬ、こういうふうな思いであります。

○坊国務大臣 最初引用になられましたが、実は福田内閣が成立いたしましたのは十二月二十四日だつたと思ひますが、御承知のとおり、そういうところには本日に予算編成の列車が発発して疾走しておるときだつたわけですね。そのときに福

田内閣が組閣をしまして、私が入った。私は、本
 当に率直な話が、疾走中の汽車に飛び乗ったよう
 な形で、しばらくは腰がすわらなかつたというこ
 とを申し上げておりました。そんなことなら大蔵
 大臣に就任しなればいじやないかというおし
 かりもあるいはあるかもしれませんが、そういう
 時期であつた。そこで私は、本当に真剣に、一生
 懸命に、はなはだ行き届かぬ人間でございませ
 けれども、大蔵事務当局、そうしてわが党の政調会、
 それから私と今日までいろいろおつき合いを願
 っておる専門家等と真剣に話し合いをいたしまし
 て、そうして私の考えましたのは、この五十二年
 度予算においては何を眼目としてひとつやっ
 つかうかという見当を定めまして、私はその見当を、
 すなわち景気の浮揚の問題、財政の健全化の問題、
 それから日本経済というものを国際経済の中にお
 いてどう歩調をとるに世界経済に貢献してい
 くかということに見当をつけました。そうして、
 私は微力ではございますけれども、全力を挙げて
 五十二年度の予算をつくらう、こういうことで
 ございまして、自分がいま考えてみて、それは私の
 やつたことでございまして、あそこもこうやれ
 ばよかつたとかいうことはたくさんございませ
 けれども、いずれにいたしましても全力を挙げたつ
 もりでございまして。

出るを制す、こういうことに努めなければならぬ
 と思ふのであります。入るをはかるということ、
 これは歳入の見直しであります。出るを制すとい
 うのは、これまた歳出の見直しというふうになる
 わけであります。一体その歳入についてどのほ
 どの見直しをしたかということが私は疑問なので
 あります。特に税の問題、租税特別措置法の問題
 なども、私もここでいろいろ論議の内容もお聞き
 しておりますし、また、いま医師の優遇税制の
 問題についてもいろいろ聞きました。健全財政
 を求めるには何か努力が足りなかつたのじやない
 か。どうもこんなことを言つては大変おしかりを
 受けるかもしれませんが、とてもじやないが間に
 合わなかつた、しかし、何とかつづまを合わせ
 たというのがこれは本音じやないかと思ふので
 すが、そうじやございませんか。

○坊国務大臣 当面する日本の財政経済の中
 におきまして、私は、歳入歳出を通じましてぎ
 ぎりの最も適切であるという予算を編成したつも
 りでございまして。

私は、本会議場で医師の優遇税制について聞き
 ましたのも、いま川崎先輩とのいろいろの質疑応
 答の内容でも私はわかりませんが、それだけに、閣
 議の決定もあることであるので、本会議であ
 るな意思を私は議事録に残しておきたかつたん
 です。ところが、御答弁にならないという状態
 でありますので、私は大臣が本当に真剣に再建団
 体に取り組んだのかという点が非常に疑問であ
 りました。このようなお尋ねをしておるとい
 うふうには御理解を願ひまして、今後ともひとつ特
 段の御精進をお願い申し上げたいと思ふのであ
 ります。

○坊国務大臣 先ほど来お答え申し上げたとお
 りでございますが、御要望でございますので、それ
 だけでも一度お答え申し上げます。

それから、その後、診療報酬というものを毎年
 毎年相当程度上げてきた。これはお医者さんの方
 の側から言へば、これは上げたんじゃない、ス
 ライドしたんだ、こういうお話でございますが、そ
 の都度その都度、毎年、これはどうしてもこの不
 公正な行き方というものは変えなければならぬ
 ということを少なくとも私は主張してまいりまし
 た。だけれども、大蔵委員会におきましても国会
 におきましても、これはなかなかいろいろの御議
 論が非常に――私と同じような考えを持ってくだ
 すっておる方もむろん与党、野党を通じておられ
 ましたけれども、それが一つの大きな潮流とはな
 りかねるというふうなことでこれは今日まで来て
 おるわけでございますが、私は今日財政当局者に
 はからずもなつておられますけれども、私はやはり
 この税制というものは変えなければならぬとい
 うことは常に考えておりました、決して変心いた
 しておりません。

ただ問題は、この診療報酬に対する税をどう改
 めていくかということにつきましては、診療報酬
 そのものの実相といひますか、真相といひますか、
 これをはつきりとさせなければならぬ。それを
 はつきりさせるためには、医療全般について、医
 療の中における診療報酬ということではこれを検討
 していかなければならぬということを去年の四
 月とか九月とかに閣議で決定をいたしまして、そ
 してその後、現に厚生大臣のもとに先ほど御答
 弁がありました審議機関、専門家の協議機関とい
 つたようなものをつくられて、そこで真剣に検討し
 ておられる。

〔野田(教)委員長代理退席、山下(元)委員
 長代理着席〕

まして、ぜひともその審議会、相談会における審議というものを促進してもらいたい、こういうことを申しておるようなのが現状でございますが、どうしても不正税制を改める、これは常に改めたいかなければならないと考えておりますが、その中の最も大事な問題であろう、私はかように存じております。

○川口委員 わかりました。お気持ちはわかりましたが、結局、お気持ちがありましても行動が伴わなければこれは実施できないわけでありまして、その行動につきましても、大臣の根強いあれを私は信頼したいわけでありまして、いろいろ困難もあり、かつまた、閣議の決定もございまして困難があると思いますが、そこはひとつ大臣の熱意と誠意で、手直しをするものはして、一日も早く期待に沿うようにしていただきたいというふうに要望申し上げます。

そこで、いま一つの経済の流れが変わりまして、総理も言っておりますが、高成長時代から低成長時代に変わるのだ、予算の組み方も変わってくるのだ、こういうふうな言っておりますが、先日私、この税に対する参考人のお話を聞きまして、これまた一年生でありますので、大変ゆゆしく思った点があったわけでございます。それはどういふことかと、いまの税制調査会のメンバーにはどうも憲法学者やあるいは人権を擁護する立場に立った委員が入っていないのだ、そのため、どちらかというとエコノミストでありまして、経済が優先しまして、人権を守るための論議が少ないのだというお話が出たわけでありまして、これはやはり私はゆゆしき問題だと思っております。税もいわば、これはわれわれの健康に文化的生活を営むための一つの手だてでありまして、目的ではないのであります。したがって、目的はあくまでも国民の健康で文化的な最低生活

を保障するというところにあるわけでありまして、それを侵すようなことではこれはうまくなかろうと思っております、そういう意味で、税制調査会にいまお話をされましたような委員を今度は

加えるか、さもなければ、いままでの委員はどちらかというと高度成長時代に即応した委員であったから、今度低成長時代に即応するような委員の方と差しかえをなさるような、そういうお考えがないかどうか伺いたいと思っております。

○大倉政府委員 先日の参考人の御意見は、私も詳細な記録を拝見いたしました、ある参考人の方から、政府の税制調査会の御審議の中で、個別の立場の人たちからする権利擁護という姿勢が乏しいのではないかと、いろいろな御批判があったと承知しておりますが、私は若干、それにおやっという感じがして、その記録を見ておりました。

審議は非公開でございますが、私としては従来の経緯でそういう印象を必ずしも持っておりませんでしたものでありますから、ただ外からごらんになってそのような御批判があるとすれば、それはやはり大事なことでございましょうから、適当な機会に税制調査会に、国会での御審議の模様は詳細に御報告しておりますので、参考人の方の一部からそのような御批判がございましたというところは御報告するつもりでございますが、まあお立場はお立場でいろいろな御批判はもちろんだと思っておりますけれども、私どもは長年事務方を務めさせていただいております、非常にきめ細かく個別の立場も入れている御審議が重ねられておるといふ印象を持っておりまして、いま直ちにこの人選が適当でないというふうには実は率直に申して考えません。

ただ、いずれにいたしましても、調査会の委員の人事は内閣人事でございます。調査会にもそういう御批判があったということは御報告いたしまし、次回の改正の機会にいろいろ従来の国会の御審議を伝えまして内閣の方で慎重な人選をしていただくというふうにさせていただきたいと思っております。

○川口委員 私自身も委員の皆さんの経歴等は存じ上げておりませんので、だれが適任でだれが不適任だかわからないのであります、ただ少なくとも一部の人はいいながら教授と名のつくよう

な方々からそういう御批判があるということは残念でありますから、そういう御批判のないような取り扱いをぜひお願い申し上げます、よく税に関する裁判でいろいろ判例、判決の中に税に対する裁判官の意見が付されるような場合がありまして、大臣はそういうものは関心を持ってお目をお通ししてございましょうか。

○坊国務大臣 まことに申しわけございませんが、余り読んでおりません。

○川口委員 私、なぜ大臣にそういうお話をしたかと申しますと、実はこれも参考人の御意見でありました、税制調査会の責任者である方も残念ながら判決のそういうものを読んでおらぬということであつたわけでありまして、これは、読む読まないの是非は一応おくと、素朴な国民から見ると、税を担当しておる大臣が、あるいは税をいろいろお調べになる調査会の最高責任者がそういうものにも無関心であつたという印象は必ずしもプラスじゃないと思っております。大臣は別といたしまして、特に税制を専門に扱っている税制調査会がそういう裁判所の判例をよく目を通さないというふうなことはいかなるものであろうと思っております、この点について大臣はどうお考えですか。

○坊国務大臣 税制、財政を預かっておる私にいたしまして、それから税制の調査委員の方々にいたしまして、あらゆるものについて目を通して勉強していくということが大変なことであると思っております、しかし何しろ守備範囲が相当広い、これは弁解するつもりは毛頭ございません、相当広いものでございまして、全部にわたります、相対的に目を通すというのを要望せられましてもなかなかそこが満足にいかない。しかし大変な御注意でございますから、私は今後はそれにもよく目を通してまいりたい、かように思っております。

○川口委員 そこで、いろいろ今回提出してあります租税特別措置法についてお尋ねをいたしたい

わけでありまして、この問題も質問者が大分多数でありますので、あるいは重複するような点があるかもしれませんが、私は私なりの立場でお尋ねをいたしますので、よろしくお答えを願いたいと思っております。

いま特別措置というのはいくらもありませんか。

○大倉政府委員 項目の数え方がなかなかむずかしいのでありますが、私どもなりのルールを立てまして資料としてお出ししたことがある項目数で申し上げますと、総項目が、今回の政府案による改正後の姿でございますが、百八十三項目でございます、そのうち所得税関係が四十八項目、法人税関係が九十一項目、登録免許税関係が三十三項目、その他が十一項目というように整理いたしております。

○川口委員 そのうち今回お手を付けられた、と言うと表現があれですが、改正をいたしましたのは何項目ぐらいでございますか。

○大倉政府委員 先ほど申し上げましたのは改正後の姿でございます、改正前に比しまして廃止をいたしましたものが所得税関係三、法人税関係二、その他一、計六項目、それから縮減をいたしましたものが所得税関係四、法人税関係二十七、登録免許税関係六、計三十七項目ということになっております。

○川口委員 縮減いたしました項目は、一つ一つ拾うのは大変でしょうが、概括でもいいのですが、どういふ考え方で、いかなる基準で縮減の金額とか率とか、そういうのをお定めになりましたか。

○大倉政府委員 これは実は、ちよつと時間をとって恐縮でございますが、五十一年度改正の方から御説明しなくてはならぬかと思っております、従来、租税特別措置は、三十年代から四十年代の前半にかけては産業関係、企業関係の特別措置がかなりふえてまいりましたことは事実でございます、四十年代の中ごろになりまして、私どもなりに、内部留保の充実とか国際競争力の強化という方面の使命はほぼ終わりつつある、今後は環境の整備

とか、そういう方面に重点を移していかなくてはならぬであろう、そのためには、最近歳出で言われておりますような考え方でございしますが、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドをやったかどうか、新しいものを新しい要請に応じてつくるならば、既存のもので役目を果たしたものは逐次整理をするということにしてくれないかという方針をとりまして、約十年近くを経過いたしました。その間、全体として租税特別措置による減収額の国税総収入に占める比率を漸次縮小いたしまして、税入欠陥に当面いたしました。今後財政再建のためには、世の中で不公平と言われている税制については全部洗い直しをしなければならないと、歳出面における合理化と税制面における不公平と言われるものの縮減、合理化をして、そういう努力をしながら将来ある時期で負担の増加をお願いするということとで納税者の皆様の御納得を得るよりほかには方法がないではないかということ、一昨年の八月からその作業に入っていたわけでございます。

〔山下(元)委員長代理退席、保岡委員長代
理着席〕

そのときに税制調査会の中では、これを一遍全部やめてしまったらどうか、あるいは一つ一つを吟味しておると、それなりに政策を大事にしておられるわけだから、個別にやったのでは切りがなからうから、全廃してしまいか一律に切ってしまうかというようなことをやったらどうかという御意見が政府税調の中でもございました。ございましたけれども、それは個別の政策に即して判断するよりいたし方ないではないか。したがって、個別の

項目に即しまして、政策目的をいまの時点で作られた当時比べてどのように評価するか、またそれを今後どの程度縮減していくのが妥当かということ、個別の吟味にゆだねるよりいたし方あるまい。しかし、これは基本的な考え方は税調答申に述べられておりますように、従来のように成長スピードが速いという時期は終わったのであるから、今後は分配の公平という角度からの要請が第一層強まるだろう、したがって仮に政策目的をよしとしてもそれによって与えるフェーバーは逐次縮めていくべきだという方針をとりなさいという御指示を受けたわけでございます。それを受けまして、五十一年度には先ほど申し上げました項目よりもかなり多数の項目の縮減、合理化をやらしていただきました。量においても質においても約三分の一の縮減になったと私も思っておりますが、これが企業関係でございます。

それを受けまして、五十一年度が企業関係を中心にしておりましたので、五十二年度は五十一年度を手をつけたかった利子配当を取り上げる。一方で企業関係につきましては、五十一年度の大幅な整理の後でございますので、しかも五十一年度では期限の到来しないものも対象にして縮減を図りましたので、五十二年度は今期限の到来するものを中心にして引き続き同じ思想で縮減合理化をなささいという基準を示していただきました。それを即して先ほど申し上げたような整理の案を御提出しているわけでございます。

○川口委員 私頭の整理をつけるために、どうも

くどいようでありますがお伺いします。
結局租税特別措置法というものは不公平であるわけですね。不公平なことはわかっていてやっているわけですね。今回不公平なものからやめるようにしたということは、不公平を承知の上にあえて実施したのが租税特別措置法じゃないかと思うのであります。それをいま不公平なものはやりますまいか、仮に政策目的として正しいものであっても税をいじることによってそういうものをやるのは誤りであった、こういうふう

していいわけですか。

○大倉政府委員 そこは川口委員のお言葉ではございしますが、少なくとも政府の税制調査会の多数意見はそう考えられておられないと申しますのは、政策目的という分類をさせていただいたものは、特定の政策の目的をよしとして考えて、そのために税を誘導の手段あるいは抑制の手段として使うものである。したがって、税を誘導の手段として使う場合には、特別措置を利用される方は税が軽減される。利用されない方との間に不公平が起こる。それは政策目的の一つの当然の結果である。しかし、利用する方と利用しない方の間に不公平があるからいかなる政策目的のためにせよ税を誘導のために使うというふうには考えない。しかし政策目的がよしとしても、与える優遇の度合いは従来よりも縮めていきなさい、そういう考え方でございします。

一つの例を申し上げますと、たとえば少額貯蓄非課税制度というものがございします。お一人三百万円までの元本の利子については所得税を課さない。これは特別措置でございますが、それを利用されない方と利用される方との間では不公平が生ずることはまぎれもない事実であるけれども、やはり零細な貯蓄について利子に課税しないという手段を通じて各人にせめて三百万円ぐらいまでの貯金は持つてもらおうという目的をよしとする限り、それは残すのだ。住宅所得控除というものもございします。これもやはり、ある時期に住宅が不足しておる、また新規の質のいい住宅を皆様に持つてほしい、それを間接的に奨励する、税でも優遇するということ、設けられておる。そういう特定の政策目的のために税を一切使わないというところまでの判断はない。したがって、すべてやめてしまおうという結論は得ておられない。

しかし、くどくどと恐縮でございますが、与える優遇の度合いというものは、いままでのようにほとんど自然増収があつて、橋もかける、料金も上げない、減税もするということができた時期が終わったのだから、ある時期に増税すらお願いしな

くてはいけなかもしれないのだから、減税による軽減の度合いというものはその経済情勢が許す限り段階的に、現実的に縮めていきなさいというのがいまの政府の調査会の考え方であるように理解いたしております。

○川口委員 私はいまのお話はよくわかるわけですが。ただ最近不公平の問題が出てくるのは、特に企業に対する特別措置じゃないかと思うのです。だから今回も主として企業に対する特別措置をいじっているわけですね。企業に対しても同じような考え方でいいですか。

○大倉政府委員 失礼いたしました。私、別に意識して企業関係を抜かしたつもりはございませんでしたが、たとえば海外投資損失準備金というのがございします。これは政策目的でございますし特別措置でございます。したがって税制の本来の立場から申せばこれはいよいよいけないわけ足してございしますけれども、やはりいまの日本の置かれた事情からいいますれば、何らかの形で税の面でも海外投資を促進するという政策目的を捨て切るわけにはまいりません。つまり、海外投資を促進するために別途の手段もございします。現に輸送基金を使うとか、あるいは経済協力であれば協力基金の資金を使うとかいうこともやっておりますけれども、同時にやはり投資に安定性を持たせるために税の方でも側面的に援助をするというその政策目的を捨て切ることまでにはいたしておられない。しかし積立率を縮減するという形で、先ほど私が申し上げたフェーバーの度合いを縮めていくという努力はいたさねばならない。同じようなことはたとえ各種の特別措置についても申せません。公害防止特別償却というものは、それは公害防止施設をつくった方が早目に償却をできるという恩恵でございますが、これまた政策目的でございます。結果的には不公平でございますが、しかしそれは公害防止のために設備をつくるといふことは税の面でもある程度援助していいではないかと思つておられる限りは全廃はしない。しかし今回御提案のように償却の率は切っていく、

改正前が二分の一でございますが、今回提案いたしておりますのはこれを三分の一に縮減いたしましてフェーバーの度合いというものは縮めていく。その場合に、企業関係の特別措置については縮減の度合いが一番きつございまして、中小企業関係とか農林漁業関係とか生活環境関係とか、そういうものにつきましてはむしろ、そういう全体のバックグラウンドがありながらなお縮減しないでそのまま延ばしているという項目が、今回の政府案でもかなりの数に上っております。したがっていまして政策全体としての物の考え方はおのずから今回の改正案でもおろく取りただけるのではなからうか、そのように考えております。

○川口委員 調査会のお考えはわかりましたが、私は、主税局としてこの特別措置によって政策効果というものをどのように御判断なさっておるか、また御判断のそういう努力をしておるか、伺いたいと思ひます。

○大倉政府委員 これは伊藤委員でございましたかにお答えをいたしましたのと重複するかもしれませんが、個別の措置につきましてその政策効果を計量的にお示しするという事は非常にむずかしいものが大部分でございます。先ほど申し上げた例をそのまま使わしていただきますと、公害防止の特別償却がある、だからその施設をつくったということが言い切れるかどうか。つまり公害防止の特別償却の制度をつくった後で公害防止用の施設が何百億ふえたかという結果はわかりませうけれども、それがふえたことが環境庁の規制が強まったからふえたのか、税で援助したからふえたのか、そこをきつと割り切つて御説明するという事は非常にむずかしからう。海外投資損失準備金も同様でございます。私どもの方に御要望なさる方は、この準備金を縮減されちゃうと私もはもう海外投資をする元気がなくなつちやいますからぜひ残してくださいとおっしゃいますけれども、さればといて、準備金があったから海外投資をしたのかなというところ、それはやっぱりそうではない、現地の事情もあり、採算の問題もあり、すべての

事情を勘案して投資はなさつておるはずなので、この準備金がなくなつたら海外投資はなくなつてしまふというものは、それは極端に過ぎる。しかしこれがあるがゆえに安心をなすつて、若干のリスクを冒して投資をなさつたという面もまた否定できないだらう。しかしそれが量的に、たとえば年間十億ドルの海外投資のどの部分が税のために出ていったのかということになりますと、これはちよつと自信を持ってお示しできる数字が出てこないと思ひます。

○川口委員 私のお聞きする仕方が悪かつたかと思ひますが、政策効果は必ずしもプラスの面ばかりじゃなかつたのじゃないかと言いたかつたわけです。いま例に出されました公害の問題につきましては、むしろ私どもは、公害という問題は原因者負担の原則があるんだ。ところがそれを税の軽減ということで補助的な立場、補助金的なもので原因者負担の原則を崩してしまつたのではないかと、こういう問題があると思ひます。それから輸出の振興につきましても、それが効果があつたかどうかはわかりませんが、とにかくそれによつて国際収支のバランスを崩してしまつた、場合によつてはインフレの要因になつておるかもしれない、私はこういうマイナスの面もあると思ひます。ですから主税の立場、せつかつめに灯をともしながら税を取つていくわけですから、その税を軽減していくわけですから、そういう立場に立つていま私が言つたような政策効果というふうなものをお考えになつたことがございませんでしようか。

○大倉政府委員 これは川口委員のおっしゃる趣旨も私なりによくわかります。率直に申し上げますと、縮減するときには私どもは攻める立場でございます。縮減するときに私どもは攻める立場でございます。守る側は私どもは守るわけですが、いろいろな状況判断の結果、私どもとしてこの時点では最善という答えをいつも求めておるわけ

ございまして、現在御提案している縮減の度合いなり縮減のやり方なり、これは私どもとしてもいまの時点ではこれが限度であり、これが最適ではないかと考えて御提案いたしております。

○川口委員 いま攻める、守るのお話が出ました。私はむしろ攻めるのではなく守つてきたのではないかと思ひます。高度成長時代によつて、主税では泣く泣くこれを実施したというふうなものではなからうかと私は思つたわけ

さてそこで、攻める側の立場から私はお伺いしますが、利子の分離課税です。この点につきましても、これは大体皆さん専門家でありますからわかるように、シャウプの税制改革の際も、この分離課税についてはうまくないもんだ、特に高額所得者が銀行というものを隠れみのにしながら脱税の行為になつていくなつたことがあるというふうな問題だと思ひます。今回これも残念ながらどうも全廃ということにはいきませんでした。これは五十五年度までこのまま据え置くというところからいふと、それはそれで攻める方の立場からいふと若干手ぬるいものじゃないかと思ひますが、いかがなものでしょう。

○大倉政府委員 これは野党共同のお申し入れの中でも、政府案の三五ではなくて四〇まで上げたかどうか、あるいは実施時期をもつと繰り上げたかどうかという御提案がございました。政府案は三五に引き上げかつ五十五年までは安定させるということですが、これは決してそこへ逃げ込むつもりはございませんけれども、税制調査会では非常に時間をかけて御議論をいただきました。やはり現実には個人の金融資産の選択に不測の混乱をもたらすという事は適当でない、しかも本件は五十年改正で五年間といつて決めてスタートしたものを途中で直そうとしておるんだから、最初に決めた五年間の残りの期間は今回の引き上げ後の姿で安定させるべきである。これ

は答申そのものに即してごらんいただければかなり詳しくそういう趣旨を答申しておられます。やはり私どもとしましては経済全体に与える影響や特に個人の金融資産の選択に不測の混乱をもたらすことがないようにということも大蔵省全体として考えざるを得ないわけでございます。それらを考えました上で現在御提案いたしております三五というものが、確かに終局的な総合課税という目標に到達する一つのステップにすぎない、あるいはそれがお立場からすれば徹底的に過ぎるという御批判があるかもしれませんが、私どもとしては現在の状況のもとではこれが一番いいやり方ではなからうかと思つて御提案しておるわけでございます。

○川口委員 どうも時間が余りないので十分お尋ねができません。私は、これは貯蓄奨励の観点からやっておるわけですが、日本のような場合はこれは政策効果を測定するのは困難だと思ひますが、欧米なんかには比べますと貯蓄率が高いわけ。特に社会政策がおかれておりますから、病気になるにどうする、老後はどうする、住宅を建てるにどうする、こういうことでやはり日本は貯蓄率が相当高いわけでありませうから、私はあえて貯蓄奨励という意味でこういうものを残しておくという事は、いかがなものかと思ひますが、ひとつできるだけ早く総合課税の方に移行すべきであるというふうに提言を申し上げるわけでありませう。

どうも時間がなくて、今度は項目別になつてしまひますが、交際費の損金算入の割合、これももう一〇〇%にしてもいいんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○大倉政府委員 たいだいままでの制度で企業の支出いたしてあります交際費の中でいわゆる大企業につきましては大体六割から七割がすでに課税対象に入つております。中小企業、一億円未満の会社につきましては大体支出額の六分の一ぐらいが課税対象になつておるわけでございます。これは中小企業につきましては何と申しましては御承知

の四百万円基礎控除という部分がかかり有効に働いて結果的にその支出額に対する課税割合がかなり低いという状況であらうかと思ひます。

そこで共同お申し入れの中にごさいます。○%ということをやつてよろしいかどうか、これは率直に申しまして私どもに若干のためらいがございませぬけれども、やはり交際費といふものは本来は企業体として販売促進費の一つの形でございまして、経費として損金性のあるべきものであらう、ただそれを逐次課税を強化しておられますのは、使われ方がいかにも社用消費と言われような使われ方あるいは乱費といふことにつなげて来経費であるという考え方を捨て切らないままに一〇%課税するというには若干のためらいがあるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○川口委員 それでは話を先に進めます。どうも時間がありませんで恐縮ですが……

いま地方財政も火の車になつてゐるわけですから、これもシャープ税制改革の際には従来の中央集権から地方分権の方へ体制を変えるんだ、こういうこととで相当地方自治体といふものを一義的に考へてきたと思ふのであります。ところが地方の主たる財源は住民税であり固定資産税であつた、法人税、所得税は国の方であつたために、高度成長によつて税の形が中央に集中するやうな形になつたと思ふのです。でありますから、財政的にも中央集権といふ形がいやでもおもうでもできなかつた。そこに私はいまの地方自治体の実態があると思ふのであります。そういう税の配分が果たして現在妥当かどうかといふことが論議されると同様に、事務の国と地方とのバランス、これも果たしてこのままでいいのかどうかといふ問題があるわけでありませぬ。

したがつて私はこの際、税の体系についてもあるいはまた事務の分量等についても、これは私自治省の方を呼ばなかつたから申しわけありません

ですが、ひとつ事務と税の国と地方とのバランスについて根本的に検討する余地がないかといふ点についてお尋ねをしたいと思ひます。

○大倉政府委員 実は行政事務の配分につきましては、私は全く専門家でございませぬので、明確なお答えをできる立場にございませぬけれども、少なくとも個人的には、一度基本的に国と地方の間、地方の中でも府県と市町村の間の再配分の問題といふのをよけて通れないところまで来ているのではないかと、そういう感じがしておりますが、それとあわせて、いわゆる財源配分についても新しい目で見直さなくてはならないという要請が当然ある。ただ、その場合に、川口委員の御経験からもよくおわかりいただけると思ひますけれども、交付税でない方の、いわゆる固有財源はどうしても偏在の問題が出てまいりますので、偏在の問題と、どうさばくのか、それが一番むずかしいといふのがただいま私の印象でございませぬ。

○川口委員 むずかしいことはわかるわけでありませぬが、そのむずかしいのをどう打開するかといふのが今後の課題であると思ひますので、どうぞひとつよろしく御検討願ひたいと思ひます。

そこで、時間がありませんので項目的に若干申し上げまして、いづれ税の公平の問題につきましては、先ほど大臣からもお話がございましたが、やはりどうしても国民の同意を得られるやうな税体系、こういうものがなければならぬと思ふのであります。特に、いまの税の不公平の感じといふものは、国民相互間にもあります。また、個人と企業との間にもありますし、国と地方ともあるわけでありませぬ。でありますから、この際、国の財政立て直しという見地に立つて、ひとつ根本的な抜本的な税の見直しをして、国民の同意を得られるやうな体制を築いていただきたいと思ひます。

そこで、要望であります。夫婦の共かせぎの税金の問題であります。正直申しまして、これも担当者からする説明を聞きました。私はどうしても納得ができませんのであります。好きここのんで

共かせぎをする人は余りないのでありまして、やはり生活に困つて共かせぎをする。それに対する税の措置といふのは、少し温情味が足りないのではないかと、そういう感じがいたします。

それからいま一つは、妻に対する税の優遇の扱いはあると思ふのでありまして、内助の功といふものがなければならぬわけでありませぬ。現に遺産相続等の場合においては三分の一という有利な相続の体制になっておりますが、毎年の所得税の中における控除の割合といふのは、子供も全部同じ、ならしの今度は二十九万ですか、そういうふうなうであります。何かここでひとつ妻といふものに対する措置を考へていただきたい。

次に、教育費の控除であります。これも先ほどいろいろと川崎先輩等の話がありましたが、いま高校でありまして、もはや義務教育といふやうなかつたやうであります。必要経費といふやうになると思ふのであります。こういうものに対する控除についてもひとつ考へを願ひたい。

次に、年金に対する非課税であります。一生をすり減らすやうな形で働いて、細々の年金をちようだいする、その年金にも税金がかかる、何とかならぬものかといふ要望がございませぬ。さらにまた、いま一つは、これは大変技術的にむずかしいと思ひますが、個人の必要経費がもつと認められるやうな税の体系といふものにならぬものか、こういう点であります。

また、先ほど申し上げました地方を強化する地方税の新しい対策といふやうなものを、今後税制改正の中で十分ひとつ盛り込まれるやうな配慮を願ひ申し上げたいと思ひます。

なお、さらにこれもまた一つの提言になるわけでありませぬが、いま土地の含み資産といふものが相当なものになつてゐると私は思ふのであります。ですから、この土地の含み資産に対する課税の均等、これも必要だと思ひます。かつて行いました法人の超過利得に対する税の問題でありませぬ。

こういふ問題につきましても、ぜひひとつ御検討をお願い申し上げます。最後に、せつかくおいていただきませぬから、自治省にお伺ひしますが、軽自動車税の月割り課税の問題であります。これにつきましては市町村で若干異なりますが、大田市町村の税の徴収経費といふものは二%から三%であるわけですが、この軽自動車税の月割り課税は、一割以上の徴収経費がかかつておるわけでありませぬ。大型の場合は県の月割り課税をやつておらぬのでありますから、市町村の場合も、せめて市町村内における移動の場合の月割り計算はやめていただいて、それはひとつ所有者と新所有者との中で解決するやうな方法を講じていただくことができないものか。秋田市市の例をとりますと、現在大体八千件から七千件ぐらゐの件数がございませぬので、大変な事務負担になつておる、こういうことですので、ひとつお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○吉住説明員 軽自動車税の徴収費のコストが割り高であることは、川口委員御指摘のとおりでございませぬ。私もといたしましては、何とかそういう徴収の簡素合理化をいたしたい、そういう観点から、実はこのたび御提案申し上げております地方税法の一部を改正する法律案の中で、御指摘のやうな同一市町村内における軽自動車の移動につきましては、月割り課税をいたさないといふ方向で御提案を申し上げておりますので、よろしく御審議を賜りたい、かように思つております。

○川口委員 終わります。

○保岡委員長代理 午後一時三十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十二分閉議

○小淵委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。午前に引き続き質疑を続行いたします。貝沼次

郎君。

○貝沼委員 私は、租税特別措置法及びその他につきましても、三行いたいと思います。

そこで、税の問題と言えはやはり一番関心があるのは、その税制が公平になっておるか、あるいは不公平になっておるか、こういう点だと思ひます。それでいろいろ調査の結果、アンケートその他出ておるものをながめましても、現在の税制に対しては非常に不公平であるという批判が高いわけでございます。こういふところから、この不公平税制をどのように改めるかということ

が、実は私も大蔵委員に課せられた重大な問題だと思つておられますが、先般の予算委員会におきましても、三月九日の与野党合意のもとにその修正が行われ、そのときにこの不公平税制の是正ということが一項目挙がっております。これにつきまして五十三年度予算でできるだけ反映をさすというふうになっておるわけでございますが、この問題について政府はどのように具体化、実現をしていこうとお考えになっておるのか、この点について大臣にまずお伺いしたいと思います。

○坊岡務大臣 御指摘のとおり租税で一番大事なことは公正であるということではもう痛感しております。先般来いろいろの野党の皆さんからも御要望があつて、そして合意に基づいて税制の追加減税をやるといふことになつたのでございますが、そのときにもその点が非常に重要視されました。私もその点については、そのときも御意向というものを尊重いたしました。今後とも鋭意不正税制を是正をしていこう、こういう覚悟でおりますが、しからば不正税制と言われておりますこの租税特別措置につきましても、どういふところをどういふふうなことを修正、訂正していこうかということについては、目下税制調査会を中心として熱心に検討をいたしておる過程でございます。いま具体的に何をどうするといふところまではまいっておりませんことをひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○貝沼委員 税制調査会で検討した結果を待つて、作業なりあるいは考え方を進めるといふ答弁だと思ひますが、税制調査会に出す場合も、たとえば悪名高い、こうこうこういふような制度についてはどうすべきであるのか、そういう具体的なものとしては出しておりませんか、その点どうでしょうか。

○大倉政府委員 前回の委員会また本日午前中に他の委員にかなり詳しくお答えいたしましたので、できるだけ重複を避けたいと思ひますけれども、世に不公平と言われておりますすべての項目をまず拾ひ上げていただきまして、それを政策税制という部分と政策税制以外の税制という部分に区分していただくというのが一昨年の八月以来の作業の第一段階であつたわけでございます。現在の各種の税法及び特別措置法に書いてございませぬものもろの措置を、政策税制とそれ以外にどうに分けて議論が進められておるかということについては、すでに資料として当委員会に御提出申し上げてございます。したがひまして、政策税制という分類になっておりますものにつきましては今後とも、五十一年度の大蔵省縮減合理化に引き続きまして、同じ思想で逐次縮減を進めてまいりたいというのが税制調査会の御指示でございます。私も、私どももそのように考へて今後とも努力をいたしたいと思つておりますが、五十一年度の大幅改正の際に税制調査会の方にも御相談を申し上げたわけでございますけれども、何分にも項目の数が非常に多いという点と、もう一つは、一つ一つを取り上げますと非常に技術的である、あるいはきわめて専門的であるという面がございますので、ただいまのところ税制調査会では、基本的な考え方を示すから、その考え方に基いてたといふ五十二年度にはどの項目をどうするかというところを関係省でよく意見調整をして、それで具体的な措置に移りなさい、税制調査会としては適宜その中間的な経過を聞き、あるいは最終的な政府案に至つた段階での具体的な内容を聞くけれども、いまの税制調査会のメンバーが具体的な項目のそ

れぞれについて、これは何%であるべきだとか、あるいはこの対象機械はこうであるべきだとかいふところまで踏み込むことはむしろ適当でないといふようなお扱いになりまして、五十一年度改正以降は基本的指針をお示しいただき、各年度の具体的な取り上げる項目は関係省間の意見調整をまづやつて、それを中間的に報告を聞き、問題があればさらに指示を与へ、そうして政府案の決定のときに具体的に報告を受けるといふようなやり方に逐次変わつてついででございます。ある時期までは個別の項目を一々御審議願つていただくこともございまいりました。最近では改正対象の幅が広がつてまいりましたので、具体的なにはそのようなやり方でやらしていただいております。

○貝沼委員 その説明よくわかりませんが、具体的な内容では税制は一々示さないといふふうになりますと、税制が基本的な考え方を示した後、事務局としてかなり作業があると思つてわけでありませぬ。したがつて、税制改正を考へる、要するに予算の原案をつくる段階でこれは相当議論をしていかなければならぬ問題だと考へます。そうすると、大体もう八月とか九月ごろから恐らく入ると思ひますが、そのためには答申がやはりかなり早く出てこなければならぬ、こういうふうに思ひますが、この税制の答申はいつごろ出るとお考へでしょうか。

○大倉政府委員 五十三年度につきましても、私どもは、本年の十月早々にただいまの委員の任期が切れますので、その段階でいよいよ中期税制について、中期的な方向についての何らかの答申をできればいいと思ひます。その後、五十三年度の具体的な問題を御審議願ひます。これは好むと好まざるにかかわらず、物理的にも新しいメンバーの税制調査会に御審議を願ひまして、一番望ましいのは年内に政府案の編成が終わることでございます。十二月の上旬ごろには五十三年度の、私どもの申します年度答申といふものをいただくかなくてはならない、そう思ひま

す。それがまず日程でございますが、先ほど私が申し上げましたある程度の指針をいただいと申しますのは、実はその答申をいただく段階、その時期を申していただくわけではございませんで、もう年度答申の審議を開始されますときに、私どもとしては、たとえば資料としましては、今回の年度で期限切れとして延ばすのか縮めるのかやめるのか、措置をしながらはいつない項目はこれだけでございますという一覧表をお出しして、大体の方向を御議論願ひ、そこから関係各省とも折衝に入るといふことでございます。また逐次整理が進んでおる部分がございますし、また逐次整理が済んでおる部分がございます。非常に時間がかかりました。五十二年度の改正で申し上げれば、もう九月ごろから私どもの局内の職員は関係省との接触を始めております。ほほ三、四カ月を費やして毎年度の具体的な特別措置の整理、改廃の作業にたどり着くといふような日程になっております。

○貝沼委員 その点はわかりました。それから、この租税特別措置の設置とかあるいは改廃、これが問題になるわけでありませぬが、ただ単にこれは気に入らぬからやめようとか、あるいは気に入らぬから残そうとかという考へではなしに、この租税特別措置の設置あるいは廃止についてやはりきちっとした基準というものが私にはあると思つておるわけですが、この点についてはどういふふうになっておりますか。

○大倉政府委員 私どももなりに税制調査会にお願ひして、基準となる考え方を示していただいております。私どもも、しかし、それはしよせんはある程度抽象的な基準にならざるを得ないわけでございます。たとえば既得権化、慢性化を排除すべしといふことは、それは創設以来どのくらい年数がたつておるかといふことを考へます。あるいは一つの抽象的な基準の根元がそこにある、あるいは政策目的とそれによつて結果的にもたらされる負

担の不公平とのバランスを考えるときに、従来以上負担の公平という角度を重く見るべきであるという指針をいただいております。それは、午前中も申し上げたのでございますが、仮に政策目的として、たとえば海外投資を促進する、それを税制である程度誘導するということをよしとしても、しかし期限が来る都度その与えられる特典の幅は見直して縮減を図っていくというふうな具体的には適用をしております。したがって、指針としては与えられておりますものは、物の考え方としてはかなりはつきり与えていただいておりますけれども、それを具体的な措置のそれぞれに適用して、さて一割カットがよろしいか、あるいは五割カットができますかという問題は、これは関係省と私どもとの意見調整にいわばまずはお任せいただいて、その結果を御報告していくというふうなやり方に現在はおなっております。

○貝沼委員 私も何かそういう基準があるはずだと思つて、ずっと前からの税制調査会の答申などをあさつてみたわけですが、そうすると昭和四十年、四十三年度の長期答申とかこういうところでもかなりはつきり基準が示されておりました。いまお話がありましたように、政策目的の合理性の判定とか、あるいは政策手段としての効果との比較考量とかいうような言い方であるように思いましたけれども、こういうふうなときの基準というものが、果たして現在の租税特別措置法にあるものでないですか、けれども、こういうものが全部満足しておるかどうか、このことは私は非常に問題だと思つておられます。つづいたときは非常に問題だと思つておられます。時間がたつて条件というものはいろいろ変わつてくるわけでありまして、そういうふうなことを考えたときに、果たして現在あるものに満足しておるかどうか、この点が非常に問題だと思つておられます。

○大倉政府委員 私どもとしても、できる限りただいまおっしゃいましたような気持ちで、いまございませぬものについての洗い直しを進めてまいりたいと思つておられます。

ただ、一言だけ申上げておきますならば、関係の各省は、それぞれ自分の負担された産業政策なり環境政策なりあるいは社会政策なりを実現していくために、税制上で何らかの措置を講じてほしいということに非常に強く要望することどもこれまた事実でございます。結局、関係省と私どもとの間の、けさほどの表現をそのまま用いますれば、攻めと守りの結果が、政府全体として、これはこのぐらゐが妥当かということに落ちついておられるわけでございます。やはりいかなる政策の場合におきましても、その政策を直接担当している方は、これこそが日本経済を救う決意であると思ひ込んでやられておられるわけでございますから、そこを、もう長いことやっているではないかというのを毎年毎年私どもの間でまじめな議論を繰り返しながら、毎年度の改正にたどり着くという経過をたどるわけでございます。

○大倉政府委員 これは、むしろ直接には法制局がお答えすべき問題であるのかもしれないが、

○貝沼委員 それから、この租税特別措置法の第一条には「当分の間」、こういうふうな非常に漠然とした期間というものが定められておられるわけですが、「当分の間」というのはいつのことを言うのでしょうか。租税特別措置法ができてからずっと続いておられるのもあれば、すくなくなるものあれば、これはすべて「当分の間」、その言葉だけで行われておられるわけですが、これについてお考えはございますか。

基本的な考え方としては、やはり各税法を、いわば通常、私どもは本法と申しますが、本法に取入れたいとするべしという判断が熟するまでの間、当分の間の措置として本法と別の法体系で特別の措置を規定していくもの、それらをばらばらの措置法でなく、一つの特別措置法という一本の法律にまとめたい方が制度全体を理解する上に役に立つのではないかと、そういう趣旨から特別措置法という名前を一つは法律をつくり、その中に、当分の間、特別措置法に盛り込まれるものを本法の特例とするという仕組みをつくられた。その中の各条文につきましては、全体が当分の間という性質であるということを受けて、さらに、でき得べくば各条項ごとに適用期限をつけていく、したがって、本来の考え方としては、適用期限を付したものは、適用期限が到来すれば必ず一遍やめる、その上で新しい角度から見直すべきとしておられる制度であるように思います。ただ現実には、適用期限を企業関係は大体二年間というルールで決めるように各省の協力をお願いしておりますので、ある場合にはそれがかえつてあだとなりまして、二年ではなかなかやめられないというので、期限が短いのために、かえつて何度か更新されてしまうという弊害も一般的に言うところではないかというのにも率直な感じではございませぬが、さればと申して、いま適用期限を一律に延ばすというのは、やはり具体的な措置の縮減合理化を図る上では、かえつてマイナス効果しかございませぬので、なおここしばらくは、企業関係は二年、農林関係などは五年というふうな適用期限を付した上で、期限が到来いたします都度見直す機会を持つということと私どもの作業をやらしていただいたかどうか、そのように考えております。つまり、法律全体としては、当分の間の特例を大成した一つの法律である、その中の個々の条項については、できる限り適用期限を付するというような仕組みになつておるように理解いたします。

○貝沼委員 それから各租税特別措置、おのこの政策目的なり、それをやらなければならぬ目的というものはあるはずですが、そのものによつては、はつきりとした目的がわかりづらいようなものがあるわけですね。たとえば特別償却なものというのは何が目的になつておるのかはつきりわかりませんが、こういうふうな目的というものははつきり定まらねえと、検討するとき非常にややこしいんじゃないかと思つておられますが、この点はいかがでございますか。

○大倉政府委員 それは、実はお言葉ではございませぬが、特別償却は現行の法制では目的がかなりはつきりと書かれておる部分ではなからうかという気がいたします。

一時ございまして、私どもいろいろ議論をしてやつと廃止をいたしました合理化機械の特別償却という制度がございましてけれども、現在はもうそれはございませぬで、現在の特別償却は、やはり公害防止施設でございませぬとか、あるいは備蓄用でございませぬとか、特別償却、割り増し償却すべてを含めまして、それなりにいまの法律、政令、省令、告示というもので御判断いただきますと、かなり、何のための設備を相手にしておるかというところは、個別、具体的に規定をしておるかという制度になつておる私としては実は考えておられます。非常に一般的に、設備を更新して力をつけてほしいというふうな制度としてできておられますのは、むしろ中小企業者の機械の特別償却、これは非常に一般的な決め方をしておりまして、個別の要件もほとんどございませぬ。きわめて一般的な軽減でございませぬが、その他の特別償却は、ちよつとお言葉を返すように申しわけございませぬが、いまのシステムではかなり具体的に、何をねらつておるかということとはわかるようになっておるのではないかと考えておられます。

○貝沼委員 この租税特別措置を検討する場合に、先ほどから、目的なりあるいは既得権化、慢性化といった問題を判断しながらやらなければならぬということですが、たとえば自動車の排出ガス規制の問題であります。これは今回も出

ておりますが、昭和五十三年度の自動車排出ガス規制適合車の早期普及を図るため同規制に基づき運輸省令において定められる保安基準に適合する乗用自動車の物品税について、その課税標準を昭和五十二年度において一台につき二万円減額、それから五十二年四月一日から八月三十一日までの間において一台につき一万円ということだと思っておりますが、こういうような租税特別措置は非常に疑問に思っております。この問題は、当初五十一年度というものが目標であったのが五十二年まで来たわけですが、このこと自体にまず疑問がある。この点はどうしてこういうふうに延びたのでしょうか。

○大倉政府委員 規制そのものが当初一般に期待されてきたよりも少し遅くなってしまったのではないかとこの点につきましては、申しわけございませんが、ちょっと私、お答えできる自信がございません。環境庁からお答えすべき問題であるのかと思っておりますが、税制でこれを受けとめよう場合には、五十一年度規制車につきましてかなりの特典措置が物品税、また地方税の方で講ぜられたというところは御指摘のとおりでございます。今回は、俗に最終規制と言われております五十二年度規制がいよいよ実施に移される。ただ私も、私どもだけの立場から申せば、いわば従来になかったような新しい規制が実質的に始まった、五十二年度とはまたかとして、五十一年度以上にきつい規制が一般的に始まった、そのときに、規制適合車しか生産できないという時期よりも前に規制適合車を売り始めるという努力に対しては税制上も援助をしていいのではないかとこのことで踏み切らせて、かなりの優遇を与えることで法案を通過させていただいたわけでございます。

今回の最終規制というのは、もはやこれが最終規制であるから、その規制開始の時点以後は、それに合格しない車は一切つくれないのだから、なおかつここでもう一遍恩典を与えるという必然性がどの程度あるかということをおぼんやり論じたいわけですが、やはり環境政策として、

最終規制を完全に行う、そのためには規制車しかつくれないといういわゆるリードタイム終了の前に規制に適合する車を早くつくって消費者に提供するということについてはそれなりの恩典を与えてほしい、いままではどの大きな恩典でなくともいいけれども、やはり政府としてもこれを支援するという立場だけは崩さないでほしいという環境庁からの強い御要請がございまして、結果的に、先ほどおっしゃいましたような恩典を今回の改正案に盛り込んでございます。

ただ、その恩典の幅は、従来の課税標準で四分の一、ある時期を経た後八分の一というものに比べますと、今回は課税標準から二万円という定額を引くだけ、後の時期では一万円を引くだけでございますから、実際の通常の大きさの車の場合で計算をしてみますと、従来の恩典に比べますと、恩典の幅が大体八分の一ぐらいに圧縮されておるといふふうに考えておりますので、まあ政策目的を全く否定し去らないという限りにおいて恩典の幅は極力縮減するという全体の考え方には一応乗せたくもりでございます。

○貝沼委員 それなんですけれども、要するに五十二年の四月から五十三年規制の車、それにどうしても間に合わない分については八月三十一日、それから、それ以降においては従来の物品税、四月以前に今度は五十二年度中にそういう低公害車といいますが、モデルチェンジをやった車ができた、それを売り出した、こういう場合は、公害対策上非常に有効であるから物品税をまけましよう、こういうことですね。その前半においては二万円、後半においては一万円というふうになっておるわけですが、この物品税をまけるというものは、結局それだけ値段が安くなればユーザーに幾らかメリットがあるということですが、物品税をまけるといふことと値段というものは、どうしなければならぬという取り決めは何もないわけですね。したがって、物品税を安くしたからそのまま自動車売れるということには、私はなるかどうかわからないと思うわけですね。それがそのまま普

及につながるかどうかということとは、売れるか売れないかということであって、つくった、つくらないかということではないと思うのです。したがって、こういうようなことを考えたときに、果たして物品税二万円あるいは一万円安くすること、適合の自動車の普及に対してそれほど効果があるのかどうかということですね。

そこで、ひとつ伺っておきたいのですけれども、たとえばいま八分の一になったわけですから、ざっと計算して百万円ぐらいの車で三万円ぐらいと言われているから、前の制度でいきますと二万三千円程度と言われているわけですが、そういうような優遇をした場合、果たしてこれが政策の目標に対してどれだけの効果があったのか、この点について伺います。

○水野説明員 確かに先生のお話のように、二万円なり三万円なり物品税が軽減になった場合に、その車が直ちにその金額だけまかるといふ制度的な保証はないわけですが、その規制適合しない車に比べてそれだけ安く売れるということは、販売上やはり相当なメリットとして働くわけでございますから、車をお買いになる方に対して、販売政策に当たりましては相当な効果があるかと私は聞いておるわけでございます。昭和五十一年度規制に際しましての先ほどの四分の一、前四分之の一軽減を実施したわけでございますが、その後の車の販売状況を見てまいりますと、五十二年、五十一年度の八月の期間、猶予期間中までにおきましては、規制適合車の販売割合がかなり高くなっておるわけでございます。最終的な五十二年八月ごろになりますと、七〇%以上のものが適合車の方が売れる。その分だけはいろいろな技術的な適合措置のために価格が高くなっている、あるいは燃料の消費も多くなっている車ではないかと、販売の割合としては七割、八割なり高い割合で売れておる、こういうところからいいたしますと、やはりそれなりの効果はかかっているのではないかと私も考えておるわけでございます。

○貝沼委員 これは必ずしもそれだけにやらないのじゃないかという感じがするわけですね。というのは、オイルショックがありまして、それからガソリンが非常に高くなって、そういう面もあって買った人が多いいと思いますが、この場合は、たとえば先ほど申し上げましたように大体どれだけのユーザーに対するめんどうを見ておるかということ、ざっと計算して二万三千円ぐらい、これはかなり出す方としてはこたえるのです。ところが、今度は三万円でしょう。先ほど八分の一と言っていますから三万円、百万円の自動車一台に対して三万円の恩典がある。それで自動車がばつと売れていくという保証というのはあるのですか。どうなんですか。

○水野説明員 確かに今回の措置といたしましては、課税標準が二万円の軽減でございますから、税額としては三万円程度でございます。しかし、各メーカーといたしましては、これを一台、一台出すというわけではございませんで、やはり一万台なり十万台出す。こういう適合車をそれだけ出せばそれだけ物品税の軽減の額は大きくなるわけでございます。全体としての車種として、これを出せばこの程度の販売政策がとれる、これによって他社に対抗できるか、ほかの規制に適合しない車に対してこれだけの競争力を持つてるといふ、全体として恐らく販売政策を組み立てることと思われまして、一台ごとの金額といたしましてはその程度ということでございまして、全体としてはやはり私もそれなりの適合車普及のための効果はあるものと考えておるわけでございます。

○貝沼委員 そうですか。私は自動車を自分で月賦を払っていますからわかるのですけれども、要するに会社がどんなに得しようとして、買入人は関係ないのです。買入人は、自分がどれだけ安い車か買えるかどうかということなんです。いまの話ですと三万円なんです。三万円安くしてくれるからこれは買った方が得だと思つてユーザーがそんなに飛びつくかということですね。これは買う

考えるかという点が、だんだん繰入率を下げてまいりますと、いよいよ現実の問題として出てまいらうかと思ひます。先ほど申し上げましたように実際に貸し倒れとして償却しております金額は非常にわずかでございますが、それはやはりよきにつけあしきにつけ金融機関は取引先をなるべく倒してしまいたくない、何とか手当てをしてつづきずけに持っていきたいということがございまして、それは国税庁が税務上これはどうも取りようがないから償却してよろしいという判断になつたものが償却額として現実に出てきておる。私がこういう場所ですらういふことを申し上げるのは非常に影響があり得るのでいままで抽象的にしか申し上げていないわけでございますけれども、やはりこの一、二年の実情を見ますと、本当のところは貸し金の中身かなり問題が出てきつたところ、そのように思ひます。それを銀行検査のときにどこまでいわれる分類資産として整理して銀行を指導していくかという問題とあわせて実績というものをどう判断していくかという問題が一つあるように思ひますので、その点は、村山委員にお答えいたしましたのは、たとえば銀行検査で第四分類としていふような貸し金は、これは貸し倒れ実績に計上すべきものにはほ等しいものと考えて実績率を比べてみたらどうなるかと、ここから先はかなりきめ細かい吟味を加えてみせんと、これは実際に相手が本当に破産してしまつたから取りようがないというものが償却額として出ておるといふ、そこだけで問題すべてを判断してよいかどうか、その点が現実の問題としてここから先には出てくるであらうということだけは一言申し添えておきたいと思ひます。

最後に一問だけお尋ねしておきたいと思ひます

が、交際費の問題であります。

交際費がもう二兆円を超えたということは国税庁の調査でもはっきりしておるわけでありすが、この交際費については非常に内容について問題があり、どうしてもこれを強化しなければならぬというものが社会的な要請であります。先般の国税庁の国税局調査課の試算によりましても使途不明金の中に交際費というのがかなり占めてきておる、こういうところからこの交際費課税に対して当局はどう考えておるのか、さらにこの交際費のやり方について諸外国におきましては、たとえば英国であるとかあるいはドイツであるとかアメリカであるとかというところではかなり細かい点に至るまで取り決めをしておるわけでありすけれども、日本の場合こういうものに対してどういふお考えをお持ちなのか、これについてお答えを願ひたいと思ひます。

○大倉政府委員 交際費課税を法律上どのように強化してきておるかということはい員沼委員よく御承知のとおりでございますので繰り返しません。税法上このように本来経費として認められていふものを、ある程度を超えれば経費性を否認して課税してしまふという制度を持つていふのは日本だけでございます。それは日本の場合に何と申しましてもほかの国よりもより多くいゆる社用消費というやうな実態があつて、それが社会の批判を招いていふことだからゆゑんするものであらうと思ひます。

ただ、私もある期間外国に勤務いたしておりましたけれども、まことにいいことではないと思ひますが、外国の企業がだんだん日本の企業のまねを始めて、同じやうなことを始めておるといふこともございまして、各国でも交際費課税についてかなり神経質になりつつあるという点もまた疑い得ないようには思ひますけれども、少なくともいまの税法上の制度としましては、各国とも企業が自分の営業を遂行するために支出したものがちゃんと立証できればそれは経費として認めるのだといふ、仕組みはそうなつております。問題は実行

上のような立証を求め、どのような認定をしておるかということになるわけであらうかと思ひますが、なお必要がございすれば国税庁からわが国での実態につきましてはお答えをいたしたいと思ひます。

○山橋政府委員 お答えいたします。ただいまのお話の中にいゆる企業使途不明金、この中には交際費に相当する部分があるといふお話でございますけれども、確かに企業の調査を行つていふ段階でいゆる使途不明金といふものが発見されるということは事実でございます。使途不明金とはその字のとおりでございます。その企業がその使途をどうしても明らかにしない、またわれわれの調査でもどうしてもそれを明らかにできなかった、こういうものでございまして、税務上はやむを得ずその支出を損金と認めず、当該企業に対して法人税を課するということにしていふものでございす。このやうな支出といふものは好ましいものでないといふやうに考へておるわけでございます。従来から企業に対する調査に当たりまして根強い説得あるいはその調査の徹底という方法によりましてその解明に努めておるわけでございますけれども、今後ともその努力をさらに続けてまいりたい。しかしながらこの問題の解明につきましては企業側の協力といふものもまた非常に必要であるといふことも事実でございます。

○員沼委員 終わります。

○小淵委員長 只松祐治君。

○只松委員 私はこの前から大蔵当委員会の運営、あり方についていろいろ申し上げました。この前、大臣からも率直なお言葉があつたわけでございますが、さつきも始まる前に見せましたやうに、これは記者の取材方法もあるのではしようが、参議院ではずばりとした答弁が出ておる、当業議院の大蔵委員会においては、どうも抽象的な言葉、前向きな答弁が出ない、こういう傾向が私は見受けられると思ひます。きょうはさういふ点については深く触れませんが、ぜひひとつ率直な答

弁、抽象的、形式的な答弁は結構でございますから、率直な答弁、しかも、お互いここまで与野党伯仲した段階でございますから、腹を割つた具体的な前向きな答弁をひとつお願いしたいと思ひます。

そこでまず私は最初に、最も具体的な問題をきようはお聞きをしたい。

いま新憲法下に、男女平等といふことになりました。とかくまだ男の方が強くて男性が封建的である、女性の方が弱いのではないか、こういう意見が横行いたしますか、言われがちでございますが、大臣は男女平等は必要なもので正しいものである、さういふやうにお考えになりますか。いかがです。

○坊国務大臣 さやうに考えます。

○只松委員 そういたしますと、当然に男女に法律は平等にこれまた施行されなければならぬ、当然にこれは税法も男女は平等に施行されなければならぬと思ひますが、さうお思ひになりますか。

○坊国務大臣 男女によりまして社会的にやつていふ仕事といふものについては、これはおのづから分野がございまして、それでそれぞれが適当であるといふ方面で活躍するといふ意味におきまして、これは私はおのづからその意味において、変わつておるといふことは認めなければなりません。しかしそれに対しては、それだからといって不公平に扱つていくといふやうなことは、それとこれとは全く別でございます。公平、公正に扱つていかなければならぬ、かやうに考えます。

○只松委員 いや、ずばりと私が申しましたやうに、男女は法のもとに平等であるべきだと思ひますが、大臣はどうかお思ひになりますかといふことです。抽象的、さやういふわけは結構でございます。

○坊国務大臣 法はあらゆる人間に対して平等であるといふことが、これは原則であります。

○只松委員 当然だと思ひます。これは民主国家、近代国家においては男女は法のもとに平等だ、いづれにも平等に課さなければならぬ。ところが

がこの税法の中において、男女不平等なものがあるわけだ。これがいままでも一回も国会において議論をされない、あるいは不平等のまま放置されておる、こういうものがあることを御存じでございませうか、どうですか。

○大倉政府委員 従来、国会での御議論では、税に於いてお話が出ましたのはむしろ女の方の地位を男の方と同じにすべきである。妻の座の確保、あるいは夫婦の扱ひの平等というふうな御議論が非常に多かったというふうに理解いたしておりますが、ただいまの只松委員の御指摘は、恐らく現在の所得税法の中で女であるか男であるかということとで区別されているものが一つあるではないか。寡婦控除は一体どう考えておるのだということではないかと思ひますが……。

○只松委員 聞かぬ先まで答えられては困るのですが、そういうふうにいまま聞かず語りにおっしゃいましたけれども、私もいまま家庭内職の問題、いろいろ御婦人の立場の平等についてたびたび論じてきました。それは当然でございますが、いま言われましたように、寡婦という問題はいろいろ未亡人あるいは女だけの問題ではない。男の場合も寡夫、男やもめというのとは大きく異なるわけです。当然に法のもとにおいて平等で、女の寡婦控除というものがあれば男の寡夫控除というものがあるのは当然です。ところがこれが無いというのは男が逆に差別されておる、こういうことになると思うのですが、大臣どうですか。

○坊岡務大臣 大変むずかしい問題です。未亡人に対して寡婦控除があつて、男やもめに対しては控除がない、これはおかしいじゃないか、こういう御意見ですね。それは私は非常に不公平に扱つていくことではないに、世の中で労働をやつて生活を上げていくことについては、先ほど最初に私が申し上げましたとおり、女性よりも男性の方が、頭は別にどうと言うておりませんが、体力が非常に労働に強いというふうなことから考えますと、御主人を失つた女性に對しましては、やはり女性も食べていかなければなりません、働かぬ

ばならないというふうな場合に、未亡人なるがゆゑにこの控除をする必要が、あるいは男やもめよりは必要性が多いんじゃないかというふうなことが考えられて、そして現行の制度が行われておるのじゃないか、これは単なる私の考えに過ぎませんけれども、ここらところにつきましては専門家からお答えをさせていただきたいと思ひます。

○只松委員 それも大変御認識の違いといひますか誤りでありまして、たまたま私はこの問題を、私の友人が病院に入つておりましたので見舞いに行きましてこういう話をしたのは、それは、それには実はちょうどいい手紙が来ている。これを見たらどうだということです。これはある新聞社の方が私のところの県會議員にあつた手紙です。これは「ライバシー」にわたりますから必要な面だけ読みます。「〇〇君の抱えている最大の問題点は、現在妻君は別居してあり」中略「炊事、洗たく、掃除はお手伝ひを雇つて近所のおばあちゃんにやっています、子供たちにとつて母親が別居しているという事実は穏やかではありません。ここにありますように、くつ下と女性性は強いと言われて、女性の別居なり蒸発というのは非常に多い。後に数字その他列挙いたしますけれども、そういう事態を考えると、女性も職場で働くようになった、これは当然のことです。そうしてまいりますと、別居というものは、これは新聞や週刊誌によりますと、大蔵官僚は余りにも徹夜が多くて、大蔵官僚の中の離婚が多い、こういうことも盛んに書かれておりますね。こういうことを考えましても、法のもとに男女平等であるならば、こういう社会の実態に即応する法というものも改めていく、あるいは前進させていくというものは当然だと思ひます。

そこで寡婦あるは寡夫がどのくらいあるかといひますと、詳細に各年齢別にいくと大変時間がかりますが、男性で五十九歳までで十九万九千三百人が死別、離別で三十一万三千二百人、六十歳までとりますと死別が三十七万六千五百人、離別で三十四万一千九百人、総計いたしました男子

の死別百六万九千三百人、それから離別が三十八万四千四百人、これだけあるわけでありませう。これは昭和五十年年度の国勢調査からの推計です。相当膨大なものです。女性の場合ももっと多くて、死別が五百五十一万六千七百七十九人、離別が九十一万二千八百人、これだけあるわけですよ。その中で寡婦控除対象者というものはぐつと低くなつてくるわけですが、とにかく男子の方が再婚する率が多いといひます。しかしなおかつやはり百五十万近い死別、離別者、男やもめというのがある。そしてつき私がほんの一例を読み上げましたように、家庭内に女の人がいなくなると、お手伝いさんを雇つたりなしたり大変な目に遭うし、大変な費用がかかつておるといふことは、私が言わぬでも、御想像だけでもおわかりだと思ひます。そういうことになれば、物事が平等ならば、男にも寡婦控除というものが適用される、これは当然だと思ひます。いろいろ事実は穏やかではありません。ここにありますが、くつ下と女性性は強いと言われて、女性の別居なり蒸発というのは非常に多い。後に数字その他列挙いたしますけれども、そういう事態を考えると、女性も職場で働くようになった、これは当然のことです。そうしてまいりますと、別居というものは、これは新聞や週刊誌によりますと、大蔵官僚は余りにも徹夜が多くて、大蔵官僚の中の離婚が多い、こういうことも盛んに書かれておりますね。こういうことを考えましても、法のもとに男女平等であるならば、こういう社会の実態に即応する法というものも改めていく、あるいは前進させていくというものは当然だと思ひます。

○大倉政府委員 これは五十二年度予算ベースでございますが、現行法によります寡婦控除の控除対象人員は三十八万人というように推計いたしております。

○只松委員 三十八万人で、寡婦控除の金額、階層別も私は大体いたしておりますが、およそ金額は幾らになりますか。

○大倉政府委員 三十八万人を基礎にいたしまして一人当たり控除額を掛け合わせまして、さらに上積み税率を推定いたしますと、減収額としては百二十億円程度ではないかという推計をいたしております。

○只松委員 約六百四十万人からの中で寡婦控除適用者が三十八万人、そして金額にして百二十億円。男性の場合は全体で百四十万人前後でございます。ただ男性の場合は働いておる人が多いからうと思ひますので、女性の場合はこれは寡婦控除適用者が一七・九%、これに相当するわけですよ。

男性は大体どのくらいあるかと考えになりますか。

○大倉政府委員 実は先ほど来御指摘の御数字は国勢調査の方から正確におとりいただいた数字だと承知いたしました。この方々が一休課税最低限の上下にどう分布しているだろうかといふことは申し上げておけません。少くも時間をいたしましてある程度のサンプル調査でもいたしてみたいと思ひます。女の方の場合よりは課税最低限の上におられる方の比率がかなり多いのであらうといふことは申せるように思ひますが、どの程度かといふのはちよつと時間をいたしまして何らかの方法で調べてみたいと思ひます。

○只松委員 これも国勢調査の死別者、離別者の人口配分から見まして私は適用者が大体三〇%前後ではないかと思ひます。女性で一七・九%、二〇%足らずですから倍までいっても三〇%前後だと思ひます。私はこれをたまたま試算してみたいと思ひます。これは五〇%で試算された。でもらつたのです。これは五〇%で試算された。五〇%で試算して来た場合に三十三万人ぐらいになるわけですね。一人当たり二十三万円、その場合減収額が百十億円、こういう形になる。私はしかし五〇%ない、大体三〇%前後だと思ひます。ぐつと下がつてきますよ。したがって金額にしても私はそれほどのことではないと思ひます。いまま錢でも欲しい大蔵當局としてはこういう減収になるものを現段階であえてするといふことはなかなか容易でないだらうと思ひますけれども、私は税の一般論でも多少やります。こういうふうな明確に、これはたまたま男性——先ほど男が少し強くないかと大臣おっしゃつたけれども、強いと思ひたい。面々の男性に對する不公平であるからこれだけ明確にあつてもいいなと思ひますが、弱くと言われている女性の場合にこれだけ明確な不公平な税制があれば大きな社会問題になつてくる。しかし決して私はいま男性は必ずしも強くない

て、さつき読み上げましたように離別されたりあるいは別居されたり蒸発されたりしておる家庭の男性というの非常に困っている。当然に私は寡婦控除を適用すべきだ、こういうふうに思います。その前に世界で大体寡婦控除を適用してない国があるかどうか、どうです大臣。これはよっぽど特殊の国を除いて全部しておるので、ありますか、どうですか。

○大倉政府委員 お話私どもの担当者の方にございましてから急遽調べましたのでございまして、現在わかっております限りではイギリス、西ドイツ、フランスともに寡婦控除があり、それは同様に男やもめにも適用になるという仕組みのようございまして。アメリカには寡婦控除自身が無い、扶養親族世帯費控除という形で処理されている。日本のような寡婦控除という形はないということのようございまして。

○只松委員 各国によって税の制度がいろいろ違いますし、取るものは取って支払うものは支払ったりいろいろやっております。しかしいま幾つか述べられましたように男やもめ、寡夫に対する控除的なものは大体あるのですよ、ないのは日本だけなんです。しかも国会で論議されなかつたのはわが国だけなんです。これは初めて国会で論議をしておるわけです。またこういう社会情勢下において男やもめ、いわゆる寡夫の控除とするか手当とするかいろいろありますけれども、日本の現行税制のもとにおいては寡婦控除に対応する寡夫控除というものが大体ふさわしいのじゃないかと思うのです。ことしの税法からというのは多少無理があるかもしれませんが、ぜひひとつ来年の制度から取り入れてもらいたい、こういうふうな思いますが、どうですか。

○大倉政府委員 御指摘を受けましてから私どもなりにいろいろ勉強を続けております。決して申しわけをいろいろ申し上げるつもりはございませぬけれども、従来から日本に女の方に寡婦控除があつて男の方にはそういう議論がなかつたという背景はそれなりに大臣が申し上げたような背景が

あつたのかもしれないし、またある時期に扶養控除額が基礎控除額や配偶者控除額よりも低かつたときに配偶者のいない一人目の扶養控除というふうなことである程度おこたえをしてきた、それがいまや四十九年改正以来扶養控除額がそろつてしまつたのでそつちでおこたえもなくつたという現状を踏まえてみますと、新しい角度からいふの御提案は私もなりにひとつ前向きに考えてみたい、税制調査会にもお諮りしたいと思ひますし、次回所得税法の改正の機会がありますのでに何らかのお答えを出しまして御審議を仰ぎたい、そのように考えます。

○只松委員 事務当局からたまたまのようなお答えがありましたので、ひとつ大臣の方におきましてもぜひ一層の御努力をしてもらうようお願いして、この項は終わりたいと思ひます。

○坊国務大臣 前向きに考えていきたいと思ひます。

○只松委員 次に、当面の税制や将来の税制について若干お伺いをいたしたいと思ひます。前回私がお伺いをいたしましたときにきわめて抽象的なお話であつたわけですが、そのときにも私は繰り返しこの五十五年までの年次別指標がA案B案と出る前にこれに近いことを言つたわけございまして、必ずこういうことになりやしませんかと。公債は五十兆円を超すでしょう、これは大変なことになりますよ、また公債がこんなにくらんでいくと当然に増税というものを行つていかなければならぬのではないかと、こういうふうには私は申し上げたわけですね。ところがそのバックグラウンドであるいまの経済状態はどうか、国内、国際ともどうかと言ひますと、これも大臣は福田総理のもとで大蔵大臣を務めておるので、総理の考えに従つていく、そのときに私は総理は資源有限時代だ、こういうふうな繰り返して政方針でお述べになりました、こういうことを言つた。資源有限時代ということ、経済の立場から言へばこれはいわゆる高度成長は誤りであつて、低成長の時代だ、こういうことだと思ひます。

○坊国務大臣 高度成長の時期は去りまして、もう一遍それに戻るといふことは私は困難であると思ひます。したがって、これからの経済というものはあんな高度成長ではない、それに比べてましてはきわめて低い成長でもって安定して、まあそれでもやはり成長をしていかなければならぬ、こういう事態にあると思ひます。

○只松委員 国の内外の情勢を考えますと、いまの大蔵のお答えのとおりだと思ひます。とするならば、経済成長が低成長ならば税収の伸びも低成長といふと、大きな伸びは見込めない、少なくとも現行の税体系のもとにおいて大きな伸びはそう考えられない、私はそう思ひますが、どうですか。

○大倉政府委員 確かに従来のように年々多額の見込んで、昭和五十五年で税収が十三兆八千億、五十二年で十八兆七千九百億、ところが昭和五十五年は三十五兆五千八百億、こういうふうないわば異常な増収というものが見込まれておるのですが、異変はどこから出てきたのですか。

○大倉政府委員 これはお手元にございまして、試算の備考に書いてございまして、税収は五十二年二月にお出しいたしました前回の財政収支試算の五十五年の所要税収というのをそのままとらしていただいております。ところで前回の五十五年の所要税収と申しますのは、これは五十年代前期経済計画の中で、五十五年には四十八年度から五十年代平均の国民所得に対する、ここで申します意味の租税負担率が三〇ポイント程度上昇するという計画を前提にいたしまして、それを一般会計の歳入に置き直しますときに、従来の経費からいたしまして一般会計ではこの三〇ポイント程度の中の二〇%を引く受けるお申しますか、そういう計算をいたしまして、五十五年の数字を予想される国民所得から先に引いてし

ましたわけでございまして。したがって、積み上げて必ずこまめでいくであろうという性格の数字でございませぬ、これだけの負担率の上昇を加味した計画から一般会計に翻訳すると、この程度の税収がなくてはならないし、それがなければここにあるような実質百兆円の公共投資とかあるいは振替所得を一〇%程度に引き上げるとかというふうな、歳入は歳入の伸びを行いな、なおかつ五十五年で特例償を出さずに済むという姿にはなれないのではないかと、つまり積み上げてどうなるかということに、こまめでどうしても欲しいと申しますか、これだけではないとはかのことはいまよくいえないというふうな数字で先に三十五兆五千億の方が出てまいっております。

○只松委員 一言で言えば望ましい、といひますか、願望といひますか、いまおっしゃつたように、これが五十五年に税収がでなければわが国の国家財政は大変なことになる、こういうことだと思ひますね。大臣、この案はそういうことじゃないですか。

○坊国務大臣 そういふことございまして。

○只松委員 とするならば、いわばこの努力目標に向けて、大蔵当局、大臣以下事務当局は努力しなければならぬ、こういうことになりやせんね。これに努力しないで、三十兆円ぐらゐの税収しかならぬわけですね、ともなう五十四兆、公債も六十兆以上超してしまふ、こういうふうな問題が出てきますね。国家財政は破綻してしまひます。

しかしここで問題になつてくるのは、大体私これを計算してございませぬから誤りがあればあれですが、新聞をちよつと適用いたしまして、新聞のあれによつても弾性値が一・八二にこの場合見られておる。ところが昭和四十年から四十九年の高度経済成長期でも弾性値は一・三五、こういう程度にしか過ぎなかつた。いわゆる高度経済の成長期に一・三五の弾性値しか見られなかつたのが、いま冒頭に私が確認をいたしましたような低

成長の時代に、一・八二の弾性値を見込むという事は絶対に私は不可能だと思ふのです。とするならば、ここに大きな魔術があるか、何かいふ様な問題があるかと思ふはならない。その魔術とは一体何かと云へば、私はこの前大臣にどうですと言つたら、大インフレーションを起こしますか、それとも大増税を行ふか、こういうことにならざるを得ない。ほかになかなかい道がない。たまたま、きょうの読売だけが「一社スクープ」をしておる。きのうの参議院で大倉さんがお答えになつた中で「増税、柱は一般の消費税」こういう形で出ておられます。この記事なり議事録を讀んでおりませんから詳細にどういふふうにお答えになつたかわかりませんが、まあしかし私が考へるとしても大体こういうことだらうと思ふ。しかしこのほかに考へる方策があれば別だけれども、こういうことしか私はないだらうと思ふ。法人税を上げていくか、この中で消費税を上げていくかということだと思ふのですが、大要においてこの考へに間違はないかどうか。大臣も同席して同調したと書いてありますが、大臣どうです。

○大倉政府委員 大臣からお答えいただきます前に、ただいまの御質問にございました、これまた所要弾性値と申し上げるのが適当だと思ひます。予想される弾性値でなくて、所要弾性値としては、これは端数の問題はございますが、私どもとしては一・八三というふうに計算いたしておりますけれども、まさしく過去の経験からいって、そのような弾性値でいまの税制のままでは税収が出てくるという予想をすることは、どう申し上げましようか、きわめて非現実的であつて、何もしないで三十五兆五千億になるとどういふ思はない。したがつてこの試算が示しております姿は、ほかの項目をこのように実行したいとするならば、やはりある時期に何らかの増税をどうしてもお願いせざるを得ないのではないか。これは実は昨年お見せしました財政収支試算も同じ姿でございます。ことしの方がやや困難の度を加えてゐることは事実でございますが、昨年この収支試算を手がかり

にいたしました六月に税制調査会に詳しく御説明をいたしました、非常にむずかしい仕事であり、また言葉は悪くございますが、人のいやがる増税というのを御審議願わざるを得ない、ひとつ増税審議会として、これからいふある税制を全部洗い直していただきたいというお願いをしたわけでございます。それ以後昨年の年末までずっと御審議が続きまして、その審議の経過につきましては別途当委員会に部長報告という形で資料をお出ししたてあるわけでございます。

昨日の参議院の大蔵委員会では、同様に財政収支試算から見ると何らかの負担の増加を避けられないと考へられるかどうかというところから御議論が始まりました。いま私が申し上げたようなことをお答えしたと記憶いたしております。その場合に具体的にどこで増税を考へておるかという御質問がございまして、それにつきましては衆議院の当委員会でお答えしておりますように、現在昨年六月からの審議をお願いしておりますという経緯と、また部長報告でその経過についてはお取り願ひしたいということをお願いいたしました。そこで、方向は出ておるのかという、正確にそういう表現だったかどうかと記憶が確かでございますが、どつちの方向なんだというところが出てまいりまして、それは部長報告は実は一部会と二部会がばらばらに出ております、一部会というのは所得課税を担当していただいております、二部会が資産課税、消費課税、流通課税を担当していただいております、いわばそれぞれの分野でいまそれぞれの受け持の税目を掘り下げた勉強をしていただいております。その中で、部長報告の冒頭にもございまして、なお今後掘り下げた検討が必要であるし、また両部会あわせの審議が必要であるというので、これからの問題になつてゐるわけでございます。つまり一部会の方だけで答えがでようとか二部会の方だけで答えがでようというものではございませんで、やはり今後どういふ時期にどういふやり方でやるかは、まだ私自身がはっきりと頭が

整理できておりませんが、とにかく一部会、二部会の合同部会なり総会なりというところで、所得課税の方ではこういう考へ方が出てきた、資産課税、消費課税の方ではこういう考へ方が出てきたが、さてそれをどう組み合わせるのか、どういふ選択を求めていくのが一番いいのか、それはこれからの御審議にまたざるを得ないと思ひますというところを申し上げたわけでございます。

そのときに、具体的に申し上げますと、一部会は何と申しましても所得税と法人税ということになる、二部会はその他すべてのいわば間接諸税ということになる、しかし、一部会の中で理論的には所得税が基幹的な税であるから今後負担の増加を求めるとすれば所得税に求めることが一番合理的である、これは審議報告にもございましてけれども、そういう御意見はございまして、ございまして、しかし、政治的——私がそういうことを申し上げるのはいかかと思ひますけれども、政治的あるいは社会的に所得税の増税、それは法律上の増税ということが、それは言うべくしてなかなかできないというふうにもなるとすれば、やはり法人税が、一部会の方では法人税、二部会の方では間接諸税ということになり、それをどう組み合わせていくかということにならざるを得ないので、是非でございませうか、そこまでは確かに申し上げたわけでございます。

○只松委員 いま局長から話しがありましたように、ことしは政府の当初三千五百億の減税がまた上積みが三億三千万に上つてから、所得税の増税といふことはなかなか望めない、これは私もまた再確認しておきたいと思ふ。そうすると当然に法人税と消費税が、あるいはまた別なところから本格的な税改正というものが必要になると思ひます。大臣、どうです。

○坊岡大臣 いま主税局長がお答え申し上げましたとおり、これからの日本財政というものは本當にむずかしいところへ来ております。しかし、この五十五年には何としても赤字財政から脱却していきたくと思ひますならば、弾性値その他から

考へましてこのままではこれはどういふむずかしいところを考へますと、どうしても租税収入等の増取ということを図らなければならぬ、こういうことでございます。しかし、この事態にこれでもなかなかむずかしいことではございますが、そのむずかしいところをいかに克服していくかということが、これはどうしても日本に課せられた大きな問題だと思ひまして、主税局長申し上げましたとおり、税制調査会の中長期税制の検討を熱心に行つていただいております。ところが、その中で一体——むろろいろいろな材料を全部一部会、二部会等において組上り上せまして、直税は法人税、所得税、それから間接税は一般消費税、そういうふうなものだとか、あるいは資産課税といったようなあらゆるものを組上り上せたい、その中でどういふふうな租税体系を実現していくかというところは、これは材料から一つの料理をつくり上げる、うまくあんばいして料理をつくり上げるということになるわけでございますが、その料理をつくり上げるに当たっては、これは何と申しましてもやはり国民の選択を待たなければならぬ、すなわち議院政治が行われておるのでございまして、国会における御審議、御選択ということになつて、初めてこの目的を達成する軌道に乗せることができるのであつて、今日のこの財政経済の時代、またこの政治の分野等から考へまして、何と申しましてもそういうふうな角度からこれはひとつ真剣に御検討願つて選択を願う、こういうことにならざるを得ない、何分よろしくお願ひ申し上げます。

○只松委員 これはいつからおやりになりますか。

○大倉政府委員 繰り返して恐縮でございますが、税制調査会は昨年六月以来十二月にかけて鋭意御検討いただいております。その審議経過は資料としてお出ししたてでございます。国会を終了次第できるだけ早い時期から精力的に審議を再開していただきたいと考へておりました、税制調査会の段取りいたしましたま私がお願いし

たいと思っておりますのは、ことしの十月上旬に
ただいまの委員の任期が切れますので、ただいま
の委員の任期の切れるそのときまでにはある程度
の方向性を打ち出していただけないか、なお検討
中というのでは、なかなか五十三年度というもの
を目標にして間に合わない危険があるので、どこ
まで具体的なものになるかは、それは御審議の結
果いかんでわかりませぬけれども、何らかの方向
性を打ち出すようにしていただきたいというお願
いをするつもりでございます。同時に、ただいま
大臣がお願い申し上げましたように、やはり国会
で本問題について、税制調査会が国会の御審議を
敏感に受けとめられますように、私どものお願
いたしましては、資料としてお出ししたいと思
います。従来審議につきましては、国会での御論議も
いろいろいただければ幸い、昨日の参
議院の委員会ではむしろそのことをお願いするた
めにいろいろ前段でごちゃごちゃと申し上げたわ
けでございます。

○只松委員 時間がなくなってきましたから、ひ
とつでできるだけ簡単なお答えをお願いしたいと思
います。十月までに結論を出したい、そういう
ことだろうと思っております。たとえばこの試算だけ
から見まして、五十年度から五十一年度に増収し
たのが概算で約二兆三千億、それから五十一年度
から五十二年度二兆六千億、ところが来年度、五十
二年度から五十三年度にかけては五兆一千億、そ
れから五十三年度から五十四年度に約五兆五千
億、五十四年度から五十五年度にかけて六兆五千
億、こういうふうな増収が見込まれておられるわ
けですね、この試算でいきますと、そうすると、い
ままで大体二兆円前後の自然増収であったのが来
年度は五兆一千億ここに増収を見込まれておると
いうことは、衣の下からよろいが見えたとあり
ませぬけれども、この試算でいきますと、来年度
から大増収というものをやっているか、先
ほどから私、申し上げたように、国家財政には大
変なことが起きる、こういうことがこの試算から
は出てくるわけですね。試算はあくまで試算だと

おっしゃっていますから、それはそれにしたとこ
ろで、とにかく一応の大蔵省の考え方は、政府
の考え方としては来年度から大幅な増収、これ
だけ、五兆円を突破するものを行っているか、な
らば国家財政は維持できない、こういうお考え方を
示されておる、こういうふうに見て間違いない
と思いませんか。

○大蔵政府委員 なるべく時間をとらないように
簡単に申し上げますが、昨年度も申し
上げたのでございますけれども、三十五兆五千八
百という方がまず決まりました、それをGNPに
バラレルにいわば機械的に割りつけたものが各年
度の数字でございますので、各年度が一種の財政
計画として載出、歳入とも必ずこの数字に合わせ
なくてはならない性格のものでないという点はせ
ひひとつお聞き取り願いたいと思っております。れ
ども、それにいたしましたも五十二年、五十四年、
五十五年を通観いたしました、ただいま只松委
員がおっしゃいましたように、ある時期にはなり
の幅の増収をお願いしないという時期にはなら
ない。しかもそれは増収の時期が早いことが可能
であれば、その方が幅は少なくて済むということ
もまたおっしゃるとおりでございます。ただ、問
題は五十三年度という年が経済的にどういう年
なるか。五十二年度から五十三年度へどういう成
長経路をたどるか、それによりまして五十三年度
に予定されます自然増収額も大幅に振れるわけ
でございますので、この試算を一応のめどといたし
ましても、なおかつ五十三年度にどうしてもこれ
だけの増収が必要だというふうないまの段階でア
ブリアリに出てくるという性格のものでござい
ません。

しかし、一般論として申し上げますと、経済の体力
が早く回復してくれて、ある程度の負担の増加に
耐え得るといふ状態になってくれるならば、むしろ、
早い時期に納税者の皆様の納得を得ながら増
収の手だてを講じた方が事柄の処理はそれだけ幅
が小さくて済む。後ろへ押していけば押しにくい
ほど処理しなければならぬ事柄のむずかしさの

幅がいよいよ深くなり、大きくなるという点はこ
れは御指摘のとおりだと思います。

○只松委員 経済の動向によって税収もいろいろ
違ってくることは事実ですが、一挙に五兆にも
上ったということは、単なる試算だけではなくて
やはり一応の考え方があつた。また、いまもおっ
しゃつたように早ければ早いほど、通常三割前後
の増収とごう言われておりますけれども、それ
が低くて済む、こういう考え方があつた。

大臣、事務当局のいまの答弁は大体そういうこ
とですが、そう言つては失礼ですけれども、福田
さんや田中さんのときには自分が内閣を引っ張つ
ている、あるいはおれが大蔵を全部引っ張つてい
るといいますか、そういうことで、ここで責任を
持った答弁をすばりすばりとなつておりました
から新聞記者もよけいにとんども来るし、大蔵委
員会も権威があつて大蔵委員会で発言されたこと
は、大臣のことはほとんど記事になっておりました。
何と云つたつて歳入委員会というのには私が繰
り返し言つておられますように最高の権威があるの
で、後から三千億の問題を聞きませうけれども、
三千億の減税にしたつて本来は大蔵委員会でやる
べきですよ。しりぬぐいの法案だけ大蔵委員会で
するなんて、そんなばかなこともない話の本
来ないんですよ。恐らく田中さんか福田さんが大
蔵大臣だつたらこういうことはさせなかつたでし
ょうよ。もう少し大臣ひとつ責任を持った答弁と
いうものをしてくださいますか、来年度
からいま事務当局が言つておられるような形
の増収、私たちが言えれば増収、大蔵当局から言
えれば財政の立て直しというものを言う腹であるか
どうか、どうですか。

○坊国務大臣 もちろん私は微力でございますが
けれども、日本の財政を立て直すためには全力を挙
げてやつてもらいたい、こういう決意を出して
おりますけれども、いまそれと元氣を出してど
ういう税をどうするということにつきましても、ま
だその段階に――只松さん非常に御不満であらう
と思ひます。御不満であらうとは思ひますが、私

は具体的にどういう例をどういうふうな組み合わ
していかうことについては、まだまだそこ
まで私の考えは到達いたしておりません。

○只松委員 だから個々の税制はまだ言つており
ません。ただ、いま言つたように基本的に財政を
立て直す、いわば私たちが見ればそれは増収だ
と言つておられるのです。あなたが言つておられる
公債はできるだけ減らしていきたいということに
なれば、これは増税なわけですよ。だからそうい
う角度からの――とにかく税制の本身は言つてい
ますね。改正に来年年度から着手する腹であるのか
どうかというのを聞いておられるわけですか。

○坊国務大臣 要するに、いまの経済というもの
がどうなつていくかということも一つ大きなファ
クターでございますから、その経済において、
その中においてできる限りのことをやつてい
く、こういうことでございます。

○只松委員 時間がありませんから、押し問答し
たつてしようがありませんから、次に移ります。
三千億の減税が上積みがなされました。これは
本来ならば歳入委員会において扱うべき問題だと
私は思ひます。ところがこれは政治的に扱われま
して、予算委員会によって扱われて、それに伴う
法案審議の後で当大蔵委員会でつくれというん
です。しりぬぐいみたいなことですよ。私は、
こういうことがあつてはならないと思ひます。やは
り税というものは歳入委員会、大蔵委員会で扱い論
議すべきだ、こういうふうな思ひますが、大臣ど
うですか。

○坊国務大臣 もちろん大蔵委員会でやつていた
だくとおられることはなつたわけですが、その
過程を申し上げますと、六党が、まず五党の方から強
い御要望がございまして、それに対して五党
幹事長が御相談にあつたつて、そうしてこの三千
億の追加減税というものが合意された。そうして
その実行に当たりましては、ひとつ大蔵委員会で
御検討願つて実現をしていただきたい、こうい
うことになつてきたわけでございます。私も自由
民主党の一人として、与党から大蔵財政当局に出

てきておる人間でございますから、ことにまたいまの日本の政治というものは、何といつても議会でございませう。政党政治でございませう。五党が合意してつくったということでございますから、今度のこの扱ひというものに対しては、私個人といたしましては若干の意見もありません、財政当局として決めたものが変わるということについては、私にはいろいろ感懐もございませう。ございませうけれども、いま日本は議院政治が行われておるのであります。政党政治が行われておるのであります。政党政治が行われておるのであります。政党政治が行われておるのであります。

○只松委員 いま審議しております法案は、四大家族で控除額二百一十億、ところが今度三千億が上積みされましたから、大体約二百二十億ぐらゐになりますね。そういたしますと、今度のこの六党の協議事項といひますと、今年限り、こういうことになつておりますね。それで大蔵大臣も了承されたわけですね。ところが、あなた大蔵大臣が政治とさつきからおつしやうておられますけれども、ことし二百二十億にしたのが、幾らことし限りところ書いておつたところで、来年になって、一遍うまい物を食つたといひますか、二百二十億になつたのを来年二百二十億に下げると野党が言つておられますか、来年まで解散すれば別だけれども、いまの政治情勢では来年の国会まで、一年で解散といふことはあり得ないでしょう。だから死ねば別として、とにかくいまの与野党の比率が変わらない限り、予算委員会においてまた野党が多い、こういう中で、幾らことし一年と決めておつたところで、二百二十億となつたのを二百二十億に下げると思ひますか。そういうあなた子供だましみたいな、そう言つては失礼だけれども、それに乘られたわけだが、来年下げますか。そういうことも

含んで、時間があれば—ただ次に、二十九日に福田総理との論戦がございませうから、私はそこでやりますけれども、少なくとも一遍二百二十億まで上げたのを、野党の強い中で、来年二百二十億にしたり二百二十億にしますか。どうです。私はそういうことは野党はしないと思ひますよ。またすべきではない。また今度の、余り先取りしちゃよくないけれども、本委員会の終了に当たつての附帯決議にも、中小所得者に対しては来年度以降も努力をする、こういう申し合わせというものがつくわけですよ。いいですか。こういうことに關してあなたには不満足だけれども従わざるを得なかつた、こういうふうにお答えになつておられますけれども、しかし、これは大蔵当局を預かる、財政を預かる、税制を預かる人間として、私は、そういう展望といふものを踏まえておつた、私には、不見識と言つちやちよつと言ひ過ぎでございませうけれども、軽きに過ぎた、政治情勢といふものはそういう甘いものではない。ことし二百二十億になれば来年は二百二十五億なり二百三十億になる。また当然だと思ふ。野党は努力しますよ。そういう点についてどうお考えになりますか。

○坊国務大臣 私は今度の六党の合意の趣旨といふのは、これは六党がそういうふうにお決めになつたのですから、これを信頼もいたしますし、その方針に従つてやつていく。それから課税最低限等につきましては、これこそこれからの日本経済がどうなつていくかといふこと、これが一番大きな作用をすることだ、かように考えておられます。いまのところは私は六党の合意といふものに全幅的な信頼を置いてやつていくつもりです。

○只松委員 だから私は、子供だましと言つちや失礼だけれども、甘いと言つておられるわけですよ。議會制になれば、一遍国民に対して一定限度のものをおつしやうと約束して二百二十億にしたならば、それを下げることがあり得るはずはないと言つておられるのですよ。来年になつてみないと言つておられることは正しくおつしやうと出てくるから、いいですか。政治家はそんなことは政治情勢の中で、

一年先や二年先ぐらゐは見通さなければだめですよ。それはそれにしたしておきますが、ぜひひとつそれを一点としてそういうこともよく考へてやつていただきたい。

それからいまのいわゆる所得控除方式と税額控除方式が、今度の場合竹に接いだと言つておられますが、やられたわけですね。こういう税制系を相当崩したといひますか、異質のものを取り入れた。だからこういうことでも私は、当委員会で論議して、抜本的な税制系が必要でないかといふことを繰り返して言つておられるのですが、これは抜本的、こう考へるかどうかは別にしまして、相当違つた形の税制系を入れたわけですね。

たゞえはイギリスにおきましては、一九七二年十月タックスクレジット制度に關する提案といふものを大蔵大臣が議院に提案しておられる。これを御存じですか。大蔵大臣、どうです。事務当局はいよいよ、あなた方は勉強して知つておられるのだから、これを先に聞かれます。

○坊国務大臣 まだ見ておりません。

○只松委員 これは、イギリスの税制系に対してほとんど毎年グリーンペーパーといふものを出しておられる。その中で抜本的に改正されたものを出しておられる。いろいろなことでこれは実施にまだ至つておりませんけれども、一つの方向を大蔵大臣が議會に対して出しているわけですから、さつき私が論議いたしましたこういう指標ともつと違ふ重みを持つたものです。これなんか、いまの日本の税制とは抜本的に違ふものを提案してはいるわけですね。そういうふうな日本の行き詰まつた日本の財政制度、税制、こういうものをしななければならぬ。たゞよほど思ひ切つたものをしななければならぬ。たゞまた今度の場合には、そういうふうなままに絶對だめだと言つておつた税額控除方式、これは広い意味の税制の戻し方式ですね、これを取り入れられたわけですね。そういうことを考へながら、どうです、さつきから言つておられる大増税といふことを私は前提に言つておられるのですが、このことについて、木に竹を接いだような方式について

どういふふうなお考へをお持ちになつておられるか。したがつて、そういう税制の改革について、これと関連してやはりそういうふうな、英國のこのまですえいと私は言ひませんけれども、考へなければならぬ、こういう考へをお持ちであるかどうかお聞かせいただきたい。

○坊国務大臣 いまの日本の所得税の体系は所得控除方式をとつておるといふことは只松さん御存じのとおり。その所得控除方式をとつておるところへ税額控除方式といふものを卒然としてこれを持つてくる、そしてそれを恒久的にやつていくといふことになりませうれば、これは木に竹を接いだといふ表現は適當か適當でないかは別といたしまして、そういうことになる。そこでこの所得控除方式、もしも税額控除方式といふものをやつてやつていくといふことになれば、これは所得控除方式と税額控除方式と一体うまく結びつけてやつていくのかどうか、あるいはまた所得控除方式といふの将来においてどつちがいいか悪いかといふようなことについては、相当これは抜本的に考へていかなければならぬ問題であると思ひます。そのこのところをどう持つていくかといふことも今後の大きな解決しなければならぬ問題だと、かように考へておられます。

○只松委員 やつと私は大臣から久しぶりに抜本的に考へる考へもあるといふことを聞いてあれですが、やり方の中身については、きょうはもう時間がなくなりましたし、また私たちの御意見を申し上げたいと思ひますが、ひとつぜひ税制系を抜本的に変えていただきたい。

で、そのあり方といふものを概念的にだけ私に最後に申し上げておきたいと思ひますが、日本で言うならば国税庁、社会保険庁、こういうもの——いわゆる持てる者あるいは支払能力のある者、取る者からは取る。それから与えるものは与えていく。ただ控除だけではなくて、外国では児童手当だ何だといふ手当としてずつと支給してありますね。こういうふうないわゆる国税庁と社会保険庁

が一体になっていく。社会保障制度国家、社会保
障を重視する国家になれば、当然に、そういう国
税庁だけが一つの権限を持つ、こういうことでは
なくて、やはりそういう形のものがあるわけな
ければならないのです。いいですか。これはもう世
界の一つの潮流になりつつあるし、なるわけなん
です。このイギリスのタックスレジスト制度と
いうのはもっとそれを進めておるわけですね。し
かし私はそこまでするわけでも、やはり取る
べきものは取るし支払うべきものは支払って
いく、ここにまた政治のメリットというものを頭
に置きつつ今後の税制改革に大きくいまして、
多少数量を申しましたけれども、数字的にも大増
税を行っていかねばならない、税制改革を
行っていくか、税制改革を行っていかねばなら
ない、この大蔵大臣をお引き受けになっておるわけ
ですから、ひとつ近代的な税制を確立されるよう
要望いたしまして私の質問を終わりますが、大臣
の御所見を最後に承っておきたい。

○坊岡務大臣 税制というものは、国費を調達す
るために国民の方から税を出してもらおうとい
うのが、私はそもそも本来の意味であると思いま
す。しかし、だんだんとそうでなくなつて、機能
が非常に複雑なものになってしまつて、機能
の富の再配分と申しますか、所得の再配分と申し
ますか、そういうふうなことも税の担つてお
る大きな使命だと私は思つております。そこら
のところを十分考慮に入れつつ近代税制というもの
をつくっていくということが大事なことで、か
ように考へております。

○小淵委員長 佐藤観樹君。
○佐藤(観)委員 きょうの私の質問に入る前に、
主税局の責任になると思つておりますが、去る
二月七日に予算委員会が始まつたときに、わが党
の石橋書記長が福田総理大臣と論戦をいたしました
。そのときに、租税特別措置の毎年出されま
す予算の見積もりではなくて、決算ベースで一体現
実にどれだけ減収になっているのか、この資料を

出すようにということを要求したわけでありま
す。それに対して福田総理大臣自身が「お出し
たします」ということが議事録にはつきりと残
つていてありますけれども、本委員会で租税
特別措置法が審議をされる今日に至つてもまだこ
の種類の資料が提出をされてない。これは一体
いつ出てくるのですか。

○大倉政府委員 そのときに総理から「お出し
たします」という御答弁をいたしまして、三月三
日に、これはコピーでございますが、このよう
な資料を予算委員会にお出しいたしました。予算委
員会にお出しいたしました。つきましては、予算委
員会の方に御相談をいたしまして、これでよか
らうという御返事をいただきました。これによ
りましたので、いまお手元にごさいます。コ
ピーでございますが、これをございませぬ。ご
さいます。○佐藤(観)委員 私たちも何年もこの租税特別措
置法を論議しているわけでありまして、毎年
年論議の前に予算ベースにおいて恐らくこのぐ
らになるだろうという減収額が出てくるわけ
ですね。それに対して、少なくとも二年前しか事
実上わからないと思つて、二年前の予算に
対して実績はどれだけだったか、その場合に、た
とえば利子配当課税の特例の場合に、予算では
こういふことと違ったけれども、実際には利子
配当が幾らぐら行われたのか、それによつて
この税法を使うことによつての減収額がどのぐ
らであるかという、つまり皆さん方のところ
に出されている租税特別措置による事項別減収
額、平年度の累年比較というものがございま
すね、その累年比較のたとえれば配当所得の
課税の特例、これが五十年には五百億とい
う数字が挙がっていますけれども、この五百
億という数字が出るに至るまでの数字が
あると思つて、ただこれは五百億と書いたわ
けではないので、五百億に至るまでの、一体そ
の課税に相当するものはどのくらいあるか、
そこで租税特別措置法を使うことによつて五百
億という数字が出てきたかと思つて、その
資料を石橋書記長は要求をいたしました

である。いまの主税局長のお話では予算の理事
の方でそれを了解したからということでありま
す。同じ党なり向かうの理事会でありますから、
私は非常に遺憾でありますけれども、それ以上
言いません。けれども、累年比較が出る以上は
実績のもう一つもことになる計算の基礎がある
はずなんです。これをひとつぜひ出してほしい
と思つてございます。いかがでございますか。

○大倉政府委員 そのときは予算委員会ござ
いまして、政府委員が細かなことをいろいろ申
上げる機会がなくなつてしまつたわけございま
すけれども、後刻予算の与党の理事の方に私
どもが、資料要求で懸案になつてゐるのはこれ
でございます。ほかに公明党の矢野書記長の御
質問が似たような項目もあつたわけございま
す。その中で、企業関係は、これは利用状況
をできるだけ把握いたしました。決算ベース
の数字、これも推計が入りますけれども、それ
はできません。しかし、これは資料の備考の
一にも書いてございまして御了承をいただ
けまして、なお、利子配当課税の所得税の租
税特別措置については、実績を推定するに
足る資料がないため、その把握は困難でござ
います。そのことを申し上げまして、それで
はやむを得ないから企業関係だけ出しな
さいというお扱いをお決めたわけございま
す。利子配当関係は、御審議の参考にする
ために、予算ベースで非常に大胆な推計を
いたしまして減収見込み額を毎年出して
おりますけれども、これは実績と申しまし
ても、たとえば利子で申せば、正直なところ
非常にわずかのほうしか申告はして
ございまして、一体どれだけの所得の
方がどういふ貯蓄をしておられるかとい
う統計が、いまま全くないわけございま
す。金融機関にもないわけございま
す。したがういふこと、つかみよ
うがないことを御説明申し上げまして、今
後とも利子配当というものを御説明申し
上げまして、今後とも幾らの課税である
べきものが幾らの課税でとま

たかということを責任を持ってお示しするだけの
基礎データがないという点だけは、これは泣き
事でも申しわけないのですが、ひとつぜひ御理
解いただきたいと思つてございます。

○佐藤(観)委員 私のいまの利子所得、配当所得、
これは一つの例であつて、それはそれで
おの項目について事情があることは私もわか
りかねないわけですね。しかし、いまの大倉
さんの答弁は、その他の項目がすべてその
ような幾つかの仮定を置いた上での結論
ということですか。

○大倉政府委員 減収額が非常に大きいもの
としましては、やはり少額貯蓄の非課税、
これはある程度実績がフォローできます。それ
からお医者さん、これは私どもも推計をいた
すよりも、これは私どもも推計をいたすよりも
ございませぬ。あと登録免許税関係がござ
います。これは実績で計算はできると思
つて、御要求の主体が企業関係のいわゆる
企業優遇と言われる特別措置というものと
利子配当というところの集約的に出てお
るというところの措置まで決
てございまして、登録免許税の個別の措
置まで決算ベースでお出しするとい
うところまでまだ用意をいたして
ございませぬが、これは、かなりの時間
をいただきますけれども、その御要望が
ございませぬ。また理事会と御相談しな
がらお出しすることを勉強いたしたいと思
つてございます。

○佐藤(観)委員 ぼくはこんなに時間を使
うつもりはなかつたのですけれども、予
算委員会に出した分厚い資料の中のB-26
というところが、これで一応とにか
く累年比較という形で、毎年の実績
ベースと申しますか決算ベースとい
ふ数字だと思つておりますけれども、
これは、その理解してよろしいので
すか。

○大倉政府委員 このB-26は、毎年
予算ベースで五十二年度なら五十二年
度をもう少しいろいろな角度からアナ
ライズしたものを別途お出しして
ございまして、予算ベースの数字を
御審議の参考までに累年でまとめた
ものでございませぬ。これは決算
ベースの数字はございませぬ。

○佐藤(観)委員 きょうの午前中も論議
になつた

と思うのでありますけれども、税調に出した資料で各項目に条項が分かれていて、そしてその制度の概略があつて、これ別に一体幾ら決算ベースで減収になつてゐるのかというの出ないのですか。もちろんいま利子配当で局長が言われたように推計によらざるを得ないところもあることは私も承知をしますけれども、すべて推計だと言いますと、たとえば東京都の資料が——これもいろいろ数字の調べ方があるでしょうけれども、利子配当の場合に政府は二百二十九億円と言つておられますが、東京都の数字は八百六十一億円、このくらいただ全然数字が違うと言つてもいいと私は思うのです。そういうことでありますので、なるべく予算ベースで出される項目別に決算ベースでどういふことになるのか、恐らくこれは抽出によるところの類推ということになつてくると思うのであります。もう一つ前の段階じゃないと、予算委員会ならそれでもある程度通るかも知れないが、大蔵委員会ではちよつとこれでは、いつも論議するけれども、はあそんなものですかと言つただけでそれ以上深い審議に入れないわけですね。私はこのことでこんなに時間をとるつもりはなかつたのですけれども、そういう懸案事項でありますので、ひとつ次回にはそういう意味でできる限り実績に合った数字を、類推しかできない部分についてはいたし方ないと思つて、ぜひお出し願うように申し上げておきたいと思つておす。

○大蔵政府委員 毎々この委員会で非常に御議論の対象となります。いわゆる企業関係の特別措置につきましてもB-6、B-7、それからさつき追加的にお出ししました三月三日というものは御審議にたえ得るのではないかと私も思つては考へてゐるわけでございますが、そのB-6、B-7、それから先ほどの追加資料で抜けてゐるもの大きなものと申しますと、結局は利子配当でございます。あとは登録免許税関係でございますから、登録免許税関係を実績ベースでということとが御要望の主体でございますならば、それはま

た理事會でのお扱いを受けまして、ある程度の時間をいただきました上でお出ししたいと思つておすけれども、その御要望の趣旨は登録免許税のこととございませうか。(佐藤(観)委員「いや全体を」と呼ぶ)全体とおっしゃいますとも利子配当という肝心なところの実績が出ないものでございませうから、そこを空欄にしたままの集計をしてみてもどうも佐藤委員のおっしゃる御趣旨には沿いかねるのではないかと申上げておすのでございませう。

○佐藤(観)委員 利子配当のことは、確かに申告をしない方がいるわけですから、私も事情はわかぬわけではないのです。その他の項目が、ただ先ほどの資料も準備金は準備金で一括ですね。それから特別償却も特別償却で一括ということになつてゐるわけですね。確かに個々にやれと言つると、幾つも幾つも準備金を持つてゐる、あるいは特別償却もいろいろな形の特別償却を持つてゐるということ、それが総合して今度法人税がかかつてきますから、その面では個々にと言つて實際に減税額がどこまで正確に出るのか私も若干疑問を持たぬわけではないのです。皆さんの方ではとにかく項目別に分けて出しているわけですから、それなりの推計できる基礎の数字があると思つておすのであります。ですから利子配当にこだわらずに、その他の「環境改善、地域開発等の促進」とか「資源開発の促進等」とかこういふ項目について準備金なりその他の特別控除、特別償却といったものの数字が五十二年の減収額という資料に書いてある、その算定の基礎を出してもらいたいというのが私の要望なんです。それは総体の額の中では利子配当が大きな部分を占めてゐるのには私もわかるわけですから、それはそれで結構ですけれども、その他の項目でそれなりの数字が出てゐるのを、ただ数字だけ見てああそうですか、これはどうですかというのでは審議は深まらないうらうし、実態としてもわれわれとして把握しにくいので、もちろんいろいろの意味で推計が入

ることもわかりますが、その推計の基礎の数字を出してもらいたいということおす。

○大蔵政府委員 失礼しました。御質問の御趣旨がちよつとわかりませんが、私と申さんかんなことおすを申し上げたかもしませんが、それにつきましても先ほど申し上げましたB-6、B-7で準備金に業種別の利用状況あるいはまた資本階級別の利用状況をお出ししてございませうので、予算ベースで推計いたしますときには、そのようにならざるに実績に基づきまして制度改正を織り込みながら伸びを見まして、たとえば価格変動準備金でございませうれば、お手元にある実績から来年は何%増という推計をしてそれに法人税率を掛けたい、それが予算ベースの減収額になるわけでございます。準備金系統はほぼ全部そういう推計をしますわけでございますので、実績をこらんだいりやり方とかいふことを申し上げたやうなところが御審議いただけるのではないかと申上げておすので、従来から処理されておすわけでございます。

○佐藤(観)委員 時間が非常に貴重ですから、もう深くは入りたくないので、確かに企業関係のものにはここに大分出てゐるけれども、それ以外に非常に細かいものもあるわけですね。額としては大したことはないものもあるわけですね。その辺のところは一体どうやってはじいてきたのかというの、われわれとしても何年もこれをやつておすもいまだに余り解明されてないわけですね。そこで税調に提出した資料で条項別に全部項目が書いてありますけれども、ひとつそれに従つて——もちろんかなり細かいものもありませうし、いま申しましたように幾つも幾つも使つてゐる企業は単純にこれによつて幾ら、この項目で幾らというふうに言えないものもあるかと思つておす、ひとつさういふ意味で、より審議を深める意味においしてさらにもう一段細かい項目別のものをできれば時間がかかるといふことおす。

すからちよつと先を急ぎますけれども、先ほど財政收支試算のお話がありまして、これは非常に重要なことでありませうから、もう一度この財政收支試算なるものの政治的な責任は一体どこにあるのか、どこまであるのかということをお伺いしておす、今度の五十二年の財政收支試算というものはどのような形で政府機関の中で討議され、決定されてきたのか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

「委員長退席、山下(元)委員長代理着席」
○加藤(隆)政府委員 後段の方の御説明をさせていただきますが、昨年の場合と全く同じでございます。経済企画庁の前期経済計画、あのフレームを踏まえまして五十二年の数字で置きかえていく。政府内の議論でございませうが、企画庁との間で、数字は去年と動かしてございませうので、打ち合わせる必要もないのでございませうが、われわれなりに主計、主税、理財関係局で担当官が集まりまして議論いたしました。それを企画庁にございませうして議論をいたしましたわけでございます。それで、前段のお話で大蔵の御答弁の前にならうと言つておすのでありますが、企画庁の方の五年の経済の見通しがあるわけでございます。その中で一般会計の収支をどういふふうに位置づけるかということをやつてゐるわけでございます。したがつて、私から申し上げるのはおこがましいですが、政治的責任云々というものは、まあ財政面の責任ということかもしれませうが、経済全体との絡みになるわけですね。したがつて、責任とかなんとかいふことではないやうな感じがするんじゃないかと思つておす。一つの展望であつて、財政計画ではないわけですね。毎年の歳入歳出の予定を示す、いわゆるドイツやEC諸国がやつておすやうな財政計画ではない。経済の展望の上に立つて、その中の一面である一般会計の収支をそこから翻訳して計算したものである。もちろん財政運営上の手がかりにいたさうと思つ

ておりますが、そういうような一つの、言うならば名前のとおり試みに計算したものであるという、そういう性格だと考えております。

○佐藤(親)委員 大分逃げ道をつくった答弁でありますけれども、たとえば経済企画庁がつくる昭和五十年代の前期経済計画、これはある程度の経済展望というか、見通しというか、一応フレームワークをつくっているというところで済むと思うんですね。しかし、この財政収支試算は、いやしくも閣議決定がされて、具体的な柱は五十五年までにとかく赤字国債はゼロにしようというのが一つだと思ふのです。もう一つは、それに合わせるために一体税収なり税外収入をどのくらいにしないか、歳入歳出が合わぬかというのがこの試算の意味だと思ふんですね。その意味において、所得税、租税特別措置法の審議でありますから、税収面、つまり歳入の方だけはかなり審議をされましたけれども、どうも私がいままで話を聞いてみると、五十五年には赤字国債ゼロにするんだという前提で皆さん質問されているわけですね。

それで、いま加藤次長からお話があったように、あくまでこれは見通しというのか、一応計算をしてみたというだけのことなのか。閣議決定までされたものが果たしてそれだけの意味なのか。この政治的な責任、特に五十五年には赤字国債をゼロにするというのには、まあ福田内閣がそれまで続いていることはちよつと考えられませんが、少なくとも担当する自民党内閣というのは、歳入面において五十五年赤字国債ゼロにする、そういうゼロの結果において三千億残ったとか五千億残ったとか細かい話は別にしまして、少なくとも五十五年には赤字国債をゼロにするということは、政治責任を負う性格の財政収支試算なんです。その点は大臣、どうですか。

○加藤(隆)政府委員 ちよつと訂正させていただきますんですが、これは閣議決定はしております。大蔵省限りで御提出したものでございます。経済計画の方は閣議決定がなされております。

○佐藤(親)委員 ちよつと私も勘違いして、五十年

年代前期経済計画は昨年の五月十四日に閣議決定されておりますが、そのフレームワークで試算をしているわけですね。閣議決定はしていないけれども、財政を預かる大蔵省がそれなりのものを出したということになりますと、いま申しましたように、五十五年赤字国債ゼロというのば果たして政治的な責任を負われる性格のものなんでしょうか。大臣、どうですか。

○坊国務大臣 大蔵省で一応の試算をやったものでございますから、私はいいかげんには考えておりません。これは重々責任を感じつつ、五十五年には赤字国債、赤字財政から脱却したい、かように考えております。

○佐藤(親)委員 繰り返してお伺いしますけれども、いまの大臣の御答弁は、そのときは坊国務大臣かどうかわかりませんが、細かい数字のことは別といたしまして、そういう意味で、これから向こう三年間の予算は、少なくとも五十五年赤字国債ゼロということに向かつて、自民党内閣が強く限りはそれなりの政治的な責任を負う性格のものであるというふうな理解してよろしいですか。

○坊国務大臣 少なくとも、大蔵大臣はそうあるべきだと思います。

○佐藤(親)委員 なぜ私がそういうことをお伺いするかといいますと、いまでも私も、今日までの審議をずっとお伺いしておりますと、どうもこの財政収支試算なるものの性格がはつきりしませんが、大倉さんに増税だ、増税だという宣伝を聞かされて、これがどうもPRに使われているように私には聞こえてならぬのであります。それで、片面では赤字国債をゼロにするのだというフレームワークをきっちりしておりませんか。われわれも増税そのものはやり方によっては賛成せざるを得ない面もあると思ふのです。ですからそのことを原則的に反対をしているわけではありませぬけれども、とにかく赤字国債を五十五年はゼロにしていくのだということをまず片面でコンクリートしておいて、そのためには、確かに大倉さんもたびたび言われておるように、五十三、五十四、五

十五年というのは、単年度だけとってみればこの数字のようにびちちとなるものではなくて、これはいわゆる三つに、三年間で残りを割ってみる、あるいは経済成長を一五、一二、一二というふうにしてみる、二つのケースを考へて出されたものでありますから、単年度のことは若干違ひが出てくると思ふのです。しかし局長が言われるように、余り初年度を低くすれば後の年度にこの過重な負担がかかってきますから、その辺も考へなければいかぬわけでありまして、単年度のことは別といたしまして、そういう意味で、少なくとも、大蔵省がお出しになったこの財政収支試算というのは、赤字国債を五十五年にはゼロにするというのとだけは片面で固めていく、そのためにはあと残り、たとえばケースAでいった場合には税収だけでこれから八十八兆七千億圓、これは専売納付金も入れてでございますが、税収だけで五十三年度以降八十八兆七千億圓が必要になってくるわけですね。そういうふうな固めていきませんと、先ほどの議論でも大変だ大変だ、これから増税の時代が来るんだ来るといふPRだけをどうも聞かされているような気がしてならぬのであります。大倉さん、そういうふうな理解しておいてよろしいですか。

○大倉政府委員 私が当委員会でも何人かの委員の御質問にお答えいたしましたのは、これは五十五年度までに実質公共投資百兆圓という政策と、振替所得を国民所得比で一〇%まで引き上げるといふ政策と、なおかつ五十五年には特別債依存から脱却するという政策と、その三つを同時達成するためにこれだけの増税が必要であり、そのためにはある時期に増税をお願いせざるを得ないのではないかと、この三つを同時に申し上げまして、同時にまた、これだけの増税を期待できるような増税がでない、あるいは適当でないという場合に、なおかつ特別債依存から脱却するために、それは実質投資百兆圓という社会資本の充実をペースダウンしていただくか、あるいはあえて振替所得の国民所得比を一〇%近くに持っ

ていくというものをペースダウンしていただくか、そういう選択として増税問題をお考えいただくよりよろしいが、ない。

もう一つの選択としては、それは理論的には五十六年以降も特別債を残すということはある得ましよう。しかし、大蔵大臣が先ほど来強い決意で、それはそこを柱にしたいとおっしゃっておられるわけでございます。この数字を見ましたけれども、それだけの増税が可能であるといいたして五十五年度にはすでに国債発行額に対して国債費の比率は七割でございますから、それを漫然と五十六年度以降も特別債発行を続けていくということでは、本当に、ごく近い時期に国債発行額が国債費と同額になってしまふという際たる姿を示しておるわけでございますから、それはやはり福祉か、社会資本か、負担かという選択、非常に厳しい、いやがられる選択を求めざるを得ない姿を示しておるのだ。決して、私は自分の仕事のためPRにこれを使っているような気持ちは毛頭ございません。しかし、非常に厳しい選択であるということだけはあえて問ひかけなくてはならないのではないかと、このように思ふのであります。

○佐藤(親)委員 そこで中期財政試算の中身、それから公共投資のこのパーセンテージが達成できるか、振替支出のそれができるか、あるいは政府の固定資本形成がこれから、百兆圓という中身が少し道路に寄り過ぎていっているのじゃないかと、そういうようなことはいろいろありますが、これは財政特別法のときにゆくり審議するといいたして、いま大倉さんが言われたように非常に厳しい情勢にあることは少なくとも財政をやっている者についてはお互いに共通の認識であるわけですね。その際に、やはり増税をしなければいかぬ、これは歳入を合わせるために当然のことになってくるわけでございますが、その前提として、当大蔵委員会でもいふん論議をしてきました数々のいわゆる不公平税制、これをひとつ、とにかくわれわれが不公平という指摘をしているものについてもう少し是正をしなければ、全体的な増税と

いうことに国民的な合意はできないのではないか。貸倒引当金にしろあるいは退職給与引当金にしろ、そのほかいろいろな指摘があったわけでありませうけれども、その他の租税特別措置、果たしてこんな効果があるのかないのかという議論もあつた中で、少なくとも今日までたびたび議論された不公平税制と言われるものについてはまずその地ならしをしなければ、その次の段階の一般的な増税というのとはできないのではないかと私は思うのですけれども、その点について、大臣いかがお考えでございますか。

○大倉政府委員 その点は繰り返し申し上げておりますように、私もなにより一番先にそこに問題意識を持ちましたからこそ、中期税制の審議は昨年六月でございますが、いわゆる不公平税制の見直しというものは一昨年の八月から手がけていただいておるわけでございます。私どもの努力が足りないというおしかりはそれは甘んじて受けまされども、何もやっていないということだけはひとつ御勘弁願いたいと思つております。

○佐藤(観)委員 私は何もやらないとは言つてないのですよ。少なくともまだまだ当委員会でもかなり指摘があるわけですね、それについて非常にやり方がなまぬるいのではないかと。私もこの前予算委員会でもやつたように、金融保険業の貸倒引当金についても非常に巧妙なやり方で、今度は何か千分の五になつたように一見見えるけれども、一見です、皆さん方の法律案は千分の五というふうになつてはいますけれども、ただし書きがあつて千分の八から千分の五に持つてくるには、そこに行くまでとはかく積み増しだけはさせないということですから、貸し出し残高がふえない限りは千分の八は事実上維持されるわけですね、貸し出し残高が事実上ふえない限りは維持される、こういうような巧妙なやり方をしている。このことは触れませんが、大倉さんがそう言うなら私は一つだけ触れておきたいのは価格変動準備金です。これは今度は全然手をつけていないわけですね。これはどうなつていますか。

○大倉政府委員 五十一年度引き続き繰上率を縮減いたしております。ただ、その程度の差が不十分であるという御指摘かと思つております。

○佐藤(観)委員 それは、今度さつたというのは、将来にわたつて最終的にはゼロにする、こういう前提ですか。

○大倉政府委員 これはやはり関係省もございませうことでございますから、私がいま直ちに将来ゼロにするつもりであるということをおし上げるのは差し控えていただきたいと思います。けれども、昨年も縮減し、本年も縮減しておるということでは、昨年度の縮減の度合いにつきましては別途申し上げましたように、五十二年の経済情勢全般を考へますと昨年と同じ考へ方で特別措置は整理縮減に努めたいと考へ、項目としてはかなりのものを拾い上げましたけれども、その幅は景気に悪影響を及ぼさない程度にとつて、その考へざるを得なかつたという面もまたあるわけでございます。やはりそのときどきの経済情勢を見ながら漸進的に縮減をしていくというの方が妥当なやり方ではないかというのが政府側の考へ方でございます。

○佐藤(観)委員 前に大倉さんが財政収支試算についてとにかく大変だと言われることはわれわれもわかつておるわけですね。非常に強調して、とにかく大変だと言われることはわかつておる。それに合うように全体をやつていくか。もちろん経済を失速させないようにすることは非常に大事です。しかし、いままでのインフレ下の中で留保されてきた資産についてやはりなるべく早いうちにこれを吐き出してもらわなければ、いま申しましたように次の全般的な増税にいけないと私は思つております。なぜ価格変動準備金については最終的にゼロにしていけないかといふと、たな卸し資産というのはいまこのインフレの中でマイナスになつていくことは事実上あり得ないので、これだけ慢性的なインフレが進行している現在、一般的に価格が下落するというのはほとんど考えられない、たとへば下落をしたとしてもこれは十分会計上評価がえといふことができるわけでありませうから、もし下落をしたとしてもそのときには損金で可能なわけですね。そういう道があり、いまや学説としても、これは利益性の留保積立金であるといふことは、定説になつておるわけですから、その意味ではいま八百八十四億五十年度の積立金がありませうけれども、もう少し早いペースでこれは取り崩してもいいのではないかと。そうしない、大倉さんが言う、前の段階でとにかく大変だも合つていないのではないかと。私は、その意味では租税特別措置法なり法人税のかなり優遇部分については洗い直しは足りないかと断ぜざるを得ないわけでありませうけれども、いかがでございますか。

○大倉政府委員 時間の関係がございませうから余り技術的なことを申し上げるつもりはございませうが、期末の時価と申しますと、いわゆる後入れ先出し法を採用しているような企業には価格変動準備金は認められておる。しかし、それは非常に技術的な問題でありませうから、別の機会にまた御質問があればと詳しくお答えしたいと思つておる。一般的に申しますと、やはりたな卸し資産というものが期中に全く価格低落はしないので済むであろうかと申しますと、それは一概には申せません。特に現在の積立率で申しますと、いわゆるゆるゆる価格変動の著しい物品というものは昨年も本年も率はそのままにいたしておるわけでございます。したがつて、一般の物品については物品と申しますより、たな卸し資産あるいは株式等につきましては逐次積立率を縮減しては行かざるを得ないと思つておる。ただ、おっしゃいました中で一つ、過去の留保を吐き出さざるべきであるという点について私としてはいまの情勢のもとでは若干ためらいがございませう。それははつきり申し上げておかないといふべきかと思つておる。貸倒引当金の縮減につきましてもその考へ方がありませうので、所要の経過措置を講じさせていただきます。と申します。

は、これはおしかりを受けるかもしれないけれども、会計上の引当金なり準備金というものは現金が引き出しに入つておるわけではございませう。これは資産として運用されておるわけではございませうから、留保を吐き出して課税をするといふことはそれなりのショックを与えるわけではございませうから、私どもは、一般論としては、石油ショック以後今日までの過程の中で、これはお気にさわるかもしれないけれども、大企業といふものは傷んでおる、相対的には日本が一番うまくやつておつて、家計の傷みが一番少ない、私はそう考へておる。それから、いまの段階で大企業の留保を吐き出す、それが財政再建に一番早くつながるというふうにはどうも考へておりませうので、それは物の見方の違いかもしれない、なお十分御議論をいたしたいと思つておる。

○佐藤(観)委員 その辺が不況下といふながらかなりもうかつておる。問題は、私も一筆にこの八百八十四億をゼロにしようと思つておるわけではないので、やはり何年間かの経過措置は必要だと思つておる。しかし、今度の率では少なくとも五十五年に赤字国債ゼロに持つていこうという全体のスピードから言うならば余りにも遅いのではないかと、このスピードでやつていけば、とて他の一般的な増税に国民的な合意がいくところまでいかなければいけないかと思つておる。これも大体大倉局長さんの答弁で局長側の話は尽きておると思つておる。いつまで議論しても非常に時間が過ぎますから、きょうは大変時間が過ぎてしまつておる。次の問題へ行きたいと思つておる。

私は去年の五月の二十日に税の小委員会でも質問をして、考へておる。そのことを言つたのでありますが、それは住宅取得控除の適用の拡大の問題です。もう多くを申し上げませうけれども、私の主張は、五十坪以下なら建て増しをしたものについても認めるべきではないか。とにかくそれなりの苦勞をなされて、お子さんができたといふことで建て増しをしておるものについて、一番最

初の段階では、古い家なので、この住宅取得控除が創設されてなかった、使ってたつたという方については、たとえば十坪建て増しをした場合にはその分だけ認めてもいいじゃないか。それから、住宅取得控除の場合には中古の家を買った場合には認めてくれないう運用になってる。それから三番目に、せっかく営々として家をつくって一年くらい住んだけれども、現実にはサラリーマンの悲哀で転売せられてしまふ。せめて奥さんぐらいが残っていられたら住宅取得控除も効きますけれども、全部親戚なり知人に貸していかなければならぬという場合には、いまの法律では言うまでもなく本人が居住しているということが条件になっていまして、住宅取得控除が適用にならぬ。私は、これも売っちゃらうなら話は別だけれども、せめて所有権が移転しないものについてはこれも認めていくべきじゃないかということを前回に主張しているわけでありまして、これについては税務署によつては、会社の転勤等というふうな場合には若干運用の面で認めているところもありませんけれども、そういう意味でこのような国民に非常に直接的に関係の深い住宅取得控除についてはさらに運用を拡大していくべきじゃないかというのを昨年の五月二十日に質問したわけでありまして、さらに全体的な建設省の住宅供給政策とも関連を研究していくというところだ、検討してあります。いつもおたくの方で検討する、検討するということも、どうもやらないということのようでもありますけれども、ことしの予算として住宅取得控除は一体どのくらい減収になると見ているのか、そして、もし私が言うようなものにも適用した場合に一体それほど大きな財源が要するというふうな考えられているのか、その点についてお伺いしておきます。

○大倉政府委員 幾つかのお尋ねがございましたが、住宅取得控除によります減収額は五十二年度平年度予算ベースで三百十億と推計いたしております。これを御質問にごさいました中古などに適用を上げた場合にどの程度の減収の増加になるかとこのことでございますが、貝沼委員にもお答えいたしましたように、やはりこれは政策税制であり特別措置でございますので、税で優遇するために用いてる政策目的というの何であらうかということについて私どもなりに納得して、その上で初めて御提案も御審議も受けることになるはずの性格の措置である。そこで建設省からは五十二年度改正にしまして中古住宅に適用を広げてほしいという御要望がございましたけれども、それはひとつ私なりにいまの住宅政策で中古住宅を取得することの意義づけ、位置づけをはつきり教えてほしい、それがいまや住宅政策としては大事なんだ、中古を買うことを誘導するというのでなければ税の軽減をするわけにいかないんじゃないか。これまた言葉が悪くて恐縮でございますが、税が軽ければ軽いほどいいということではなくて、特定の政策のために誘導的に税を使うというところである以上は、建設省としていまの段階では中古に買いかえることが大事なんだということをもひとつ私に納得いくように教えてほしい。それで私が納得がいかなければ具体的に案を詰めていこうではないかと、これを申し上げておるわけでございまして、納得がいかなければもちろん考えますという意味で検討の対象でございますけれども、新築の方は安く、中古を買っても安くならないから安くしろということだけで処理できる私は考えておらないわけでございします。

御質問の中にございました居住の期間がどの程度であるかという点は、ちょっと申しわけないのですが、実は居住用財産を売った場合のお話ではないかと思つてございまして、そうでございませぬでしょうか。住宅取得控除のことでございますか。――先礼しました。新築住宅を取得して、それから三年間になつていなければならない期間でございますよというその部分でございませぬ(佐藤(親)委員「転動になつちゃう、三年しないうちに」と呼ぶ)これは法律に明示している部分でございまして、居住の用に供している年分までは

いけるわけでございますが、変わつてしまわれた翌年まで引き続き控除を適用するということは、いまの法律ではできないわけではございません。それは国税庁ではさばりわけにはまじりません。そこで立法事項としてどう考えるかでございます。それは一つは、これはいかにも税務当局の考えそんなことであるのかもしれないが、新築住宅として建てて入つてすぐほかの人に渡してまた建てるといふことを利用して困る。(佐藤(親)「そんな余裕あるわけがないじゃないですか」と呼ぶ)それはお金のある人の話でございまして、まあいろいろなことを考えて議論してつくつていくわけをございまして、それはやはり本来の政策目的から見て、その新築住宅に本音が御自分がお住いになるための住宅ですねということをこういう規定で裏から書いておられるの一番いいのかもありません。ですからそれは、自分が住むつもりで建てたの別の理由ではほかのところにたたくちやならないと承りましたから、たまたま今期限到来で二年間単純延長の法案になつてしまつておりますけれども、その適用期間内になお実態的にどこまでそういう問題を取り込んで考えてよいのか、そういう問題としてひとつ勉強はさせていただきますと申します。

○佐藤(親)委員 勉強させていただきますというのは去年もそう言つたんです。おたくは、局長じゃないけれども山内さんが言つたんだ。そしてまた一年たつちやつた。

それで、いまの大倉さんの答弁を聞いてみますと、非常に冷たいんですね。非常に冷たい。冷たいということとは、住宅取得控除というのは、空き地にどんな家が建てていく、建築業者を奨励しているわけじゃないわけですよ。苦勞してとにかかためて頭金はできた、そういう人にやつと家が来た、そういう御苦勞に対して若干なりともマイホームの持ち家政策として税で優遇というのか、税はわすれなければどもめんどろを見させてもらいましやうというのがこの趣旨だと私は思うのであります。これは大倉さんと建築業者を奨励しているのじゃないのです。ですから私は、新築に限ることは立法の趣旨からいって非常に狭過ぎると思つたのです。これは苦勞してとにかか家を建てた方にせめて幾らかでも税でお役立てをしようというものであつて、大倉さんが言うように中古家は、何もそこに誘導するのじゃなく、土地を含めて新しい家を買つても貯金していただけれども、とももこんなことじゃこのインフレ下ではできないから、しょうがないから、マイホームを持ちたいがために中古がまんをしていこうかというのが現状なわけですよ。

それから転動の場合だつて、そんなあなた新築の家ばかりつくつてどどん転動していくなんというのとは考えられないし、まして私が言つているのはアパート業とかなんとかの人に適用しろと言つてはならないと、せめてとにかか過去蓄積をしたことによつてマイホームをつくつて、残念ながら一年で転動になつてしまつた。これは自分の意思じゃないのですから、会社の都合でなつてしまつたわけですから、そういう方についても、所有権が移転すればこれは話は別だと思つてありますけれども、所有権がある限りは、だれか他人に貸して行く場合でも、少なくとも、頭金なり何なりを払つて建てられたことは事実でありますから、そういう場合の適用を上げるべきじゃないか、こういう租税特別措置ならもう少し適用の範囲を拡大してもいいのじゃないか、これはすいぶん全国にこのたぐいの例があるわけですよ。

ところが、どうも大倉さんのあれを聞いておりますと、とにかく新築の家が一軒でもふえることがいいんだというふうにとれるわけですよ。でもこの立法の趣旨は、マイホームを持つのに非常に時間もかかち値段も高い。いま一年に三万円までです。それで三年間で五千万以下と決められて九万円ですから、そんなにかい家が建てられるわけじゃないんで、そういうものについて若干な

りとも税でお助けをしましよ、こういう趣旨だと思ひますから、当然これは建て増しの場合でも五十坪以下の場合ならこれを適用すべきだし、残念ながら中古の家しか購入できないような方にも、これこそまさに税が手助けをすべきであるし、家を建てられたけれども残念ながら会社の都合で転勤になった、家族も全部一緒に行かざるを得ないという方な方についても適用するというのが私は温かい政治だと思ひます。大蔵大臣どうですか。時間もありませんから次に行きたいと思ひますが……。

○大倉政府委員 ちよつと私の先ほどの答弁で一つ漏れておりましたので。

その点は佐藤委員十分御承知の上での御質問のようにいま伺っておりましたが、単身赴任の場合には取り扱ひでいいことになっておりますが、家族ぐるみで行つてしまつたときに、なおかつ将来こつちへ戻つてくるということはどうやうなまづかまえるかというようなことでございまして、それは先ほど申し上げましたように、なお研究の余地があるかどうかは勉強させていただきます。

それから、政策の趣旨につきましても、どうも私は、これが冷たいとかなんとかいう問題ではなくて、やはり住宅政策としては、やたらに大きな家でなくて、しかしかなり質のいい家を新しくふやすというところに力点があつてきたのではないかと、家を買つた方に税で補助金を出そうという趣旨でできておる制度ではないように私は思ひますけれども、しかしそれはそれで一つの新しい御提案として考へてみさせていだきたいと思ひます。私はどうも家を買つた方に税という補助金を出すのだというためにできておる制度のように思ひません。

○佐藤(親)委員 また論争していると非常に長くなるので、これもまた機会を見て小委員会等でやりたいと思ひます。

もう一つ、非常にいま件数が多くなつて問題になつておるの、いまアパートなんかに住んでい

る、ところがたとえは田舎の方に土地がある、その土地を売つてそのお金でマイホームを建てるといふ場合に、これは例の居住用の財産、住居を売つた場合に三千万円の特別控除というのを受けられない、いまの法律ではそうなつておるわけですが、これも、これも私は、とにかく田舎にある土地あるいは自分が買つておいた土地、それを売られて、他の地域に会社の都合とかその他の都合で建てられるという場合には、こういう方々はそれによつて利益が実現したわけではないわけですから、他のところにある土地を売つて場所を動かしてつくられるわけですから、無制限というわけにいきませんので、たとえば土地が百坪以下とか、建てられた家屋の床面積が五十坪以下とか、そういう方方には、この三千万円の居住用財産の特別控除ですが、これはもちろん法律改正が必要でありますけれども、広げていく必要があるのではないかと、これは恐らく大倉さんに言われますと、そういう土地を持つておる方は幸福な方で、土地がない方と比べれば、そこまで税が優遇する必要があるかというのを言われるかと思ひます。

横だけ比べれば確かにそういうことは言えますが、しかし自分の田舎にある土地を売つて建てられる方というのは、そこでもうけたわけじゃないわけですよ。ですから、これはやはり現実にかなり件数が多くなつておるようには私も聞いておりますので、こういうことも考へていくべきではないかと思ひますが、いかがでございませうか。

(山下(元)委員長代理退席、保岡委員長代理着席)

○大倉政府委員 これは、また時間がなくて恐縮でございますが、やはり二つの角度からお答えをいたさなくてはならないのだと思ひます。

一つは、まさしくおっしゃいました資産価値が変わつたわけではないという面、それに着目いたしますと、昔ございました買いかへ制度のような感じになつておると思ひます。ただ、資産価値が変わらないといふことでずつと買いかへで引つ張つていくことが、個人の場合には特に執行上非

常に問題が多いといふことで特別控除に切りかえた経緯は十分御承知だと思ひます。そこで、特別控除になりました後で、これは自分が長年住んでおる家を手放さざるを得ないという状況で買いかへがなおかない、それであれば通常のディセンナ敷地、建物を買つた場合に生ずるであろうキャピタルゲインぐらゐらまではひとつ課税対象から除外したかどうかといふことで三千万円になつておるわけでございますが、これは、一般的に土地のキャピタルゲインについての課税がここ数年來逐次非常に強化されてきております。いまの流れの中で、土地のキャピタルゲインの中から、そのキャピタルゲインを用いて新たに居住用家屋を建てる場合には、これは課税強化という全般の網の中からも除外していき、確かに一つのお考えであるのかもしれませんが、どうも一般的に、キャピタルゲインといふものは発生した時点では少なくともかなり強目に課税しなくてはおかしといふ全体の流れからいいますと、そのキャピタルゲインによつて得た資金の用途が何であるかというところで特例を設けていくことにはなお若干のたためらいがあると思ひます。

ここ数年の土地税制の動きを背景にいたしますと、その資金の用途が、これはいいではないかといふような角度からキャピタルゲイン課税からだんだんとまた除外をしていくということが、果たしてほかにもどのような問題を巻き起こしていかぬか、それらをおわせないがらもう少し考へてみたい、いま直ちにわかりましたといふところまでなかなか踏み切れないといふのが私どもの正直な気持ちでございます。

○佐藤(親)委員 そのキャピタルゲインの問題は、やはりこれは三千万円で押さえるわけでありまして、それ以上超えたものについては何らかの処置をする。とにかく大倉さんの考え方は、その売却の土地がどう使われるかによつて課税をばそうじやないと思ひます。その売つたもの

で自分のいわゆる居住用の家屋をつくる場合に限るといふこと、だから家屋がどにかいものではこれは政策的に合いませんから、私は例として土地は百坪以下、建物については床面積が五十坪以下とか、いわゆる住宅取得控除等の大きさに合う程度のもの、そうしてその取得価格も坪当たりたとは三十五万円なら三十五万円に限るとか、それから、確かに買いかへ資産の交換のときに問題になつたのは、余り長くなつちやつて税務署が執行上困つてしまつたといふことがあつたので、たとえ

ばこれは土地を売つてから一年以内に家を建てるというふうな条件を付して、前に質問したように、住宅取得控除との関連において、マイホームを建てるということから言つて、田舎の土地を売つたつて、それ以上キャピタルゲインが出てきて非常にもうかるというものではないわけですね。それは資産として自分の住居になるわけでありまして、たとえば三千万なら三千万で切つて、それ以上出たものについては課税するといふのは、いいと思ひますけれども、やはりこれも私の言ひ方は、買いかへ資産の交換の特例を一部復活したらどうかという形になると思ひます。形といたしましては、ただそれにはいろいろ条件がつかますよといふことでありますけれども、ひとつこれも検討してもらいたいと思ひます。

最後に、ちよつと事務的なことでありますけれども、重要なことで聞いておきたいのですが、御存じのように、いま総評が申告書について宮城方式、新宮城方式といふので、宮城方式は生活費を経費として認めなさいといふ申告書の書き方をしている。新宮城方式といふのは源泉徴収自体が違法であるといふことで、源泉徴収税額を戻せといふ申告書の書き方をしておる。こういう申告書の書き方として私の方から、これはもう税務署の方としてはただ受け取るだけ受け取つておいて、あと還付の通知というものは充分の通知は——還付の通知といふのが更正の通知ですね、正確に言ひますと、更正の通知なりあるいは充分の通知はもう出さないで、

とにかく受け取るだけにしてしまおうという動きがあるやに聞いているのでありますが、私の調べた限り、少なくともそういったことは通則法なり所得税法の施行令によりてもできないと思うのでありますけれども、そういうふうな理解しておいでよろしいですか。

○山橋政府委員 お答えいたします。

先生のおっしゃったいわゆるサラリーマン減税闘争にかかわる申告書は本年も相当多数提出をされているようでございますけれども、現在確定申告が終わったばかりでございます。税務署では現在申告書の検算、整理を行っている段階でございます。したがって、どのような種類の申告書がどの程度出たかということはわれわれはまだ実態を把握していません。いずれにいたしましても、税務当局といたしましては個々の提出されたものを十分内容を審査いたしまして、法律に照らした適正な処理をしたい、こういうふうな考えでおるとございませぬ。

○佐藤(観)委員 次長、私はそういう一般論で言っているのじゃなくて、現実には、昨年もいわゆる宮城方式あるいは新宮城方式という形で現実に申告書が出されているわけですね。その処理について、ことしからは、後の更正通知書なり充当通知書を出すのは非常に大変だからやめちやえ、これはもう受理するだけでいいんだというふうに出るかは確かには、ことし現実にはどうのことかと思いたすけれども、過去出されたものを例にとるならば、そのような、いま私が例に申し上げましたように、経費部分について欄外で出すとか、あるいは源泉徴収の総額を還付するような請求書を出すとか、そういうようなものについて更正の通知書なりあるいは充当の通知書その他の手続を省いてしまつてやることのできるかどうか、現在の国税通則法ないしは所得税法の施行令等によつてそういう解釈が得られるかどうか、またそういう施行ができるかどうか、その点をお伺いしているのです。

○山橋政府委員 お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、現在確定申告書の中身についてはまだ正確に把握していませんけれども、先生のおっしゃいましたように、その確定申告書の内容につきましてもいろいろ千差万別のものが出ています。ございませぬけれども、本来確定申告書は所得税法にのっとりまして法定の事項を記載していただかなければならぬ、こういうたてまえになつていなければならない、その記載事項にもし欠点があるというふうな場合には、その欠点の程度によりましては、所得税法にのつた確定申告書ではないと評価をすべきものもあるかと思ひます。また、行政庁に対するとするところの陳情を確定申告書の用紙を用いて行つたと判断する場合も出てくるであろうというふうな考えもございませぬ、いずれにいたしましても、これはその申告書の中身を見てケース・バイ・ケースにわれわれとしては判断すべきものであるかと思ひます。現在その中身の審査まで入つておりませぬので、どういふ取り扱ひを最終的にするかということ、今後の検討にまかしたいと思つております。

○佐藤(観)委員 もう少し詰めたのですが、時間がありますので、確認をしておきますけれども、いままで確定申告書が出されて、それに従つてこの人は充当する金額ゼロないしは還付する金額ゼロという更正通知書なり充当通知書というのを出さないで、税務署側は受け取つただけだというふうな例は過去にありませんか。

○山橋政府委員 過去にはございませぬ。

○佐藤(観)委員 そのことだけ確認をして、最後に一つだけ、これは私の地域だからというわけじゃありませんけれども、去年大変な災害がありました、それで非常に雑損控除が多いということ、名古屋の国税局は、住宅、家財に対する損害額の簡易計算の方法というのを出されたのですよ。これは非常に親切で、被害割合の判定基準表、住宅、家財の部とか土地の部とか、簡易計算によるあなたの損害額というのを非常に懇切丁寧

に—それでも実際にはなかなかむずかしいですが、少なくともなるべく皆さんにわかつてもらおうというところで名古屋の国税局は出されたのですよ。たしか去年は、例を出して恐縮ですが、四国の方も大変な被害に遭つたのですが、私の調べた限りは、こういう、一般の人がなるべく書きやすいように簡易計算の方法なるものをつくつたところはないので聞いてみると、これは名古屋国税局という組合と局とが話をして、なるべく納税者に利便になるようにというのでつくつたのだというのでありますけれども、そういう意味で、納税者というのなかなかむずかしいわけですから、なるべくこういうこともぜひ考えてもらいたい。名古屋の国税局だけがこれはやつたことなんです、ぜひ今後とも奨励してもらいたいこともあわせて申し添えまして、私の質問を終わります。

○保岡委員長代理 村山喜一君。

○村山(喜)委員 私は、税については権威者だと言われる大蔵大臣にいろいろ質問をしてみたところ、考えておるわけですね。答弁しにくいような問題は、優秀な官僚たちが控えておりますから、そちらの方にお譲りをお願いいたします。

まず、サラリーマン減税の問題でございますが、この給与所得控除という概念が、これは必要経費の概算控除なんだ、それから二番目には、勤労所得としての担税力が弱い、第三番目には、捕捉率の調整の意味もあるんだ、こういうような形で、最高は四〇%、最低一〇%のそういう控除制度というものがいま大きくなつてきたわけですね。ところが、大蔵大臣も御承知のように、中小企業者のいわゆる勤労所得控除もサラリーマン減税の控除と同じような形にいまなつておりますね。というの、いわゆる法人成りと言われる中小企業者もあるいは青色事業申告者の場合でもこれは専従者完全給与控除制度がとられる、あるいは事業者自身についてもみなし所得がとられる、こういうような控除方式がとられておるわけですね。

で勤労所得としての担税力が弱いというのが要素に入つていけるのが性格が変わつてきているのではないだろうか、私はそういうふうに思ふのです。捕捉率の問題ですね。というのは、クロヨンという言葉があるように、問題が提起をされておりますように、サラリーマンの場合には完全に捕捉をされる。ところが、その他の職業の場合には完全に捕捉をされないというふうな問題等があるわけですが、これらは今後の税制改正の中で、サラリーマン減税というのは、単なるサラリーマンをもらつてくる給与所得者だけではない、中小企業者のいわゆる勤労性の所得の場合も同じように取り扱つていくんだという思想としてこれからやつていかれるつもりでございますか、どうですか、この点を初めにお伺いしておきたいと思ふのです。

○大倉政府委員 大変にむずかしい御質問だと思つたのでございますが、給与所得控除の性格づけにつきましては多年重ねて御議論をいたしてありますが、毎度申し上げておりますように、ある程度定性的な説明はできるといたしまして、それを定量的にどの部分がどれに該当するということとはなかなか言えない、そこに限界があるということであらうと思ひます。

ところで、現実に現在の所得税法のもとで、いわゆるサラリーマンだけでなく、青色申告をしておられる方の家族専従者、それは事業主からは経費として差し引かれ、受け取つた側は給与として扱われる。したがつて、給与所得控除が適用になる。また、事業主自身につきましては、これは租税特別措置ではございませぬけれども、いわゆるみなす法人課税というものを選択しないまま、御自身にみなす法人から報酬を払う、その報酬部分がまた所得税の課税上は給与所得として扱われて、給与所得控除が適用になつていくという問題がございませぬ。また、白の事業所得者につきましても事業専従者控除、これは一律でございませぬけれども、これを受け取つた側はまた給与を受け取つたとして課税するというところでございまして、給与として課税をする、その限りにおいては

○村山(喜)委員 給与所得控除の中身が必要経費の概算控除という中でその問題は見られるから、これはやはり給与所得のその控除額の中で見てあるんだということになりますね。そうすると、一般のサラリーマンが洋服を着て会社に通う、そういうようなものと同じものだという取り扱いになる、こういうことに解釈していいですか。

○山橋政府委員 お答えいたします。

大工さんの場合の大工道具というのは、その給与所得を得るために必要不可欠といえますか、そういう性質のあるものだと思いますけれども、しかし給与所得とすることでありますれば、その必要経費は給与所得控除の範囲内でこれを見る、こういう法制上のたてまえになっておりますので、その範囲内でその経費を引く、こういう形になるかと思ひます。

○村山(喜)委員 だから、給与所得者と見られる場合には給与所得控除以外には見られないわけですから、それで請負契約の場合には、これは事業所得だから必要経費として、その費用なりあるいは損失を見ることができると、こういう取り扱いになるわけですね。それは矛盾はありませんか。

○山橋政府委員 お答えいたします。

税法のたてまえが、事業所得の場合には収入金額から必要経費を引くというたてまえでございます。給与所得の場合には給与所得控除という概算経費控除的な制度があるわけでございますので、制度上はそのような扱い方にならうかというふうを考えておるわけでございます。

○村山(喜)委員 私は大工の道具の問題を一つだけ取り上げましたけれども、雇用があるいは請負かという形態によって事業用資産、あるいはそれは給与所得の必要経費の概算控除だ、こういう形を取り扱いが区別をされておるわけですね。そこら辺の上から、自分が必要な大工道具を持ち込んで雇用関係にある場合には、その道具代というものを給与の上にプラスして給与が決まっておりますのであるならば給与所得から控除することも認められるけれども、その持ち込んだ場合と持ち込まない

場合、会社側が持つ場合と自分が持っている場合とは労働条件の差が出てきますが、その場合も給与が同じである場合にはおかしな現象が出てくるように実際の取り扱いではなるといふふうに思いますが、そういうような事例はございませんか。

○山橋政府委員 お答えいたします。

そのような議論といひますか、苦情も現在まで私たちの方には耳にしておりません。

○村山(喜)委員 われわれのところに来ておるのは、大工道具というものは大工が生産の手段として、事業所得者であろうか、あるいは給与所得者であろうか、そういうようなものは給与所得者である必要経費であり、それはやはり必要経費として落としてもらいたいという要請が来ているわけですね。それは当然減価償却等の問題も含めて落とすべきではないか、こういうような意見がございまして、この点は検討を煩わしておきたいと思ひます。

そこで大蔵大臣、ずっと意見を聞いておられます、いろいろな立場からもっと減税をしる、もっと特別措置を考えなければならぬという意見が非常に強いようございまして。しかし税金をもう少し引き上げなければならぬというときに当たつておる。その中で、一体大蔵大臣は、いわゆる課税所得というものに食ひ込んでいろいろいろいろな措置、特別措置やいろいろの措置がございまして、こういうものに対して、どうしようにするんだということを基本的にお考えであらうか、こういうことについて私はお伺いをしてみたいのです。たとえば、資産所得の場合、利子所得がございまして、いろいろな組み合わせ方式がありますが、利子所得の場合に、元本が一人について千四百万円までは少額貯蓄だ、こういうことでの取り扱いになります。一人で千四百万円。それに加えて、証券の投資信託の収益分配金も非課税措置ですね。そうなっておりますか。それで、これは税法の中で元本が千四百万円までは少額貯蓄だ。そこまで税法の中で、そういう資産所得にかかわる利子所得等

を優遇しなければならぬ必然性というものが今日あるのでしょうか。この点はどういうふうにお考えになりますか。

○坊国務大臣 いま御指摘の所得等に対する措置というものは、これは検討を要することだと私も思ひます。今日、非常に財政が苦しく、健全財政を圖つていかなければならぬときに、そういういたやうな問題については、まじめに考えていかなければならぬ問題だと思ひますけれども、ただ、卒然としてこれをやめるとか、あるいは非常に激変させるとかというのをやりますと、そのことによって、激変をするということが混乱の基となるやうなこともございまして、取り急いでこれやうなことをいふことには、私は、順序をもちまして、そのために順次今日までもそれをやうてまいったといふやうなことでございまして、余り激変をさせるといふことについては、これは慎重に考えなければならぬ。いろいろな環境等もありまして、そういうふうにお考えしております。しかし、何もやらぬといふやうな考えではございませぬ。

○村山(喜)委員 所得税の課税単位の問題をどういふふうにお考えになつていらつしやるのだから、かといふことなんです、日本は所得税の構造といふものが、単位が個人主義でございまして、世帯単位ではないといふことから、いろいろな形で節税をするといふ形の中で、分散が行われておるわけですね。そういうやうな状態の中で、独身者、世帯持ちであつても同じ累進構造の税率で、したがって、世帯持ちには不利に働かぬ税制だ、こういうふうにお考えになつておられますが、そういうやうな問題の指摘に対して、主税局長はどういうふうにお考えになつておられるのでしょうか。たとえば納税者の配偶者の給与収入が七十万円以下の場合には配偶者控除が認められて、その収入は納税者の課税所得に含める必要はないわけですね。そしてまた、源泉分離選択にかかわる利子や配当所得が仮にあつても、それも妻のものに名義がなつていた場合には、納税者のその申告に付加する必要は

ない、こういうふうになつておるのだと私は思ひますが、そういうやうなものの上から考えていった場合に、いまの所得税の課税単位といふものは、いまのままではいんだらうかといふ問題が出てくるわけでございますが、これらの問題についてはどのような検討をいらつしやるのか、この点についてお答えいただけます。

○大倉政府委員 過去に税制調査会におきまして、ある時期にかなり集中的に課税単位の問題を御議論願つたことがあります。ちよつと何年でございましてか正確に記憶いたしておりませんが、そのために税制調査会に属しておられます学者の委員にわざわざ外国の調査に出かけていただいたこともございまして。ただ、その結果の御報告は、現在二分二乗方式、あるいは共同申告方式と申す方がより正確かもしれないけれども、そのやうなものをとつておる国でも、なかなかやはり独身と夫婦者との間の負担のバランスが問題になつてきて、結局は複數税率表のやうなものが出てきたり、なかなかうまくいかないのだ。結局は所得の稼得者単位の方が、しよせんはたどつていく形としてはむしろいいのかもしれない、いわばそこで審議がちよつと中断のやうな形になつておるといふのが現状であると申し上げてよろしいかと思ひます。

それから、いわゆる二分二乗を採用するか、あるいはフランス式にN分N乗を採用するか、それは単身者の特別税率をつくらないという前提でございまして、確かに単身世帯の累進負担が緩和されるわけでございますが、単身者の特別税率を別途つくと、結局またもとに戻つて同じやうなことになつてしまふといふことでもあつてよいでございまして。それから、そこまで行かないで、いまの稼得者単位の税制、日本の所得税のもとで奥さんなり配偶者なり、まあ奥さんといふとまた男女がおりますから、配偶者なりその扶養親族なりの独自の所得があるときに、これをどこまでならば扶養親族として認めたらよろしいかといふ問題、これは、一番理論的には配偶者なり扶養親族の所得が

大きくなるにつれて配偶者控除なり扶養控除の額を漸次消去していく、つまり、いまの政府案で申しますれば、二十九万円の配偶者控除と決めてあるけれども、配偶者が十五万円所得があるならば、それは配偶者控除は十四万円しかありませんよというやり方が実は一番理論的にはすっきりしているのではないかと。ただ、それはいかにも実務上も持ち切れないということ、いまのようにその所得限度というものを決めて、そこまでの所得であれば、もうえいやつと言って、配偶者控除は全額認めるということになっておりました、その意味では、そのボーダーラインをちょっと超すと配偶者控除が飛んでしまうという段階が一つあり、もう一つは配偶者なり扶養親族がサラリーを得ている場合には、その御自身の課税最低限との間にまたもう一つ段階がある。御自身が課税される場合には、大体は扶養親族にならないわけですが、課税はされないが扶養親族にならないという段階と、課税もされない、扶養親族にはなつたという段階と、いろいろに出てきてしまつて、刻みのところで言つると、どうもあつちとこちがバランスがとれないなという問題がどうもつきまゝとていことは御指摘のとおりでございます。ただ、それを非常にクリーンに直していきつとしますと、やはり漸次控除額を減らしていくという方式がいまのところちょっとと思つたかないわけですが、それはかなり複雑で実務もなかなか大変だといふことで、そこまではいけません。しかし、おっしゃるような問題がいろいろ意識され始めています。特に給与所得の定額控除が大きくなりました結果、パートの奥さんの収入がかなり多くなつても奥さんは課税されない、しかも配偶者控除があるといふことが出てきて、いわゆる内職収入との間である問題が出てきたといふことは、私どもなりに新しい問題が出てきたといふ意識はしておりますが、いまのところなかなかはっきりした解決案は見つかっていないのが現状でございます。

○村山(憲)委員 法人税の所得の概念の中で純資産の増加説という説が従来の本体をなしておる。所得税法上の所得についてもやはり同じような立場に立つた考え方で問題の処理を圖つていく段階にあると言われておりますが、この点はいかがですか。

○大倉政府委員 これがまた非常にむずかしい御質問でございます。いまの法人の課税所得の計算の仕方というものは、いろいろな規定を総合して考えますと、純資産増減的な計算に一番近いのではないかなと思つておられます。ただ、個人の所得の場合には、事業所得者と申しましても、どうしても生活関連部門との間でいろいろやりとりがございます。端的に青色申告をなすつておられる方のいわゆる店と奥との仕分けという問題がどうしてつぎまゝとつておられるのか、そのときに店分の純資産増減の個人所得計算というのとは一つの方向であるのかもしれないが、非常に完全に記帳がされる、また店と奥との区分がだれが見ても紛れがないようになるといふ状態を前提にいたしませんと、現実の個人営業の形態をいろいろ見た上では、やはり総収入金額、これに伴う必要経費、それに資産損失を別途考へるといふいまの行き方ではないかなかきき切れないのじゃないかなと思つておられます。どうも私もちょっと自信がございませんで、いまあちら側におります専門家の顔を見ながら答弁しておりますが、(笑声)どうもそういうことではないかなと思つておられます。

○村山(憲)委員 この問題は、大体同じような方向へ向かつていくのが正しいんじゃないかなるかと思つておられます。この問題は、大有価証券の譲渡所得の問題なんです。これは所得税法の九条の一項の十一号によりまして、原則的には非課税だ、こういう措置がとられておられる。これは大蔵大臣も御承知のとおりでございます。それを直さなければキャピタルゲインの課税というものはなかなかむずかしからうと私は考へるわけですが、イギリスは一九六五年、カナダは一九七二年、フランスは一九七六年に税制の改正をや

りまして、キャピタルゲインの課税をやる形になつておるといふふう聞いております。アメリカの場合には、これは大臣が予算委員会を答弁されたと思つておられますが、未実現の利得は税法上の所得とは見ないという考え方で、アメリカではまだとられていないようでございますけれども、聞くところによりますと、公平負担の原則の上から見まして、この問題についても問題があるなあと、いろいろ指摘がなされて議論がされておられる。こういうことではあります。キャピタルゲインの課税の問題は、評価益を納付能力の増加を伴う経済的な利得の発生というふうにみなして、そして課税をするということになるんでしようけれども、この場合に、日本の税制の中で有価証券というものが今日大きな金融資産として取り扱われるようになってきた、このことに着目しながら、たとえば現市場で取り扱われている有価証券の金額のトータルが四十五億とか、あるいは公社債市場における取り扱いは七十五兆円とか言われるような、そういう時代に入つておるときに、私もやはりこのキャピタルゲインの課税という問題は検討をして、所得税法の九条一項十一号の有価証券の譲渡所得の問題とも関係がありますから、それらを含めて検討をしなければならぬと思つておられます。期にきておられるのだといふふうにお考えでございます。資産の移動の際に、それまでに生じたキャピタルゲインに対する課税清算をやらうといふウツ勧告の考え方というものがあつて後退をしない、日本の税制の中では今日ほとんど生かされておられない。それはそれなりの時代の動きがあつたと思つておられます。こういうふうには日本の税制が基本的に検討されなければならないときに当たりまして、純資産の増加説の上で課税を捕捉していくといふことになりまして、こういう視点から、改めて税制の問題については検討を直すべきではないだろうかといふ気がするのでございまして、大蔵大臣はどういうふうにお考えでございますか。

○坊国務大臣 大変新しい問題であり、かつ技術

を伴う問題でございますので、まず事務当局からお答えさせていただきます。

○大倉政府委員 御指摘を私なりに二つの面に分けてお答えしたいと思つておられますが、一つはやはり資産増加と、それを未実現であれ何であれ、そういう角度から負担を求めるといふ感覚があつていいのではないかと、そういう角度が一つ御質問の中にあるように思つておられます。一般的にキャピタルゲインを未実現の段階で所得課税をするといふことにつきましては非常に問題が多いし、政府としてなかなか踏み切れないという趣旨のことを総理大臣も大蔵大臣も予算委員会でお答えしておられるように思つておられます。所得課税としてではなくて、資産課税というジャンルで何かそういうことが考へられるのかどうか、それは具体的に申せば非常に多額の資産、純資産を持つておられる方に富裕税のようなものを考へてみたかどうかという御提案の場合によつてはつながらる問題提起ではないかと思つておられます。富裕税につきましては、それなりに執行の困難さとかいろいろの問題が指摘されておられますけれども、ただいま税制調査会に昨年十一月十二日に一つの検討材料の中に入りました問題提起をいたしてございまして、もう少し税制調査会での御審議の推移を見守らせていただきたいと思います。

もう一つの側面は、実現したキャピタルゲインとして有価証券の譲渡益についての課税を取り上げない、やはりこの時期に、そこをいまのままに置いておられるわけにはいかないのではないかといふ御指摘のように承りました。これは実は私どもも基本的にはおっしゃるような気持ちでございます。それで所得税法では原則的に非課税という規定を置きながら、これこれこういうものは課税ですよといふふうな仕組みになっておられる。その中に継続的取引でございますか——継続して有価証券を売買するといふ所得でございますか、それから買い占めでございますか、あるいは事業譲渡類似、一番最近追加いたしましたものとしては、逐

次非課税という原則の中で課税の対象として取り上げるべきものが追加されてきたという経緯はございませぬけれども、もう少し突っ込んで課税すべき範囲を洗い直すべきではなからうか。一般的に全部課税の方に切りかえていくことにつきましましては、これはやはり完全な把握の体制ができるかできないかという利子所得の総合課税の場合と同じような非常な難問がございませぬので、それを待たずに、むしろ原則非課税というシステムの中でも、いまのこのままでは課税しなくては行けないという範囲をもう少し広げて考えるべきではないだらうか。

そこで、率直なところ、昨年の秋以降、利子配当課税を強化したいということで関係局に相談を持ちかけますのと並行いたしましたので、いまのキャピタルゲイン課税の強化ができることならやるべきではないだらうか、勉強してほしいということをお願いいたします。先方の担当局長も、御承知の男でございますから、まともに受けとめまして勉強をしてくれたいわけでございます。ただ、残念ながら、今回の改正につきましては具体的な成案を得るに至らなかつたのでございますが、もう少し時間をいただいた上で何らかの、漸進的ではあれ、解決法をお互いに見出すように勉強しようではないかということに私と彼との間はなつております。

その場合に、最大の問題としていふ言われておりますのは、昔から言われておりますことでもございませぬが、資本市場に対して非常に不測の影響を与えることがないようにという配慮、これはやはりどうしても必要だろつと思ひます。それから、原則課税ということにはなかなかいけないというその裏には、やはり個人株主が非常に減つてしまつておる、非常な小口の投資家というものに無用の恐怖心を与えないというような、きわめて現実的な物の考え方というものも必要だろつ。ただ、有価証券市場が全体としてシュリンクしてしまつたといふようなことは、これは制度改正がたとえは発表になつたとかあるいは記事になつたといふと

きの心理的な問題はともかくとして、ある時期を經過すればそんなことはないんじゃないのかな、そこをもう少し勉強しようではないかといふことございませぬが、それにつきましましては、村山委員のおっしゃいましたように、現に少なくともたてまえ上は課税している国でちゃんと資本市場が成り立っている国ではないか。いや、それじゃ一体どうやってその国は課税しているのか、税法が現実にとり動いているのかといふこともひとつなるべく早い機会にもう少し具体的に勉強してみたい、それが日本の市場の場合にうまく適合できるという自信を持つたいい解決策を二人で探そうではないかといふことになつております。具体的な案がまだいまだにお出しできないのはまことに申しわけないのでございませぬが、もう少し時間をいただきますまして、いま私が申し上げたような方向で努力をさせてみていただきたいと思います。

○村山(喜)委員 不公正税制といふそりがあるその背景には、やはり総合所得課税の原則というものが骨抜きになつて、そしてフローの面についてはこれは課税がたやすくされるけれども、ストックの分に対する課税が不十分である、こういうところ国民の税制に対する不満があるんだと私は思ふのです。そして、やはり税制の体系というものが、課税対象の大部分が流動性に乏しい不動産を対象にして課税を強化するといふ方向しか考えられていない。そういうような面から、私は、やはり有価証券の譲渡所得に対する課税なりあるいはキャピタルゲインの課税という問題は、今日的な資産の構成の内容に関する問題であり、これはやはり課税を公正にするという立場から問題をもちと突き詰めて、税調あたりで検討された結果をこの大蔵委員会にも出していただいて、そのうして公正な課税が行われるような措置をおとりをお願いしたい。こういう考え方は、大蔵大臣、いかがでございますか。

○坊間務大臣 先ほど来申し上げておりますが、中期税制におきましては、税制の材料といふものもできるだけ組上に出してそこで研究をしていく

といふことでございますから、そこで、その土俵場におきましておっしゃるような御意見、それを十分頭に入れたながらこれを研究していただくといふふうりに持っていきたい、かように考えております。

○村山(喜)委員 帰属所得の問題ですね、家賃、地代、こういうような問題は、日本の場合には従来は資産やサービスの生利利益は所得としては考へない、こういうことございませぬ。固定資産税では考へられておるわけですが、そういう所得税の中で問題を考へることはお考へになつていないのか。この点を私たちはやはり国民の公正な税制の上から見まして——田中さんのように大邸宅に住んで、そうしてそれを自由に使つて、それから生まれるところの利益というものを享受していらつしやる人もおる。中には、三疊間に二人とか住むような状態の住居の狭い中で生活を余儀なくされておる人たちもおるわけだ。この場合に、国税庁の場合には、たとえば会社が支給する家がある、それを無料で提供した場合には、それだけの所得があるものとして課税をすることにしよう。その点はいかがですか。

○山橋政府委員 お答えいたします。現物給与という形で課税の対象になるかと思ひます。

○村山(喜)委員 したがしまして、自分の持ち家なりあるいは自分の土地を持って豪邸に住んでおる人たちの場合には、私はある程度——諸外国、特に西ドイツやオランダや北欧の国々にはそういう制度が、帰属所得についてはまだ現実に税制として残つておる、こういうことも聞くのでございませぬが、日本の場合にこういう帰属所得の取り扱いを税制の中でどういふふうにお考へになるのか、お答えをいただきます。

○大倉政府委員 ただいまの問題は、所得税の理論的な側面としては研究に値する問題であるといふことで、終始、問題意識としては持たれておるわけでございます。ただ、複数の税目を持つております場合には、まさしくおっしゃいましたよう

に、固定資産税という負担が別にあつたり、それからまた今後の問題として、先ほど話題に出ました富裕税といふようなものが考へられたりするといふことになりませぬと、やはり納税者一人がいろいろな負担をするといふこととあわせて考へるべき問題になるのかもしれませぬ。つまり、所得税が単一租税であるという場合には、それはインビューテッドインカムといふものも取り入れてこないとおかしいといふ考へ方が確かにあると思ふのです。ただ、複数租税であつて、固定資産税はまた別途にその資産を保有しているという考へ方で課税するものではございませぬけれども、そういう課税を負担している、そのほかにさらにインビューテッドインカムをまた所得課税するといふことになりませぬと、やはりそれは全体の負担の配分としてどう考へたらよろしいかといふ別の角度がもう一つ出てくるのかもしれない。それからもう一つは、かなりアカデミックに説明しないとわからない話でございまして、いまの日本で、所得税でそれは所得に上積みしてこれだけ税がございませぬと申つて、ああそうかといふわけになかなかならないかもしれないといふ面もございませぬので、いま申し上げたようないろいろな角度を取り入れながら、今後なお論議の対象にはなるべき性質のものだ、そのように私としては受けとめております。

○村山(喜)委員 これはなかなか取りにくいだらうと思ひますが、検討の課題として御研究をお願いしたいと思ひます。時間の関係がございませぬから、あと一点だけお伺ひしておきますが、これは、災害を受けた場合、住宅ローンを借りましてちやうど返済中の罹災者、その場合にはローンの返済がまだ済まないうちに家が流失してしまつた、そして復旧の費用をまた負担しなければならぬ、こういう問題が二重の災難として出てくるわけですね。

そこで、これは昨年の災害のときにいろいろ当事者間で検討をいたしまして、そういう流失をしたような場合には、ローンの返済金はすべて貸倒

引当金の対象物件として処理をしてもらいたい、これは当時銀行協会の方に申し入れをして、そうして協議をしたようでございます。その場合に、そういうようなことで返済扱いにしなければならぬ、ローンを借りることができない、こういうことになりまして、返済不能という処理の形をとった場合には、それだけの利益を譲渡されたという形になって、譲渡税がかかるという問題が税法上は出てくる、こういうようなことから、五百万のローンの残高があった場合には五百万円の贈与を受けたものとして課税をされたのではかなわぬ、何とかこら辺を税法の上でもしてもらいたいというような要請がありました、これは検討課題ということになっておったと思うのですが、こういうような場合はどういう処理が適当であり、なされたのか、このお答えをいただきたいのが一つでございます。

それからもう一つは、これは主税局で検討をしておるといって話でございました。というのは、がけ下に家があつて、そして立ち退き勧告を受けている。そこで、自分の持っている他の土地を売って住宅を建設した場合には、先ほどの佐藤委員の質問ではございませんが、そういうような場合には特別の措置を講ずることが必要ではないか、こういうことで、ではそれはどこが認定をした場合にはそういうふうになるだろうか、市町村が認定をしただけではだめだ、国土庁が認定をした場合には、それはそういう政策上必要であるということとで移転を要請されることになるのだから、この問題についてもひとつ検討をしてみようというところで、当時主税局の方では話をされたやに私はここにメモを持っているわけでございますが、こういうような場合はどのような措置をおとりになるつもりであるのか。また災害はことしはやってきませんけれども、去年と同じような大災害が発生をした場合に、私は所得税の場合も純資産の増加額に伴う課税というのが原則であるべきである、その場合に災害等が発生いたしましたして資産を喪失するというような場合にいろいろな対策を講

じなければならぬ、こういうことから問題を提起しているわけでございます、そのようなことに対してどういふふうにして大蔵省としては考えるかをお答えいただきたいのです。

○大倉政府委員 御質問の前のローンを返済の途中で災害を受けた、その場合に、家屋が滅失等いたしますれば、それは雑損控除が災免法かどちらかの適用はまずございますが、そのほかに、銀行側がこれを返済不能という処理をした、そういう何らの請求権を持たないというのであれば、それは銀行にとっては貸し倒れになると思ひます。それから今度は税務の側で、一般論としては、債務免除を受けますればそれに相当する贈与を受けたということにはなりませんけれども、しかし、その場合にも、相続税法の八条で「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、当該債務の全部又は一部の免除を受けたとき」というときには課税対象から除外するといふことがございまして、おっしゃるような事例は当然この規定を適用していいのではなからうか。つまり、災免なり雑損で、こっちは損を見ているのだから、こっちは受贈益があつたなんて言わなくても、それはいいのではないかとというように私としては考えます。国税庁の方でも恐らくその取り扱いをしてくれると思ひますが、なお確認が必要であれば次長からいたしたいと思ひます。

後段の問題は、実は前々から御指摘がございまして、検討を続けていることは事実でございますが、どうもいまのところ、こうしていただければ適用できますという結論が出ておりません。なかなか現行法ではむずかしい。ちょっと申しわけございませんが、ただいままでの検討ではそういうお答えしかできない状況でございます。

○山橋政府委員 ただいまのお話は、主税局長のお答えしたとおりでございまして、そのような応答の趣旨をつけて現地の名古屋国税局の方には通知をしているところでございます。

○村山(善)委員 いまの立ち退き勧告の問題です

ね、これはやはりそういうような状態の中でがけ下移転住宅の問題が集団でなされる場合には補助金まで出されて移転促進が図られているわけですね。だから、税法の上におきましても、そこに住んだらまた災害が発生をするおそれがあるから立ち退きをしない、これが市町村の何ではないかと国土庁あたりでそういうような一つの基準を出した場合には、やはり災害を受けて立ち退きをしなければならぬというふうな事情等もあるわけですね。もう間もなく梅雨時期がやつてまいります。検討中であるそうでございますから、それに間に合うように事前の準備をしておく必要がことしもあるだろうと私は思ひますので、前向きな形で結論をお出しいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○小淵委員長 これにて、両案に対する質疑は終了いたしました。
次回は、来る二十五日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時五十分散会

